

事務事業及び予算の執行実績
(令和6年度分「一部、令和7年度分含む」)

静岡県西部健康福祉センター

静岡県西部保健所

静岡県西部児童相談所

静岡県西部知的障害者更生相談所

磐田市見付 3 5 9 9 - 4

電話 〈0538〉 37-2243

FAX 〈0538〉 37-2241

目 次

1	西部健康福祉センターの概要	
	事務事業の概要（様式第1号-3）	1
	所管区域	4
	組織及び所掌事務	5
2	課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）及び評価（課題等）及び改善	
	総務課	7
	<福祉部>	
	福祉課	10
	<医療健康部>	
	地域医療課	46
	健康増進課	77
	<相談部>	
	西部児童相談所	97
	西部知的障害者更生相談所	109
	<衛生環境部>	
	衛生業務課	111
	環境課	139
	<掛川支所>	159
3	財産及び経理状況	
	事業の根拠法令調（様式第1号-4）	161
	職員配置調（様式第3号）	166
	歳入予算執行状況調（様式第5号）	168
	県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調（様式第5号-2）	176
	過年度分収入未済額調（様式第6号）	180
	現金出納調（様式第7号）	181
	保管現金有高調（様式第7号-2）	181
	預金調（様式第7号-3）	181

郵券等受払調（様式第7号－4）	-----	182
歳出予算執行状況調（様式第10号）	-----	184
委託料等歳出予算執行状況節別集計表（様式第10号－2）	-----	203
委託料等歳出予算執行状況節別集計表（様式第10号－3）	-----	204
委託料に関する調（様式第11号）	-----	205
補助金支出調（様式第12号）	-----	212
負担金支出調（様式第13号）	-----	214
建築工事調（様式第19号）	-----	216
公有財産調（様式第22号）	-----	220
債権（貸付金等）の管理状況調（様式第25号）	-----	221
借地借家等調（様式第26号）	-----	222
事務機器等債務負担行為に係る調（様式第26号－2）	-----	223
行政財産貸付・使用許可調（様式第27号）	-----	224
普通財産・借受財産等貸付調（様式第27－2号）	-----	224
備品・図書調（様式第29号）	-----	225
主要備品調（様式第29号－2）	-----	229
公務中の事故等に関する調（様式第33号）	-----	230
工事中の事故に関する調（様式第34号）	-----	233
前回の監査結果改善状況調（様式第35号）	-----	234
職員調べ	-----	235
職員の年齢調	-----	240
健康管理	-----	241

事務事業の概要

1 概況

(1) 沿革

- 平成 17 年 7 月 12 市町村が合併した新浜松市の誕生により、中東遠、北遠、西部の 3 健康福祉センターを統合し、新西部健康福祉センターを中遠総合庁舎に、同センター掛川支所を掛川市金城 93 に、同センター浜名分庁舎を浜名郡新居町新居 3447 に設置した。
- 平成 22 年 3 月 浜名郡新居町が湖西市と合併したため、同センター浜名分庁舎の所在地が湖西市新居町新居 3447 となる。
- 令和 3 年 10 月 同センター浜名分庁舎が湖西市健康福祉センター「おぼと」内に移転し、所在地が湖西市古見 1044 となる。

旧中東遠健康福祉センター関係

(磐田保健所)

- 昭和 23 年 7 月 浜松保健所管轄区域から磐田市・磐田郡を区割りし、蚕業取締所磐田支所を借用し、磐田保健所として業務を開始する。
- 昭和 28 年 4 月 二俣保健所の開設により、管轄区域より磐田郡広瀬村以北 3 町 12 村を移管する。
- 昭和 43 年 4 月 保健所設置条例の一部改正により、森保健所が廃止され周智郡森町が管轄区域となった。
- 昭和 54 年 9 月 中遠総合庁舎へ移転する。
- 平成 8 年 10 月 静岡県優生保護相談所設置条例を廃止する条例の制定により磐田優生保護相談所は廃止される。

(掛川保健所)

- 昭和 19 年 11 月 小笠郡 4 町 35 村、周智郡 4 町 10 村を管轄区域として、小笠郡掛川町仁藤の民家を借用して業務を開始する。
- 昭和 27 年 2 月 森保健所の開設により、管轄区域の周智郡 3 町 8 村を移管する。
- 昭和 52 年 3 月 掛川市金城 93 に、西部食肉衛生検査所との合同庁舎が建設され移転する。
- 平成 8 年 4 月 合同庁舎内に、西部民生事務所掛川支所が入居する。

(中東遠健康福祉センター)

- 平成 10 年 4 月 掛川保健所、磐田保健所及び西部民生事務所の中東遠管轄区域を再編し中東遠健康福祉センターを中遠総合庁舎に、同センター掛川支所を掛川市金城 93 に設置した。
- 平成 17 年 4 月 豊岡村が磐田市と合併したため、北遠健康福祉センター管轄から当所の管轄区域となる。

旧北遠健康福祉センター関係

(天竜保健所)

- 昭和 28 年 4 月 磐田保健所管内の磐田郡広瀬村以北の 3 町 12 村を管轄区域とする二俣保健所として発足し、二俣町公民館を仮庁舎として業務を開始する。
- 昭和 28 年 5 月 磐田郡二俣町二俣 1809 番地の 1 に庁舎が竣工し移転する。
- 昭和 33 年 11 月 二俣保健所を天竜保健所に改称する。
- 昭和 43 年 4 月 保健所設置条例の一部改正により、森保健所が廃止されたため春野町が管轄区域に編入される。
- 昭和 49 年 4 月 浜松保健所廃止に伴い浜北市が管轄区域に編入され、浜北市小松 3529 番地に浜北出張所を開設する。
- 昭和 56 年 3 月 天竜市二俣町二俣 530 番地の 19 に新庁舎が竣工し移転する。
- 昭和 59 年 4 月 行政組織規則の改正により、浜北出張所を浜北支所に改称する。
- 昭和 63 年 3 月 浜北支所の老朽化により、浜北市平口 1604 番地の 1 に移転改築する。

(北遠健康福祉センター)

- 平成 10 年 4 月 天竜保健所と西部民生事務所の一部を統合し、北遠健康福祉センターとして発足した。この再編に伴い、浜北支所を西部健康福祉センターに移管した。
- 平成 17 年 4 月 豊岡村が磐田市と合併したため、当所管内から中東遠健康福祉センターの管轄区域となる。

旧西部健康福祉センター関係

(浜名保健所)

- 昭和 28 年 4 月 浜松保健所管内であった鷺津町、新居町、白須賀町と三ヶ日保健所所管であった新所村、入出村、知波田村の 6 町村を所管区域として湖西保健所が発足し、業務を開始する。
- 昭和 49 年 4 月 浜松保健所廃止に伴い、舞阪町、雄踏町、可美村が所管となる。
- 昭和 51 年 4 月 湖西保健所を浜名保健所と名称変更し新庁舎で業務を開始する。
- 平成 3 年 5 月 可美村が、浜松市との合併により浜松市保健所の所管区域となる。

(三ヶ日保健所)

- 昭和 23 年 6 月 浜松保健所管内であった引佐郡及び浜名郡の一部 3 町 11 村を所管区域として発足し、業務を開始する。
- 昭和 28 年 4 月 湖西保健所の開設により、新所村、入出村、知波田村の区域を移管する。
- 昭和 30 年 4 月 市町村合併に伴い都田村の区域を浜松保健所に移管する。
- 昭和 31 年 4 月 市町村合併に伴い亀玉村の区域を浜松保健所に移管する。
- 昭和 59 年 3 月 庁舎を新築移転する。

(天竜保健所浜北支所)

- 昭和 49 年 4 月 浜北市小松に天竜保健所浜北出張所を開設し、業務を開始する。

昭和59年4月 行政組織規則の改正により、浜北出張所を浜北支所に改称する。
 昭和63年3月 浜北市平口に新築移転する。

(西部民生事務所)

昭和23年4月 児童福祉法の制定により、浜松児童相談所が設置された。
 昭和28年4月 社会福祉事業法の制定により、西遠福祉事務所が設置された。
 昭和51年4月 機構改革により、福祉事務所と児童相談所を統合し、身体障害者更生相談所・
 神薄弱者更生相談所を併設した「西部民生事務所」として発足し業務を開始する。
 平成元年3月 新浜松総合庁舎の完成に伴い、浜松市東田町87に移転した。

(西部健康福祉センター)

平成10年4月 浜名保健所、三ヶ日保健所、天竜保健所浜北支所、西部民生事務所を統合し、
 西部健康福祉センター（浜名分庁舎を含む）として発足し業務を開始する。

(2) 所管区域

所管区域は、静岡県西部地区に位置した7市1町から構成される。面積は2,475.81平方キロメートルで静岡県総面積の約32%を占めている。

なお、保健所、児童相談所及び知的障害者更生相談所は政令指定都市である浜松市を除く6市1町の区域を所管している。

(3) 管内市町面積・人口・世帯数

(令和7年9月1日現在)

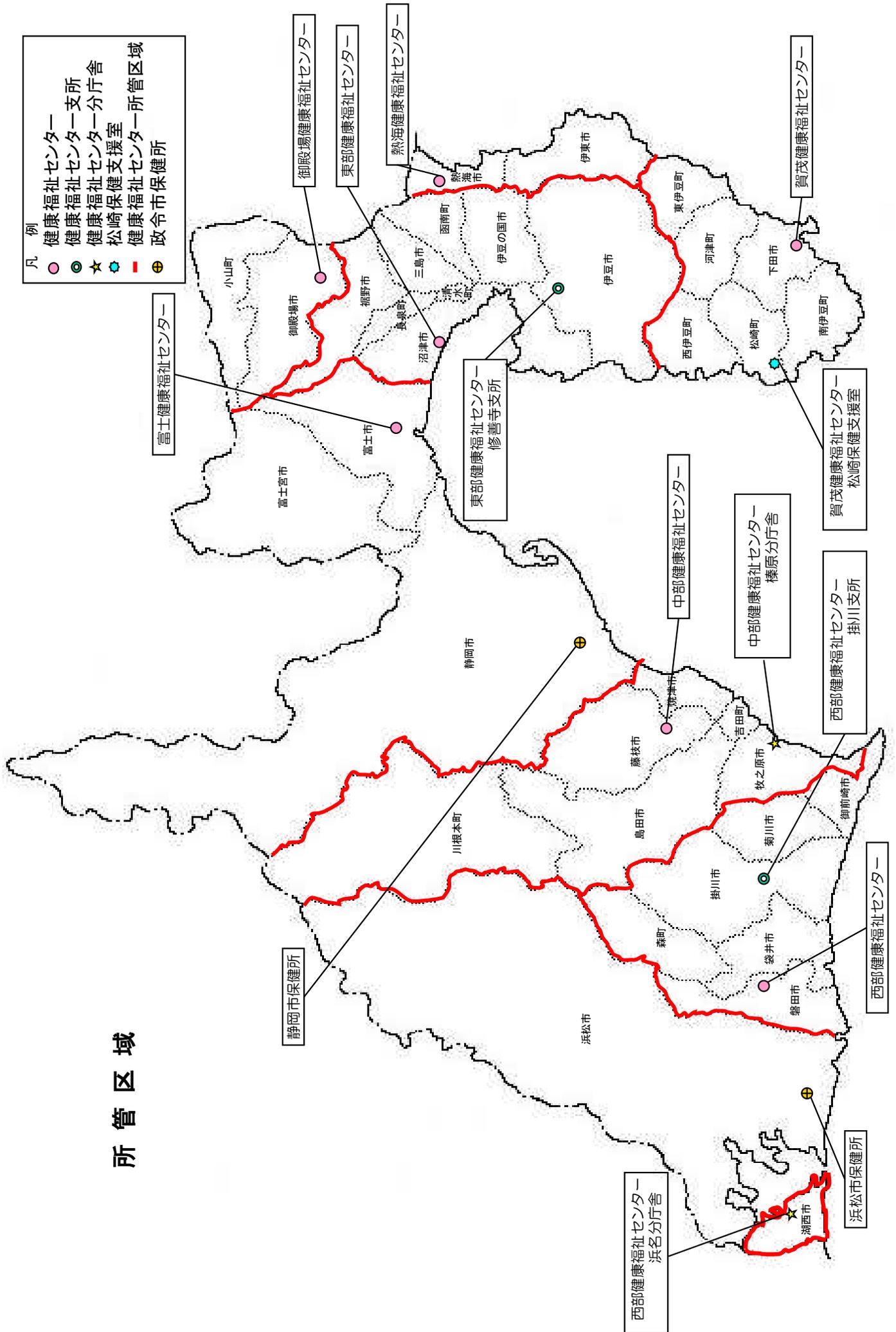
市町名	日 本 人 及 び 外 国 人			世 帯 数 (世帯)	面積 (平方km)
	人 口 (人)				
	総 数	男	女		
浜 松 市	769,587	382,669	386,918	335,965	1,558.11
磐 田 市	161,728	81,343	80,385	67,985	163.45
掛 川 市	112,256	56,518	55,738	46,563	265.69
袋 井 市	87,249	44,322	42,927	36,452	108.33
湖 西 市	55,368	28,603	26,765	23,993	86.56
御 前 崎 市	28,606	14,582	14,024	11,615	65.57
菊 川 市	46,285	23,531	22,754	18,758	94.19
森 町	16,162	8,064	8,098	6,329	133.91
管 内 合 計	1,277,241	639,632	637,609	547,660	2,475.81
静 岡 県	3,493,544	1,722,561	1,770,983	1,535,655	7,777.01

(注) 人口及び世帯数は、県統計活用課作成静岡県の推計人口（令和7年9月1日現在）

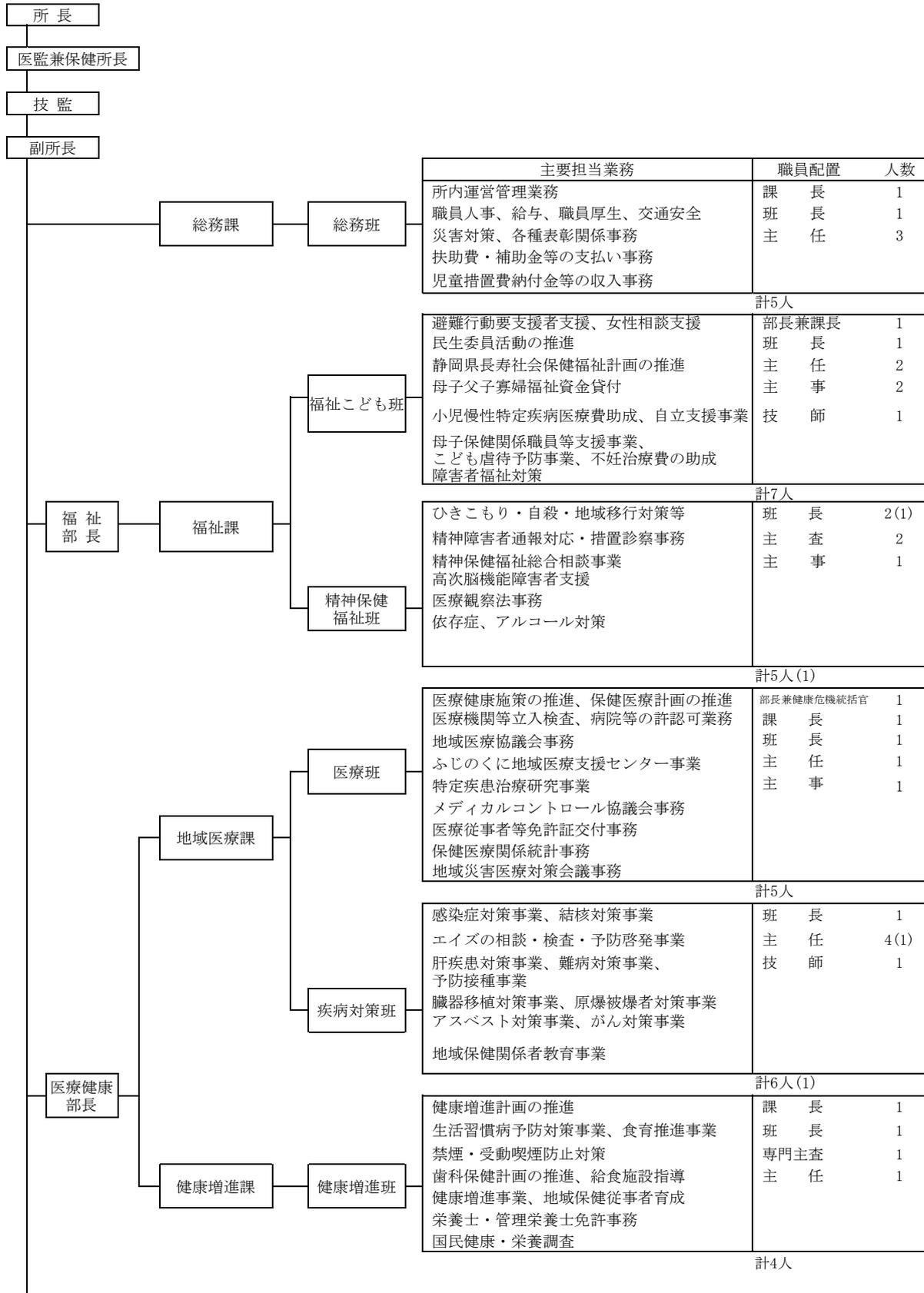
面積は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和6年10月1日現在）

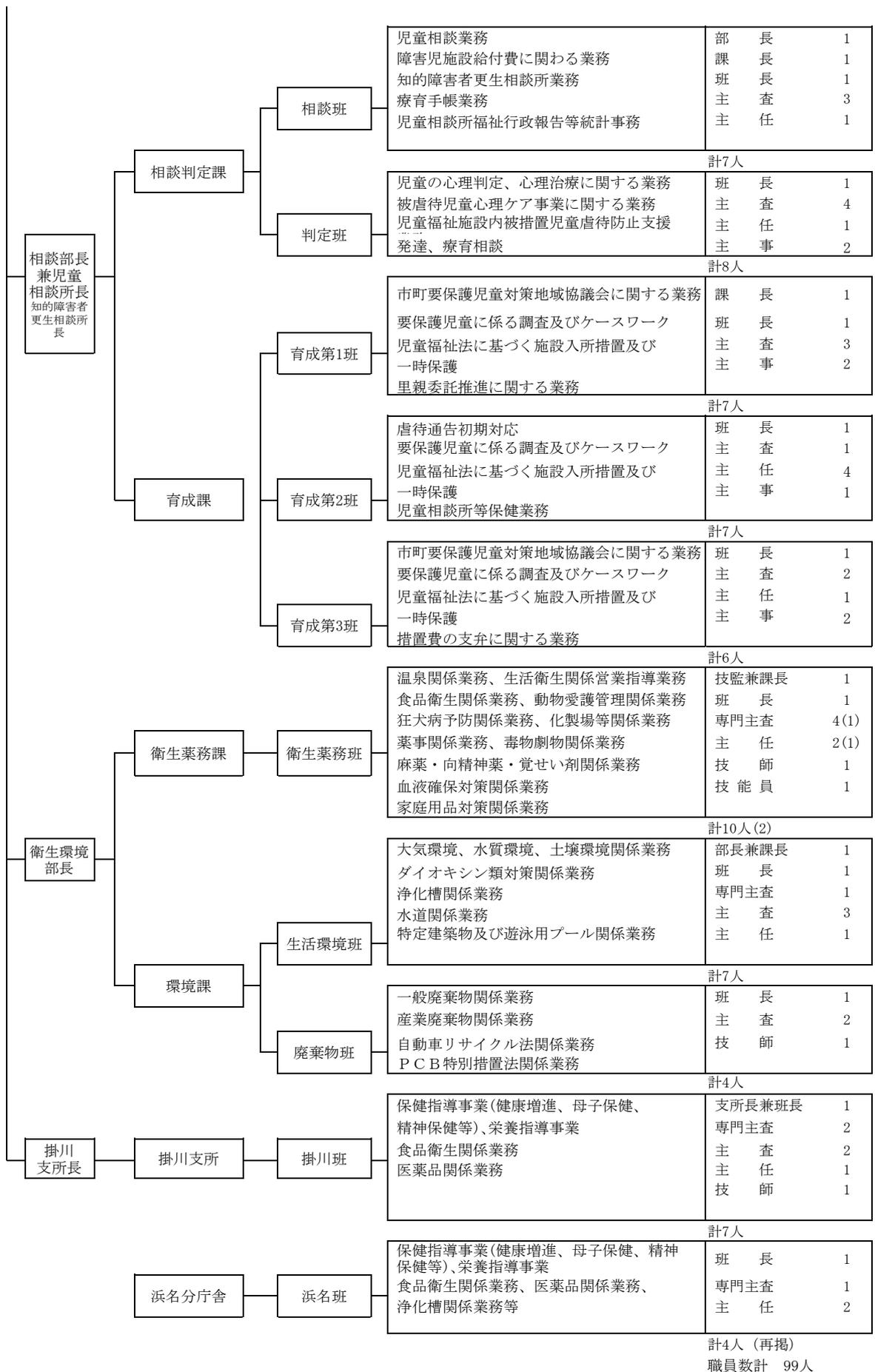
所管区域

- 凡例
- 健康福祉センター
 - 健康福祉センター支所
 - ★ 健康福祉センター分庁舎
 - ★ 松崎保健支援室
 - 健康福祉センター所管区域
 - ⊕ 政令市保健所



組織及び所掌事務（令和7年9月30日現在）





(その他会計年度任用職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	20

(各課人数中 () は浜名班員の内数。)

2 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績(成果)並びに評価(課題等)及び改善

総務課

1 業務の効率的執行の確保

(1) 目的

職場の安全管理及び職員の健康管理に努めるとともに、風通しのよい職場環境をつくり、円滑な業務の遂行を目指す。

(2) 実績(成果)

ア 職員間の連絡調整

毎月第4火曜日に、所長、医監、副所長他幹部職員等を参加者とする所内連絡会を開催し、各部・課間の連絡調整・情報共有を行い、効率的な運営体制づくり、円滑な業務の推進に努めている。

また、年度前半に、所長自ら若手職員等との個別面談を実施し、業務や健康状況等についてコミュニケーションを図り、風通しのよい職場環境づくりに努めている。

イ 職員の健康管理

県が実施する各種の健康診断の受診を勧奨し、疾病の早期発見に努め、異常が発見された職員には速やかに医師の診療を受けるように促している。

また、有給休暇の計画的な取得による精神的リフレッシュと、積極的に子育て等に参加するための家族休暇等の取得を奨励し、健康的な職場づくりに努めている。

さらに、毎週水曜及びワーク・ライフ・バランス推進デー(毎月第3、最終金曜日)における定時退庁の周知徹底を図り、時間外勤務の縮減に取り組んでいる。

ウ 職員の交通安全対策

各課持ち回りで月ごとに交通安全標語を作成し所内へ掲示するほか、公用車での出張時の声かけ等、機会あるごとに職員の安全意識を喚起し、職場全体で交通安全を推進している。

- ・ 交通安全標語の所内連絡会での唱和と所内掲示
- ・ 公用車出張における出発時の声かけ及びアルコールチェッカーの確認
- ・ 各種安全運転講習会への参加
- ・ 交通事故、交通安全に関する情報を、随時、全職員へ提供
- ・ 「セーフティドライブキャンペーン～チャレンジラリー92～」への全職員参加
- ・ 「公用車交通事故発生時対応マニュアル」及び「万一交通事故に遭ったら」の配布

エ 会計・経理事務

事業を円滑に推進するため、会計・経理及び物品事務を迅速・正確に処理し、効率的な業務執行に努めている。

オ 庁舎管理

当センターは本庁舎以外に掛川支所庁舎と浜名分庁舎の2つの庁舎を持っている。

掛川支所庁舎は、令和3年度に実施した劣化診断の際に早期対応を指摘された箇所については現在修繕工事等を進めており、より快適な職員の職場環境を維持するよう努めている。

浜名分庁舎は、老朽化に加え津波浸水区域にあることから、令和3年10月に湖西市健康福祉センター「おぼと」内に移転した。

旧浜名分庁舎については、令和3年3月のファシリティマネジメント委員会で「処分の方向で検討する」との方針が示されていることから、隣接する旧浜松土木事務所新居支所を所管する交通基盤部と調整を図りながら手続きを進めているところである。

(3) 評価（課題等）及び改善

- ・ 時間外勤務の縮減及び交通安全対策への取組により、自らの健康・安全管理に対する意識が浸透しつつある。今後も引き続き、各自の注意を喚起するよう努めていく。
- ・ 庁舎管理においては、掛川支所庁舎へ入居する当センター、食肉衛生検査所及び袋井土木事務所の三所で構成する庁舎管理運営会議を開催し、効率的な庁舎管理に努めている。

2 地震等災害対策

(1) 目的

災害時における管内医療・福祉関係の災害対策に迅速に対応できる体制づくりを目指す。

(2) 実績（成果）

静岡県広域受援計画に基づき、西部方面本部健康福祉班として健康福祉部関係各班と連携して実践に即した医療救護訓練等を実施し、体制に不備がないか点検することにより、災害時における円滑な実施体制づくりに努めている。なお、令和6年度は発災後2週間後を想定した訓練を実施し、応急期のシミュレーションを行った。

<防災訓練>

項目	内容	実績
保健医療福祉調整会議訓練 令和6年10月16日	・ 災害対応が長期化した場合における受援を前提とした受援体制シミュレーション	大規模災害時の保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に係る情報の連携、整理及び分析等を行った。
地震対策オペレーション2025（大規模図上訓練） 令和7年1月17日	・ 災害対応体制の確認 ・ FUJISAN、EMIS等の操作確認	各チームでシステムの操作確認・マニュアル内容確認を行った。

健康福祉部 防災訓練 令和7年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・突発型大地震を想定した災害応急対策活動の確認、検証 ・県、市町、防災関係機関及び事業所等との連携強化 	健康福祉班各チームが突発型地震発災時に対応すべき業務を確認し、関係機関との連携訓練を行った。
総合防災訓練 令和7年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いにおける巨大地震を想定した災害応急対応の習熟及び体制の検証 	市町や関係機関との連携訓練、防災情報システムの操作訓練等を実施した。

(3) 評価（課題等）及び改善

令和6年1月の能登半島地震、令和6年8月の南海トラフ地震臨時情報発令等、災害対応を意識する機会も多く、各チームの業務を再確認するとともに課題や問題点も認識することができた。今後は本庁関係各班と連携して課題や問題点を改善し、所内各課において各自の役割や対応について確認するなど引き続き災害への対応力の向上に努めていく。

また、健康福祉班各チームの責任者が遠距離通勤者の場合、発災時に登庁できないことを想定して代理の者を定めるなど、非常時における体制を整備している。

3 災害救助法施行事務

(1) 目的

災害により災害救助法の適用を受けた市町に対して負担金を交付する。

(2) 実績

以下の災害救助法の適用を受けた災害に係る令和6年度災害救助費繰替支弁金の交付を行った。

災害名	発生日	交付市町
台風第2号	令和5年6月2日	磐田市
台風第10号	令和6年8月22日	磐田市

(3) 評価（課題等）及び改善

市町から提出された申請書について、内容を確認し本庁へ進達した。また、交付決定後は速やかに負担金を交付する等、適正な事務処理を行った。

なお、令和7年度の台風第15号により災害救助法の適用を受けた市町があったため、今後本庁担当課や市町と連携し、速やかに事務処理を行う。

<福祉部>

福祉課

福祉課は、地域福祉、高齢者福祉、ひとり親家庭支援及び母子保健を含む子育て支援に係る事務、障害者保健福祉を所掌している。

地域福祉では、民生委員・児童委員活動の推進、避難行動要支援者対策の促進等の事業を実施し、高齢者福祉では、「ふじのくに長寿社会安心プラン」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・充実に向けた圏域会議の開催や高齢者の生きがい対策の一環として、老人の日記念事業等を実施している。

子育て支援では、「しずおか子ども幸せプラン」に基づき、子どもと子育て家庭に対する総合的な支援施策を展開している。また、困難を抱える女性の支援として女性相談を実施している。

障害者保健福祉では、「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づき、障害を理解するための啓発事業や手話通訳者広域派遣事業を実施するほか、精神障害者の保健福祉対策等を実施している。

1 民生委員・児童委員及び主任児童委員活動の推進

(1) 目的

民生委員や地区民生委員協議会の活動に要する経費等を助成するほか、委員の委嘱・解嘱を円滑に行うことなどにより、民生委員・児童委員活動の充実強化を図る

(2) 計画及び実績（成果）

随時の民生委員・児童委員の委嘱・解嘱に係る事務を行うとともに、市町に対して民生委員活動に要する経費に係る負担金を交付した。さらに、本庁地域福祉課と協力して、役員、中堅、1期目の各階層の民生委員に対し研修を行った。令和7年度は、市町担当者に対し、令和7年12月に行われる一斉改選に向けての説明会を行った。

年度	開催日	研修区分	内容
令和6年度	8月5日	役員	持続可能な制度にするための民児協の運営を考える
	10月22日	1期目委員	民生委員・児童委員の役割分担について ほか
	11月12日	中堅委員	能登半島地震から学ぶ災害に強い地域づくり ほか
令和7年度	7月28日	全体	一斉改選にかかる引き継ぎについて ほか
	12月23日	新任役員	民事協運営にあたっての地域課題（予定）
	1月28日	新任委員	委員としての心構え、委員活動の実務等（予定）

(3) 評価（課題等）及び改善

民生委員・児童委員の担い手確保と活動の充実に寄与した。今後とも、民生委員・児童委員の活動に対する助成、研修を通じた資質の向上、協力員制度の活用等により、更なる円滑な活動推進や、委員の担い手確保を進めるとともに、委員の委嘱や辞任・死亡による解嘱の手続が速やかに行われるよう管内市町と連携を密にしていく。

民生委員・児童委員調

(令和7年9月30日現在)

区分 市町別	定 数	現 員			1人1か月平均 取扱件数
		男	女	計	
磐田市	327人	168人	157人	325人	11.1件
掛川市	194人	118人	75人	193人	10.3件
袋井市	153人	98人	55人	153人	10.9件
湖西市	107人	37人	67人	104人	10.0件
御前崎市	63人	27人	36人	63人	9.5件
菊川市	83人	54人	28人	82人	6.6件
森 町	46人	23人	22人	45人	7.5件
計	973人	525人	440人	965人	10.1件

(注) 本表は、主任児童委員を含む。

健康福祉部 7

民生委員・児童委員の活動状況調

(令和6年度)

1 内容別相談・支援件数			分野別相談・支援件数		
区 分	件 数	1委員当り※	区 分	件 数	1委員当り※
在 宅 福 祉	1,027	1.1	高齢者に関する事 こと	8,560	8.9
介 護 保 険	398	0.4			
健康・保健医療	876	0.9			
子育て・母子保健	167	0.2			
子どもの地域生活	1,223	1.3	障害のある人に関する こと	1,119	1.2
子どもの教育・ 学 校 生 活	1,072	1.1			
生 活 費	354	0.4			
年 金 ・ 保 険	79	0.1	子どもに関する事 こと	2,723	2.8
仕 事	74	0.1			
家 族 関 係	613	0.6			
住 居	223	0.2	そ の 他	3,236	3.4
生 活 環 境	1,000	1.0			
日常的な支援	3,491	3.6			
そ の 他	5,041	5.2	計	15,638	16.3
計(1)	15,638	16.3			

※「1委員当り」の件数については、各年度末時点の委員数で算出

2 その他の活動件数	活動区分	件数	1委員当り※
	調査・実態把握	9,241	9.6
	行事・事業・会議への参加協力	18,687	19.4
	地域福祉活動・自主活動	40,322	42.0
	民児協運営・研修	31,160	32.4
	証明事務	1,543	1.6
	要保護児童の発見の通告・仲介	122	0.1
	計(2)	101,075	105.2

※「1委員当り」の件数については、各年度末時点の委員数で算出

3 相談・支援・調査のため	区分	件数	1委員当り※
	相談・支援及び活動件数(1)+(2)	116,713	121.4
	前年度	111,582	116.5
	活動日数	119,813	124.7
	訪問回数	84,194	87.6
	連絡調整回数	49,058	51.0

※「1委員当り」の件数については、各年度末時点の委員数で算出

2 避難行動要支援者の支援

(1) 目的

災害時に自らの身を守るために必要となる情報の入手や安全な場所への速やかな避難が困難な高齢者・障害のある人等の「要配慮者」のうち、災害発生時等において特に避難支援を要する「避難行動要支援者」の避難対策に使用する個別避難計画作成を推進するため、市町を支援する。

(2) 計画及び実績(成果)

健康福祉部の取組として、令和3年5月に改定された「避難行動要支援者の避難行動計画支援に関する取組指針」に基づき、市町の避難行動要支援者名簿の整備や、避難支援計画(全体計画・個別計画)の策定・推進を支援している。

ア 市町への助言・指導

健康福祉部企画政策課、西部地域局等と連携し、市町担当者・市町社協担当者等を対象に避難行動要支援者避難支援対策の進捗状況を確認するとともに、問題点の解決に向けて助言・指導を行った。

年度	開催日	区分	内容	参加数
令和6年度	7月10日	意見交換会	・事例紹介、各市町の取組状況報告 ・助言者：認定NPO法人静岡市障害者協会 松山文紀	31人
	9月（湖西市、掛川市、磐田市）10月（菊川市、御前崎市）	フォローアップ	・市町の取組や課題のヒアリング ・参加者：県・各市町担当者、社協担当者、介護支援専門員	40人
令和7年度	7月4日	意見交換会	・事例紹介、各市町の取組状況報告 ・助言者：認定NPO法人静岡市障害者協会 松山文紀	35人
	10月～2月	フォローアップ	(希望する市町で実施予定)	

(3) 評価（課題等）及び改善

意見交換会では、各市町の今年度の取組を紹介のほか、グループワークを実施し、個別避難計画策定のプロセスや庁内外の連携について議論するなど内容の充実を図った。

西部管内は、8市町全てで個別避難計画の策定に着手しているが、計画策定の進捗につながるよう、課題等の解決に向けた支援を強化していく。

3 戦没者遺族等の援護事業

(1) 目的

戦没者、戦災死者など明治維新以来太平洋戦争に至る間に、戦禍により犠牲となった者の慰霊を行う。

(2) 計画及び実績（成果）

管内市町（浜松市含む）において開催された戦没者追悼式等に参加した。

また、各市町からの依頼に応じて供花や献花、追悼の辞を捧げた。

年度	出席市町数
令和6年度	8市町
令和7年度	8市町

(3) 評価（課題等）及び改善

戦後生まれの遺族の増加や遺族の高齢化により、戦争体験の伝承等課題があるが、地域の方々とともに戦没者遺族等に慰霊の意を表した。

4 静岡県長寿社会保健福祉計画（「ふじのくに長寿社会安心プラン」）の推進

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）を計画期間とする第10次静岡県長寿社会保健福祉計画を推進するため、管内市町に対して広域的な調整、支援等を実施している。

(1) 地域包括ケア推進ネットワーク圏域会議の開催

ア 目的

医療・介護をはじめとする専門職の連携を強化し、市町における地域包括ケア推進体制の整備を支援する。令和7年度は、圏域における次期計画の策定に向けた課題について、中東遠及び西部圏域ごとに必要な会議を実施する。

イ 計画及び実績（成果）

圏域構成		中東遠：磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町 西部：浜松市、湖西市
委員構成	中東遠 (20人)	医師会(3名)、歯科医師会、薬剤師会、病院、訪問看護ステーション、リハビリテーション専門職、介護従事者(3名)、老人福祉施設、社会福祉協議会、ホームヘルパー、市町(6名)
	西部 (20人)	医師会(5名)、歯科医師会、薬剤師会、病院、看護協会、訪問看護ステーション、リハビリテーション専門職、介護従事者(3名)、老人福祉施設、社会福祉協議会、ホームヘルパー、市町(3名)

(令和6年度)

回数	圏域	開催日	開催内容
第1回	中東遠	11月14日	第10次静岡県長寿社会保健福祉計画（圏域計画）の進捗に係る課題等の議論及び意見交換 「高齢単身者の問題と対処について」 「オンライン診療の現状と課題について」
	西部	11月21日	

(令和7年度)

回数	圏域	開催日	開催内容
第1回	中東遠	8月28日	第10次静岡県長寿社会保健福祉計画（圏域計画）の進捗に係る課題及び次期計画策定に向けた意見交換 「在宅介護と医療連携について」
	西部	9月4日	

ウ 評価（課題等）及び改善

令和6年度は11月に第10次静岡県長寿社会保健福祉計画（圏域計画）の推進に係る意見交換を行った。令和7年度からは次期計画の策定に向けた協議が始まり、8月、9月に開催した第1回の会議では「在宅介護と医療連携について」協議を行い、多職種連携や基盤整備、ACP等について多くの意見をいただいた。第2回は、「認知症」をテーマに開催する予定である。各会議のテーマにかかる各委員の意見を集約し、圏域計画に反映する。

(2) 地域リハビリテーション強化推進事業

ア 目的

高齢者等が、要支援・要介護状態になることの予防、状態の軽減や悪化防止のため、最適なりハビリテーションの提供が地域の実情に応じて適切に行われることが重要である。このため、保健・医療・福祉等の関係者の連携による地域リハビリテーション支援体制の整備を図る。

イ 計画及び実績（成果）

（令和6年度）

（単位：件）

圏域	病院名	リハビリテーションに係る多職種連携	介護サービスにおけるリハビリテーションの視点導入促進	成支援	リハビリテーションの視点を導入したケアプランの作成	障害者や児童など高齢者以外の分野に関するリハビリテーションの推進	地域の関係機関からなる連絡協議会の設置・運営	リハビリテーション専門職の派遣調整等	計
中東遠	磐田市立総合病院	5	236	3	10	16	3	273	
西部	浜松市リハビリテーション病院	4	38	—	5	1	36	84	
合計		9	274	3	15	17	39	357	

ウ 評価（課題等）及び改善

地域リハビリテーション広域支援センターと、地域リハビリテーション支援センターが連携し、各圏域で研修等を実施するなどリハビリテーションに係る多職種連携を促進した。今後も、地域で継続的・総合的なリハビリテーションサービスを提供できるよう、広域支援センターを核とした多職種連携体制を充実させることにより、地域リハビリテーション提供体制の強化を図る。

(3) 老人の日記念事業

ア 目的

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるための施策を推進する。

イ 計画及び実績（成果）

老人の日を記念して、当該年度中に百歳を迎える長寿者に、知事からの寿詞を贈るとともに、内閣総理大臣からの祝い状及び記念品を伝達しその長寿を祝した。

（令和7年9月1日時点）

年度	記念品贈呈対象者		
	西部管内※	静岡県内	管内対象者の割合
令和6年度	566人	1,454人	38.9%
令和7年度	587人	1,583人	37.1%

※浜松市を含む。

ウ 評価（課題等）及び改善

多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝うことにより
 県民の敬愛精神の高揚と高齢者福祉の増進が図られた。

社会福祉施設要入所者調

(令和7年9月30日現在) (単位:人)

施設の種類		管内施設		管内要入所者			過不足 (A)-(B) △印は逆	摘要
		施設数	定員(A)	入所中	入所待機者	計(B)		
保 護	救護施設							
	小 計							
老 人	養護老人ホーム							
	特別養護老人ホーム							
	軽費老人ホーム							
	小 計							
児 童	福祉型障害児入所施設	3	130	27(21)	*			
	医療型障害児入所施設	0	0	11(0)	*			
	児童心理治療施設	0	0	1(0)	1	2(0)	△2	
	小 計	3	130	39(21)	1	2(0)	—	
障害者支援施設								
合 計								

*印欄は契約施設であるため記入不要。管内要入所者の入所中欄は管外施設への入所を含めた入所者数。
 児童施設に係る同欄 () 書きは、管内施設入所者数を再掲。

高 齢 者 数 等 の 調

(令和7年4月1日現在)

区 分		総人口	高 齢 者 数				老人クラブ		
市町別			60才 以上 65才 未満	65才 以上	計	総人口 に対する 65才 以上の 人口比	クラブ 数	加入者数	加入率
浜松市	令和5年度	790,580	47,731	225,153	272,884	28.5%	374	18,175	6.7%
	令和6年度	786,792	47,625	226,421	274,046	28.8%	361	17,018	6.2%
	令和7年度	781,011	48,428	226,281	274,709	29.0%	347	15,894	5.8%
磐田市	令和5年度	167,375	9,796	48,709	58,505	29.1%	95	4,939	8.4%
	令和6年度	166,307	9,678	48,998	58,676	29.5%	91	4,952	8.4%
	令和7年度	164,914	9,826	48,963	58,789	29.7%	90	4,554	7.7%
掛川市	令和5年度	115,589	7,267	32,804	40,071	28.4%	58	4,273	10.7%
	令和6年度	115,028	7,122	33,012	40,134	28.7%	57	4,008	10.0%
	令和7年度	114,678	7,079	33,050	40,129	28.8%	51	3,497	8.7%
袋井市	令和5年度	88,278	4,967	22,258	27,225	25.2%	26	989	3.6%
	令和6年度	88,047	4,887	22,416	27,303	25.5%	25	855	3.1%
	令和7年度	87,635	4,867	22,589	27,456	25.8%	25	867	3.2%
湖西市	令和5年度	58,230	3,434	16,690	20,124	28.7%	34	1,575	7.8%
	令和6年度	57,793	3,407	16,675	20,082	28.9%	28	1,352	6.7%
	令和7年度	56,971	3,520	16,587	20,107	29.1%	26	1,184	5.9%
御前崎市	令和5年度	30,547	2,055	9,789	11,844	32.0%	14	853	7.2%
	令和6年度	30,125	1,997	9,847	11,844	32.7%	13	754	6.4%
	令和7年度	29,479	1,971	9,830	11,801	33.3%	12	611	5.2%
菊川市	令和5年度	47,582	2,731	13,354	16,085	28.1%	11	247	1.5%
	令和6年度	47,450	2,721	13,404	16,125	28.2%	10	240	1.5%
	令和7年度	46,961	2,659	13,420	16,079	28.6%	10	229	1.4%
森 町	令和5年度	17,340	1,272	6,247	7,519	36.0%	14	385	5.1%
	令和6年度	17,143	1,175	6,296	7,471	36.7%	14	328	4.4%
	令和7年度	16,871	1,155	6,268	7,423	37.2%	12	222	3.0%
計	令和5年度	1,315,521	79,253	375,004	454,257	28.5%	626	31,436	6.9%
	令和6年度	1,308,685	78,612	377,069	455,681	28.8%	599	29,507	6.5%
	令和7年度	1,298,520	79,505	376,988	456,493	29.0%	573	27,058	5.9%

※総人口及び高齢者数欄は、高齢者福祉行政の基礎調査による。

老人クラブ欄は、福祉行政報告例による。

5 母子保健対策

(1) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減、長期療養児童の自立・成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の置かれた環境等に応じた支援を行う。

ア 相談支援事業

(ア) 目的

疾病により長期にわたる療養を必要とする児童やその家族に対して、適切な療養の確保や自立を促すために必要な情報を提供し、日常生活上の悩みや不安等の解消と療養児童の健康の維持増進を図る。

(イ) 計画及び実績（成果）

個別相談

（令和6年度）（単位：人）

	実人数	延人数	1 悪性新生物	2 慢性腎疾患	3 慢性呼吸器疾患	4 慢性心疾患	5 内分泌疾患	6 膠原病	7 糖尿病	8 先天性代謝異常	9 血液疾患	10 免疫疾患	11 神経・筋疾患	12 慢性消化器疾患	13 遺伝性疾患・体疾患	14 皮膚疾患	15 骨系疾患	16 脈管疾患
療育相談（来所）	34	34	4	8	2	7	0	2	1	0	1	0	4	2	2	1	0	0
巡回相談指導	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
計	36	36	4	8	2	8	0	2	1	0	1	0	4	2	3	1	0	0

（令和7年9月30日現在）（単位：人）

	実人数	延人数	1 悪性新生物	2 慢性腎疾患	3 慢性呼吸器疾患	4 慢性心疾患	5 内分泌疾患	6 膠原病	7 糖尿病	8 先天性代謝異常	9 血液疾患	10 免疫疾患	11 神経・筋疾患	12 慢性消化器疾患	13 遺伝性疾患・体疾患	14 皮膚疾患	15 骨系疾患	16 脈管疾患
療育相談（来所）	23	23	2	1	1	4	4	1	0	0	4	0	3	2	0	0	0	1
巡回相談指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	23	23	2	1	1	4	4	1	0	0	4	0	3	2	0	0	0	1

(ウ) 評価（課題等）及び改善

個別支援として、家庭看護、食事・栄養指導、精神的支援等、生活に関し必要な相談指導を行っており、在宅療養の不安解消、親の障害受容・愛着形成を促す有効な機会となっている。また、市町と連携し福祉制度（日常生活用具給付事業）の紹介をする等、在宅生活を支援している。

令和4・5年度アンケートより、当事者が必要とする最適なサービスにつながりにくい状況にあることが確認されているため、令和5年度から県・市町のサービスに関するチラシを作成し、受給者証発給時に同封し、周知を図っている。今後も関係機関との連携強化に向けた取組を継続する。

イ その他の自立支援事業

(ア) 目的

小児慢性特定疾病児童や家族が、疾病の知識や自己管理技術等セルフケア能力を高めるとともに、相互交流による情報交換の場を提供し、自立促進を支援する。

(イ) 計画及び実績（成果）

難病・小児慢性患者等に係る災害時個別避難計画の意見交換会を地域医療課と共催で開催した。

開催年月日	内容	参加人数
令和6年 4月24日	1 趣旨説明 2 意見交換、情報提供等	15人(市町災害時個別避難計画担当者)
令和6年 12月13日	1 難病患者、小児慢性患者への保健所からの働きかけについて 2 意見交換、情報提供等 (自家発電機についての企業との協定)	24人(市町災害時個別避難計画担当者、県庁企画政策課担当者)

(ウ) 評価（課題等）及び改善

令和6年度は小児慢性特定疾病児が必要に応じて個別避難計画を作成できるよう市町担当者との意見交換会を開催し、関係機関との連携を深めた。また、小児慢性特定疾病受給者証の更新時にチラシを同封し、同意を得られた人工呼吸器装着者を対象に、自宅訪問を行い、個別避難計画の説明、自宅の設備や状況の確認、災害時の避難先・連絡先の確認、防災対策ファイルの配布等を行った。令和7年度も引き続き関係機関との連携強化や個別の巡回訪問を行う。

(2) 母子保健分野における地域子ども虐待予防事業

行政職員を対象とする母子保健事業を通して、虐待発生の高リスクを見逃さないよう、虐待予防の視点と援助技術の向上を図るとともに、関係機関との連携体制を構築することにより、地域における虐待予防対策の充実を図る。

ア 事例検討会

(ア) 目的

母子保健の困難事例について、参加者全員で事例検討を行うことにより、虐待予防の多角的な視点の養成、情報整理・アセスメント能力の向上及び対象へのより良い支援につなげる。

(イ) 計画及び実績 (成果)

(令和6年度)

内 容	開催日	参加人数
母子保健で関わる困難事例(2事例/1回)について、 アセスメント及び支援方法を検討する。 助言者：順天堂大学 □□□□ 氏	令和6年8月23日	18人
	令和6年10月21日	17人

(令和7年9月30日現在)

内 容	開催日	参加人数
母子保健で関わる困難事例(2事例/1回)について、 アセスメント及び支援方法を検討する。 助言者：順天堂大学 □□□□ 氏	令和7年8月1日 令和7年10月2日 (予定)	15人

(ウ) 評価 (課題等) 及び改善

育児不安や子育てを楽しめない育児困難感のある母子を支援する市町職員を対象にして事例検討会を開催することにより、アセスメント能力や支援技術の向上につながった。

イ 親支援グループケア

(ア) 目的

子育てへの困難感、不安感を抱く親や虐待してしまいそうと悩む親を対象にグループケア活動を実施し、適切な親子関係を促すことにより虐待予防を図る。

(イ) 計画及び実績 (成果)

年度	内 容	開催日	参加人数
6	森町コモンセンスペアレンティング (子ども虐待予防教室)	令和6年9月～令和7年 1月の5日間(各2時間)	母 実7人 延27人 子 実7人 延29人
7	森町コモンセンスペアレンティング (子ども虐待予防教室)	令和7年9月～令和8年 1月の5日間(各2時間) (予定)	—

(ウ) 評価 (課題等) 及び改善

森町開催の子ども虐待予防教室への技術支援を行った。“コモンセンスペアレンティング”は、子どもを誉める、子どもにして欲しい行動を分かりやすく伝える等のスキルを学ぶことにより、親子関係を改善し、子ども虐待の予防につなげるプログラムである。参加者から「参加して良かった、今後の子どもとの関わりに活かせるスキルを学んだ」という感想が多く聞かれており好評を得ている。

ウ 妊産婦及び母子支援ネットワーク会議

(ア) 目的

妊婦の妊娠・出産に関する不安や出産後間もない母親の育児の不安・負担などに対し迅速に対応するため、市町や医療機関等の関係機関が連携して支援することにより、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する。

(イ) 計画及び実績 (成果)

(令和6年度)

事業名	母子継続看護連絡会	
開催日	第1回：令和6年8月9日 第2回：令和6年11月29日	
会場	第1回：浜松総合庁舎 第2回：ZoomによるWeb形式で開催	
参加機関及び参加数	機関	西部、中東遠圏域の2次・3次周産期医療機関看護職、助産師会、県及び市町母子保健担当者、看護大学、児童相談所
	参加数	第1回 76人 第2回 107人
内容	第1回 メンタルに課題のある妊産婦の支援 (1) 事例報告 (浜松医科大学病院、湖西市) (2) グループワーク 第2回 研修会 (1) 内容「災害時における母子支援活動～石川能登半島地震の経験から～」 (2) 講師 石川県立中央病院 □□□□ 氏	

事業名	管内周産期医療機関と市町との母子担当者連絡会議	
	中東遠総合医療センター圏域	磐田市立総合病院圏域
開催日	令和6年7月25日・令和6年11月21日・令和7年2月27日	令和6年7月11日・令和6年11月7日・令和7年2月6日
会場	中東遠総合医療センター	磐田市立総合病院
参加機関及び参加数	機関	中東遠総合医療センター 磐周・小笠医師会産科診療所(6)、 助産所(5)、掛川助産師会、 市町母子保健(4市1町)、 児童相談所
	参加数	延56人
内容	・産婦健康診査、産後ケア事業の実施状況(実績、課題)について ・気になる妊産婦の情報提供	

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

事業名	母子継続看護連絡会	
開催日	令和7年8月27日、令和7年11月28日(予定)	
会場	第1回：ZoomによるWeb形式で開催、第2回：浜松総合庁舎	
参加機関及び参加数	機関	西部、中東遠圏域の2次・3次周産期医療機関看護職、助産師会、県及び市町母子保健担当者、看護大学、児童相談所
	参加数	第1回 127人

内 容	第1回 研修会 (1)内容「周産期メンタルヘルスに関する基礎知識と支援について」 (2)講師 聖隷浜松病院 □□□□ 氏
	第2回 メンタルに課題のある妊産婦の支援 (1)事例報告（聖隷三方原病院、湖西市） (2)グループワーク

事 業 名	管内周産期医療機関と市町との母子担当者連絡会議	
	中東遠総合医療センター圏域	磐田市立総合病院圏域
開 催 日	令和7年6月26日、10月23日(予定)、令和8年2月26日(予定)	令和7年6月12日、10月9日(予定)、令和8年2月12日(予定)
会 場	中東遠総合医療センター	磐田市立総合病院
参加機 関及び 参加数	機 関	中東遠総合医療センター 磐周・小笠医師会産科診療所（6か所）、助産所（5か所）、NPO法人、掛川助産師会、市町母子保健（4市1町）、児童相談所
	参加数	24人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度市町における新規母子保健事業について ・妊婦のための支援給付について（情報提供） ・産後ケア事業ガイドラインの改定について 	

(ウ) 評価（課題等）及び改善

県西部地域の2次・3次周産期医療機関と市町、児童相談所等による母子継続看護連絡会を開催し、各機関の連携の強化を図るとともに、実践活動に活かせる報告や研修により実務者の資質向上を図った。

また、管内2つの2次周産期医療機関を中心に、それぞれの圏域ごとに保健師、助産師及び看護師等の実務者による連絡会議を開催し、身近な産科診療所・助産所との間で顔の見える関係づくりができたことにより情報共有が促進され、妊娠中から出産までの気になる妊産婦の早期発見・早期支援につないでいく体制が強化された。

(3) 母子保健関係職員等支援事業

自治体等職員を中心とした母子保健担当者に対して、母子保健に関係する理念を踏まえて、連絡会等を開催して資質向上及び関係機関の連携を充実させることにより、母性及び乳幼児の健康の維持増進を図った。

ア 母子保健関係職員等連絡会

(ア) 目的

管内市町とともに母子保健に関する課題の把握と対策の検討、情報交換及び学習会を開催することにより、市町母子保健事業を効果的に推進する。

(イ) 計画及び実績（成果）

（令和6年度）

開催年月日	内容	参加人数
令和6年5月20日	(1) 令和6年度市町母子保健事業の説明 (2) 令和6年度静岡県母子保健事業の説明 (3) 産後ケア事業について	20人
① 令和6年6月6日 ② 令和6年6月20日	「こども家庭センター」の設置・運営に関する情報交換会	① 7人 ② 10人
① 令和6年11月20日 ② 令和6年11月26日	産後ケア事業の安全管理マニュアル作成に係るワーキング	① 10人 ② 13人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

開催年月日	内容	参加人数
令和7年6月11日	(1) 令和7年度市町母子保健事業の説明 (2) 令和7年度静岡県母子保健事業の説明 (3) 産後ケア事業について (4) こども家庭センターの運営状況について (5) 5歳児健康診査について	21人
令和7年9月4日	(1) 産後ケア事業安全管理マニュアルの改訂について (2) 5歳児健康診査について	18人

(ウ) 評価（課題等）及び改善

令和6年度は、児童福祉法等の一部改正に伴い、市町での設置が必要となった「こども家庭センター」の設置に向けて、情報提供や意見交換を行った。令和7年4月には管内全市町で設置されたため、今後は効果的な運営に向けて支援を行っていく。

5歳児健康診査については、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」において実施の推進が掲げられているが、専門医の確保等の課題があることから管内全市町で実施はされていない。令和7年度は、実施に向けた情報提供や課題の協議などを行っていく。

イ 研修会

(ア) 目的

市町の母子保健事業を推進するため、市町保健師、看護師及び保育所、幼稚園等で母子の保健活動に従事している者の資質向上、連携強化等を図る。

(イ) 計画及び実績（成果）

(令和6年度)

項目	開催年月日	内容及び講師	参加人数
療育講演会 (掛川市内)	令和6年 7月27日	講演 「一人ひとりが大切にされる インクルーシブ保育をめざして」 講師 NPO法人愛知障害者センター □□□□ 氏	229人 (保育士・幼稚園 教諭・施設職員・ 小中学校教諭・市 町保健師等)

母子継続 看護連絡会 研修会	令和6年 11月29日	講演「災害時における母子支援活動 ～石川能登半島地震の経験から～」 講師 石川県立中央病院 □□□□ 氏	107人
----------------------	----------------	--	------

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

項目	開催年月日	内容及び講師	参加人数
療育講演会 (掛川市内)	令和7年 7月5日	講演「多様な子どもたちと育ちあう保育 ～自我の発達と遊び、集団づくりの視点から～」 講師 京都府立大学 公共政策学部 □□□□ 氏	264人 (保育士・幼稚園 教諭・施設職員・ 小中学校教諭・市 町保健師等)
母子継続 看護連絡会 研修会	令和7年 8月27日	講演「周産期メンタルヘルスに関する 基礎知識と支援について」 講師 聖隷浜松病院 □□□□ 氏	127人

(ウ) 評価（課題等）及び改善

管内市町母子保健担当、周産期医療機関職員等の資質向上のため、研修会を開催し多くの参加が得られた。

(4) 生涯を通じた女性の健康支援事業

ア 目的

思春期から更年期に至る女性を対象に、ライフステージに応じた的確な健康管理ができるよう、健康教育を実施し、生涯を通じた女性の健康の維持増進を図る。また、対象の支援者となる関係職員の資質向上を図る。

イ 計画及び実績（成果）

(令和6年度)

実績なし

(令和7年度)

開催年月日	内容及び講師	参加人数
令和7年 11月27日 (予定)	①情報提供「性感染症について」 (西部保健所地域医療課) ②講演「若い女性のやせ及び支援について」 講師：静岡社会健康医学大学院大学 □□□□ 氏	約50人(予定) (小・中・高・特別 支援学校養護教 諭、市町保健師等)

ウ 評価（課題等）及び改善

思春期保健に携わる学校関係者、市町保健師等が、正しい医学知識や性教育の方法を学ぶ機会となり、今後の支援につながっていくことが期待される。

(5) 小児医療給付

ア 小児慢性特定疾病医療費助成

(ア) 目的

小児慢性特定疾病は、その治療が長期にわたり医療費負担も高額となることから、医療費の自己負担分の一部を補助し、児童の健全育成と患者家族の負担軽減を図る。

令和5年10月からは、支給認定の開始日の取扱いが変更されて、それまでの申請受理日から指定医による診断日まで遡ることができるようになった。

(イ) 計画及び実績（成果）

(令和6年度) (単位：件)

疾病別 市町別	1 悪性 新生物	2 慢性 腎疾患	3 慢性 呼吸器 疾患	4 慢性 心疾患	5 内分 泌疾患	6 膠 原病	7 糖 尿病	8 先 天 性 代 謝 異 常	9 血 液 疾 患	10 免 疫 疾 患	11 神 経 ・ 筋 疾 患	12 慢 性 消 化 器 疾 患	13 遺 染 色 子 体 疾 患	14 皮 膚 疾 患	15 骨 系 疾 患	16 脈 管 疾 患	計
磐田市	12	11	3	19	11	3	10	1	4	0	9	8	2	2	0	1	96
掛川市	11	6	4	23	10	6	8	1	2	0	9	6	5	0	2	0	93
袋井市	10	6	1	9	6	6	3	2	1	2	7	1	3	0	1	0	58
湖西市	1	3	1	3	7	4	2	1	1	1	3	2	0	0	0	0	29
御前崎市	5	2	0	3	4	0	0	1	0	0	1	3	0	0	0	0	19
菊川市	6	5	4	6	4	1	4	2	1	1	5	7	1	0	1	0	48
森町	3	0	0	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	8
計	48	33	13	66	42	20	27	8	10	4	35	27	11	2	4	1	351

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在) (単位：件)

疾病別 市町別	1 悪性 新生物	2 慢性 腎疾患	3 慢性 呼吸器 疾患	4 慢性 心疾患	5 内分 泌疾患	6 膠 原病	7 糖 尿病	8 先 天 性 代 謝 異 常	9 血 液 疾 患	10 免 疫 疾 患	11 神 経 ・ 筋 疾 患	12 慢 性 消 化 器 疾 患	13 遺 染 色 子 体 疾 患	14 皮 膚 疾 患	15 骨 系 疾 患	16 脈 管 疾 患	計
磐田市	13	7	3	17	12	3	5	1	6	0	6	5	2	2	0	1	83
掛川市	8	3	3	14	8	2	6	0	3	0	6	5	3	0	1	0	62
袋井市	7	6	1	8	2	5	3	2	0	2	5	2	2	0	0	0	45

湖西市	1	3	1	3	5	6	2	0	1	1	2	2	0	0	0	0	27
御前崎市	3	1	0	3	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	12
菊川市	6	1	3	4	5	0	2	2	1	1	5	5	1	0	0	1	37
森町	3	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	7
計	41	21	11	51	34	16	18	6	12	4	26	20	8	2	1	2	273

(ウ) 評価（課題等）及び改善

令和7年4月1日から、16疾患群、801疾病に医療費助成の対象が拡大された。
療養が長期に及ぶ患者家族に対する経済的な負担軽減となっており、安心して療養を続けることに寄与している。

イ 不妊治療費（先進医療）助成制度（令和6年4月1日開始）

(ア) 目的

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、少子化対策の一環として保険診療との併用が認められている先進医療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。（助成率 7/10 助成額 最大5万円）

(イ) 計画及び実績（成果）

区 分	令和6年度	令和7年度（9月30日現在）
承認件数	129件	114件
助成額	5,144,250円	4,534,300円

(ウ) 評価（課題等）及び改善

令和4年度から不妊治療が保険診療が適用されたことに伴い、国庫補助事業により実施していた特定不妊治療費助成が廃止となり、令和6年度より新たな制度が創設された。市町との連携により制度の周知に努め、申請件数も増加している。

6 女性相談支援事業（配偶者暴力相談支援センター）

(1) 目的

DV防止法及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、暴力被害女性及び要保護女性の早期発見、相談、指導・援助、一時保護を行うことにより人権の擁護と男女平等の実現を図る。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 女性相談 主訴別受付件数 (令和7年9月30日現在) 単位：件

主 訴		令和6年度	令和7年度	
人間関係	夫等	夫等の暴力	16	7
		薬物中毒・酒乱	0	0
		離婚問題	1	1
		その他	12	4
	子ども	子どもの暴力	1	0
		養育困難	0	0
		その他	2	2
	親族	親の暴力	2	1
		その他の親族の暴力	0	0
		その他	3	0
	交際相手	交際相手の暴力	1	0
		同性の交際相手の暴力	0	0
		その他	0	1
	その他	その他の者の暴力	0	0
		男女問題	0	1
		家庭不和	1	2
		その他	3	1
	経済関係	生活困窮	0	1
		サラ金・借金	0	0
求職		0	0	
その他		0	0	
医療関係	病気	7	2	
	精神的問題	1	1	
	妊娠・出産	0	0	
	その他	0	0	
その他	住居問題	1	0	
	帰住先なし	0	0	
	不純異性交遊	0	0	
	売春強要	0	0	
	ヒモ・暴力団関係	0	0	
	5条違反	0	0	
	人身取引	0	0	
ストーカー	0	0		
合 計		51	24	

イ 「西部地域DV防止ネットワーク会議」の開催

地域においてDV防止に関する関係機関の連携を図るため、ネットワーク会議を開催し、各構成機関の相談実施状況等の情報を共有した。

構成機関：管内の市町・警察署、医師会・病院協会・弁護士会等関係機関
県女性相談支援センター 等36機関・団体

年 度	開催日	内 容
令和6年度	10月24日	DVを含む最近の女性相談と困難女性支援について
令和7年度 (予定)	10月30日	困難な問題を抱える女性支援調整会議（西部地域実務者会議）と同時開催予定

(3) 評価（課題等）及び改善

圏域内の7市1町すべての市町でDV防止ネットワークが構築され、女性相談支援員の配置も進み、各市町において体制が整いつつある。

令和7年度においては、令和6年4月に施行された制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性支援調整会議（西部地域実務者会議）を開催し、関係機関とのさらなる連携の強化を図る。

7 ひとり親家庭等福祉対策

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業

ア 目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、各種（12種）の貸付を行うことにより、母子家庭等の経済的自立の助長と生活意欲の向上を図り、その扶養する児童の福祉を増進する。

イ 計画及び実績（成果）

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表（健康福祉部16）のとおり

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調べ（健康福祉部17）のとおり

ウ 評価（課題等）及び改善

就学支度資金、修学資金等の貸付は、給付型を含めた奨学金の支援や授業料等の減免と並び、母子家庭等の経済的自立や児童の修学に多大な貢献をしている。

償還については、父母、子及び連帯保証人への償還指導により、滞納額の減少に努めているが、母子・父子家庭を取り巻く家計の状況は依然として厳しく、生活困窮等の事情による新たな滞納者も増えている。

なお、滞納が長期化している回収困難な債権の回収業務等を、平成28年度から本庁において弁護士事務所などへ外部委託し、債権回収の強化を図っている。

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

区分 資金別	昭和42年度～ 令和4年度の累計		令和5年度				令和6年度				令和7年度 (令和7年4月～令和7年9月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付額
事業開始	95	87,120.00													95	87,120.00
事業継続	136	60,465.00													136	60,465.00
修学	10,638	2,736,826.43	78	37,918.30	78	37,918.30	70	32,386.50	70	32,386.50	51	11,262.00	51	11,262.00	10,837	2,818,393.23
就学支度	3,272	470,149.58	29	10,382.00	29	10,382.00	12	3,680.00	12	3,680.00					3,313	484,211.58
修業	136	35,901.00					1	240.00	1	240.00	1	120.00	1	120.00	138	36,261.00
就職支度	12	995.00													12	995.00
住宅	229	103,807.00													229	103,807.00
医療介護	9	1,397.00													9	1,397.00
技能習得	28	11,517.00													28	11,517.00
転宅	25	4,333.33	1	260.00	1	260.00									26	4,593.33
生活	50	23,850.46													50	23,850.46
結婚																
児童扶養	4	672.84													4	672.84
計	14,634	3,537,034.64	108	48,560.30	108	48,560.30	83	36,306.50	83	36,306.50	52	11,382.00	52	11,382.00	14,877	3,633,283.44

(母子福祉資金) (令和7年9月30日現在) (単位:千円)

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

(父子福祉資金) (令和7年度9月30日現在) (単位:千円)

区分 資金別	昭和42年度～ 令和4年度の累計		令和5年度				令和6年度				令和7年度 (令和7年4月～令和7年9月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付額
事業開始																
事業継続																
修学	16	8,958.00	2	840.00	2	840.00	1	192.00	1	192.00				19	9,990.00	
就学支度	6	2,900.00												6	2,900.00	
修業																
就職支度																
住宅																
医療介護																
技能習得	1	408.00												1	408.00	
転宅																
生活																
結婚																
児童扶養																
計	23	12,266.00	2	840.00	2	840.00	1	192.00	1	192.00				26	13,298.00	

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

(寡婦福祉資金)

(令和7年9月30日現在)

(単位:千円)

区分 資金別	昭和42年度～ 令和4年度の累計		令和5年度				令和6年度				令和7年度 (令和7年4月～令和7年9月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付額
事業開始	31	19,000.00													31	19,000.00
事業継続	94	47,058.00													94	47,058.00
修学	1,259	435,840.00	1	1,008.00	1	1,008.00	1	1,008.00	1	1,008.00					1,261	437,856.00
就学支度	216	37,733.00													216	37,733.00
修業	16	2,886.00													16	2,886.00
就職支度	1	55.00													1	55.00
住宅	244	132,290.00													244	132,290.00
医療介護	2	250.00													2	250.00
技能習得	12	1,640.00													12	1,640.00
転宅	2	469.00													2	469.00
生活																
結婚																
児童扶養																
計	1,877	677,221.00	1	1,008.00	1	1,008.00	1	1,008.00	1	1,008.00					1,879	679,237.00

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(母子福祉資金)

(令和7年9月30日現在) (単位：円)

区分	貸付額	償還調定額			償還済額			不能 欠損額 ③	未償還額 (①-②-③)	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/(①-③)
令和元以前 年度分	3,324,486,321		2,282,620,631	2,282,620,631	224,963,355	1,984,862,585	2,209,825,940	69,718,577				96.9
令和2年度	80,769,004	35,764,563	109,575,626	145,340,189	3,798,646	100,708,234	104,506,880	40,833,309	10.6	91.9	71.9	
令和3年度	69,941,508	40,833,309	114,785,143	155,618,452	3,700,221	105,650,895	109,351,116	46,267,336	9.1	92.0	70.3	
令和4年度	61,837,808	46,267,336	113,955,157	160,222,493	5,882,415	106,370,387	112,252,802	47,969,691	12.7	93.3	70.1	
令和5年度	48,560,308	47,969,691	112,965,121	160,934,812	6,725,964	105,884,082	112,610,046	48,324,766	14.0	93.7	70.0	
令和6年度	36,306,500	48,324,766	103,923,525	152,248,291	6,936,534	98,367,236	105,303,770	46,944,521	14.4	94.7	69.2	
(合計)	3,621,901,449											
令和7年度 (令和7年 9月末現在)	11,382,000	46,944,521	46,306,835	93,251,356	2,915,542	42,679,085	45,594,627	47,656,729	6.2	92.2	48.9	

健康福祉部 17
(父子福祉資金)

(令和7年9月30日現在) (単位：円)

区分	貸付額	償還調定額			償還済額			不能 欠損額 ③	未償還額 (①-②-③)	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/(①-③)
令和元以前 年度分	6,288,000		756,547	756,547	8,833	668,217	677,050	79,497				89.5
令和2年度	2,136,000	79,497	535,380	614,877	79,497	489,081	568,578	46,299	100.0	91.4	92.5	
令和3年度	1,824,000	46,299	535,380	581,679	15,433	231,553	246,986	334,693	33.3	43.3	42.5	
令和4年度	2,018,000	334,693	658,380	993,073	283,561	588,081	871,642	121,431	84.7	89.3	87.8	
令和5年度	840,000	121,431	938,057	1,059,488	97,431	830,057	927,488	132,000	80.2	88.5	87.5	
令和6年度	192,000	132,000	1,171,176	1,303,176	0	1,075,176	1,075,176	228,000	0.0	91.8	82.5	
(合計)	13,298,000											
令和7年度 (令和7年 9月末現在)	0	228,000	650,388	878,388	0	602,388	602,388	276,000	0.0	92.6	68.6	

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(寡婦福祉資金)

(令和7年9月30日現在) (単位：円)

区分 年度	貸付額	償還調定額			償還済額			不能 欠損額 ③	未償還額 (①-②-③)	償還率				
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/(①-③)		
令和元以前 年度分	669,143,000		577,210,010	577,210,010	58,168,145	516,925,797	575,093,942	0	2,116,068				99.6	
令和2年度	4,034,000	450,043	655,296	1,105,339	154,215	655,296	809,511	0	295,828	34.3	100.0		73.2	
令和3年度	2,400,000	295,828	846,756	1,142,584	73,740	827,212	900,952	0	241,632	24.9	97.7		78.9	
令和4年度	1,644,000	241,632	1,092,528	1,334,160	0	1,092,528	1,092,528	0	241,632	0.0	100.0		81.9	
令和5年度	1,008,000	241,632	1,335,466	1,577,098	0	1,276,834	1,276,834	0	300,264	0.0	95.6		81.0	
令和6年度	1,008,000	300,264	1,430,328	1,730,592	78,176	1,381,468	1,459,644	0	270,948	26.0	96.6		84.3	
(合計)	679,237,000													
令和7年度 (令和7年 9月末現在)	0	270,948	700,416	971,364	29,342	680,872	710,214	0	261,150	10.8	97.2		73.1	

8 障害者福祉対策

(1) 啓発・広報活動の推進

ア 目的

「ふじのくに障害者しあわせプラン」に掲げられた「障害に対する理解と相互交流の促進」を推進するため、「障害者週間」に、関係団体、市町と連携を図りながら啓発・広報活動を実施する。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 障害者週間啓発事業

「障害者週間」（12月3日から9日）において、障害に関する県民の理解を深めることを目的とし、キャンペーン及びのぼり旗・ポスターの掲示を行った。

年 度	開催日	場 所	内 容
令和6年度	令和6年12月3日	ピアゴ袋井店	啓発パンフレット及び授産製品の配布
令和7年度	令和7年12月未定日 (予定)	バロー掛川店 (予定)	啓発パンフレット及び授産製品の配布

ウ 評価（課題等）及び改善

開催市および障害者団体と協働して、街頭キャンペーンを実施することにより、障害のある人に対する県民の理解を深めることにつながった。

(2) 社会参加の促進

ア 目的

手話通訳者を1人配置し、市町における手話通訳者派遣事業、手話奉仕員養成事業等の支援及び調整を行うとともに、聴覚障害のある人及び音声又は言語機能障害のある人と援護の実施機関等とのコミュニケーションを円滑に行うことにより、聴覚障害のある人の自立と社会参加を促進する。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 手話通訳者の派遣の状況

年 度	静岡県手話通訳者人数	派遣件数	派遣人数	派遣実働時間
令和6年度	85人	191件	293人	653時間00分
令和7年度 (令和7年9月30日現在)	90人	93件	150人	232時間25分

(イ) 出先機関職員対象手話入門講座実施状況

平成30年3月28日に静岡県手話言語条例が施行されたことに伴い、聴覚に障害のある人への理解促進を図るため、出先機関職員を対象に手話入門講

座を実施した。

令和6年度は、本庁障害福祉課が実施する職員向け手話入門講座（基礎編及び実践編）に、健康福祉センター設置の手話通訳者が講師として参加した。

年 度	実施回数	参加人数
令和6年度	(基礎編) 4回 (実践編) 1回	(基礎編) 34人 (実践編) 5人
令和7年度(予定)	(基礎編) 2回 (実践編) 1回	

(ウ) 市町連絡調整会議

市町の派遣事業担当者、手話奉仕員養成講座担当者を対象に、課題や情報共有を目的とした連絡調整会議を開催した。

年 度	開催日	参加人数
令和6年度	令和6年6月19日	18人
令和7年度	令和7年7月17日	22人

ウ 評価（課題等）及び改善

令和5年度の派遣実績（158件、242人）と比較して、令和6年度は、いずれも増加している。派遣ニーズに応じる機会が増える中で、遠隔手話通訳の活用にも対応するなど、聴覚障害のある人の自立と社会参加への促進が図られた。

令和7年6月に施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」も基づき、9月23日が「手話の日」に位置付けられたことから、今後もより一層聴覚に障害のある人への理解促進に努める。

9 精神保健福祉対策

精神障害のある人の保健福祉対策については、精神保健福祉法及び障害者総合支援法等に基づき支援を行っている。また、精神障害のある人は疾患を併せ持つという特性から、福祉的ケアのみならず保健医療的ケアが不可欠である。人権に配慮しながら医療や保護、社会復帰や自立、社会参加の促進のためのケア、家族支援及びこころの健康の増進に係る啓発等について、市町や関係機関との連携の下に対策を推進している。

(1) 精神障害者医療保護対策

ア 精神保健福祉法に基づく通報等への対応

(ア) 目的

精神保健福祉法に基づく家族等からの保護申請及び警察官・検察官等からの通報に対して、訪問・面接による調査を実施し、精神障害のため自傷他害のおそれがあると認められる者について医療保護を行う。

(イ) 計画及び実績（成果）

年 度	通報等件数(件)			措置診察結果(件)		却下(件)
	申 請	通 報	計	要措置	措置不要	
令和6年度	0	86	86	13	2	71
令和7年度 (令和7年9月 30日現在)	0	44	44	5	3	36

(ウ) 評価（課題等）及び改善

警察官通報等の緊急対応が必要な精神障害のある人に対し、警察・医療機関等との連携によりの確な医療保護や支援を行った。

夜間休日の通報に即応するため、当番制で職員が昼夜を問わずオンコール対応しており、待機中の行動には一定の制約が伴うことから、職員の負担感が増している。措置診察の要否の判断を求められる通報に基づく調査には、法的知識や実地での経験が必要であることから、所内の協力を求めるとしても限界があるため職員の負担軽減となる方法を検討していく。

イ 精神保健指定医及び指定病院の輪番事業

(ア) 目的

精神障害のある人に迅速かつ的確な医療の提供及び保護を行うため、精神保健指定医の派遣及び指定病院での入院受入れを輪番で確保する。

(イ) 計画及び実績（成果）

(令和6年度)

区 分	単 価	箇所数	回数	委託金額(円)
精神保健指定医派遣待機	1,000円/日	6病院5診療所	557	557,000
指定病院入院受入確保	2,000円/日	6病院	293	586,000
計				1,143,000

(令和7年度)

区 分	単 価	箇所数	回数	委託金額(円)
精神保健指定医派遣待機	1,000円/日	6病院4診療所	554	554,000
指定病院入院受入確保	2,000円/日	6病院	292	584,000
計				1,138,000

(ウ) 評価（課題等）及び改善

精神保健指定医及び入院受入先の確保を通じて、精神障害により自傷他害のおそれのある対象者の措置診察や、精神科病院への入院を迅速かつ的確に行うことができた。

引き続き、関係者の理解と協力を得ながら、措置入院の受入医療機関や精神保健指定医の輪番体制を確保する。

ウ 精神保健福祉法第33条及び第38条の2の規定に基づく届出状況※1

区 分	医療保護入院届(件)	医療保護更新届(件)	措置入院の定期病状報告(件)※2	計(件)
令和6年度	633	215	2	850
令和7年度 (令和7年9月30日現在)	309	268	1	578

※1 管内6病院(服部病院、磐田原病院、福田西病院、川口会病院、小笠病院、菊川市立総合病院)

(2) 措置入院者退院後支援事業

ア 目的

平成30年3月に厚生労働省から通知されたガイドラインを踏まえ、退院後支援の必要性が高い措置入院患者を対象として、保健所が中心となり本人の意向を踏まえ本人の参加も得て会議を開催し作成した、退院後支援計画に基づいて関係者との連携を強化し、地域における生活の移行に向けた支援を行う。

イ 計画及び実績（成果）

区 分	平成30年5月～令和7年3月	令和7年4月～9月
①退院後支援の対象とするか保健所で検討した者(実人数)	104	5
②①のうち保健所長が必要と認めた者(実人数)	51	3
③②のうち対象者に同意を確認した者	49	3
④③のうち対象者が同意した者(実人数)	39	3
⑤地域に退院し計画に基づく支援を開始した者(実人数)	37	3
⑥⑤のうち計画に基づく支援を終了した者(実人数)	※1 29	※2 1

※1 他保健所へ移管した者を含む ※2 当該年度に終了した者

ウ 評価（課題等）及び改善

退院後支援の対象者は、本人の状態を踏まえて保健所の判断で選定しており、当所独自の選定シートを活用している。本人や主治医を含めた関係機関との会議を通じて情報共有を図ることにより、役割分担を明確にした上で、事業終了後の継続支援を円滑に進めるため、市町や相談支援事業所等地域の支援機関との連携の促進を図っている。退院後の継続的な支援には、地域に密着した支援を行う市町の役割が重要であることから、退院後支援の初期段階から市町との連携を強化して情報共有を行っていく。

(3) 措置入院適正運営協議会西部保健所部会

ア 目的

措置入院の適正な運営及び措置入院者に対する適切な医療その他の援助を行うために必要な支援の促進等を図る。

イ 計画及び実績（成果）

「措置入院適正運営協議会西部保健所部会設置要綱」に基づいて会議を開催し、措置入院の適正運営等について関係機関との連携強化を図った。（令和6年度）

開催年月日	協議内容等	出席者
令和6年 11月20日	<ul style="list-style-type: none">・静岡県及び西部保健所管内の精神科救急医療体制と通報対応等について・措置診察実施結果について・入院患者訪問支援事業について	管内各精神科病院長等、各警察署生活安全課長等、各市町障害福祉担当課長等

ウ 評価（課題等）及び改善

厚生労働省の「措置入院の運用に関するガイドライン」（平成30年3月）に基づき、警察官通報等から措置入院に至るまでの対応方針、困難事例への対応のあり方等の措置入院制度運用に関する課題等について協議した。

地域の実情に応じた措置入院の適切な運用に係る意見交換がなされ、措置入院制度の適正な運用に向けた関係機関における共通理解が図られたことから、引き続き協議を重ね関係者との更なる連携を深めていく。

(4) 精神保健福祉総合相談事業

ア 目的

住民からの精神保健福祉に関する相談に対して、専門医や精神保健福祉士、保健師による相談及び訪問指導を実施し、精神障害のある人の早期発見・早期治療及び再発防止並びに社会復帰の促進を図る。

イ 計画及び実績（成果）

相談及び訪問指導実施件数

（単位：回、人）

年 度	精 神 保 健 福 祉 相 談					訪 問	
	定 期 相 談			定 期 外 相 談		実人員	延人員
	回数	件数	実・延人員	実人員	延人員		
令和6年度	15	28	34	220	379	91	171
令和7年度 (令和7年 9月30日現在)	10	23	37	149	304	71	120

ウ 評価（課題等）及び改善

こころの健康に関する相談の他、アルコール、薬物問題、依存症等の相談に対応した。

精神科医に直接相談できる精神保健福祉総合相談（定期相談）は、本人や家族が抱える悩みの軽減や解決の一助となっている。

保健師等による定期外相談及び訪問では、市町や医療機関、相談支援事業所等との連携により、早期発見・早期対応（受診支援、継続相談）につながった。

関係機関からの紹介も含め申込数が少ない時もあるため、市町における広報等による周知のほか、有効な周知方法を検討していく。

(5) ひきこもり支援事業

ア 目的

静岡県ひきこもり支援センターの一部機能及び精神保健福祉相談事業の一環として、ひきこもり状態にある人やその家族が必要とする社会資源に関する情報提供や継続的面接を通じて状況改善を図るとともに、関係機関との連携を深めることにより、市町と一体となったひきこもりに対する包括的な支援を強化する。

イ 計画及び実績（成果）

静岡県ひきこもり支援センター運営要領に基づき、支援コーディネーターに協力して、個別相談、居場所利用の促進及び啓発活動等を実施した。平成29年度からは「茶話会（家族交流会）」を毎月開催し、ひきこもりの当事者を支える家族同士の精神的なケアの場を提供している。

また「地域連絡協議会」を開催して情報交換を行うことにより、関係機関との連携強化を図っている。

相談支援

定期相談日を設けず原則予約制で随時実施。(定期相談、定期外相談の区分けなし)

(単位：回、人)

区 分		令和6年度	令和7年度 (令和7年9月30日現在)	
相談実人員 (うち新規)		87 (12)	65 (5)	
個別支援	来所相談 延人員	86	39	
	電話相談 延人員	28	18	
	訪問支援 延人員	0	2	
	同行支援 延人員	0	0	
その他(社会資源調査、連絡調整、ケースカンファレンス、関係機関訪問等)		506	207	
家族交流会	茶 話 会	回 数	12	7
		実人員	11	9
		延人員	38	20
※1 居場所	登録者数	21	16	
	延人員	180	84	
※2 ミドル世代居場所	登録者数	7	7	
	延人員	140	81	

※1、2居場所・ミドル世代居場所は(福)デンマーク牧場福祉会へ委託(本庁契約)

※2ミドル世代居場所は令和2年12月から開設

地域連絡協議会

(令和6年度)

実施日	内容	参加人数 (人)
令和6年11月5日	テーマ「中学卒業後も途切れない相談支援体制のための連携」 ①各市町の取組状況(市町所管課) ②不登校児童生徒への取組み(市町教育委員会) ③登校に不安を抱えている生徒への対応 ④講話「途切れない相談支援体制の必要性と円滑な連携方法」 (県ひきこもり支援センターアドバイザー・ひきこもり総合支援NPO法人サンフォレスト □□□□氏) ⑤交流会(グループワーク)	55

普及啓発

(令和6年度)

開催日	講演名	対象	参加人数 (人)
令和7年2月26日	ひきこもり支援者交流会 講話「居場所の効果」、シンポジウム「各居場所の紹介」	管内市町のひきこもり支援所管課、社会福祉協議会、教育委員会、定時制及び通信高校、サポート担当者等	37

ウ 評価（課題等）及び改善

相談は長期化する傾向にあり、個々の状況に応じて来所相談、電話相談等を組み合わせ実施している。相談実人数に大きな変化はないが、関係機関からの紹介ケース及び家族交流会や居場所等の支援体制に関する相談が増えていることから、市町訪問や地域連絡協議会等を通して、関係機関との連携を深めている。

また、個別相談の継続、居場所支援を通して、就労継続支援等の社会参加につながるなど改善が見られる。

各市町のひきこもり支援所管課及び相談窓口が明確となり、プラットフォームの整備が進みつつあるが、市町間で差が生じていることから、取組が進んでいない市町への支援を継続していく。

(6) 高次脳機能障害者支援

ア 目的

高次脳機能障害は外見からは分かりづらい障害であり、治療から社会復帰に至るまでのシステムや福祉制度の狭間の中での確かなサービスにつながりにくい現状が多い現状にある。高次脳機能障害のある人及びその家族への支援を充実するため、高次脳機能障害支援拠点機関と協力し、相談、医療及び福祉等の関係機関の理解の促進とネットワークづくりを図る。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 医療等総合相談事業（年6回実施）（令和7年9月30日現在）

年 度	件数(世帯)	来所人数(人)
令和6年度	7	13
令和7年度	3	5

(イ) 高次脳障害者家族のつどい（令和7年9月30日現在）

年 度	回数(回)	実人員(人)	延人員(人)
令和6年度	12	13	63
令和7年度	6	10	27

(ウ) 支援従事者研修会（令和6年度）

開催日	講演等	参加者	参加人数(人)
令和6年 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 高次脳機能障害者の就労・復職支援の実際 ・報告 高次脳機能障害者への支援 ・演習 支援者間の連携を促進するために 	医療機関、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、家族会等の関係者	47

（令和7年度）

開催日	講演等	参加者	参加人数(人)
令和7年 9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 支援拠点機関の紹介、障害福祉サービスの種類と申請手続きについて ・事例報告 医療機関から介護保険サービスを経て障害福祉サービスに移行した事例 ・演習 切れ目のない継続した支援のために 	地域包括支援センター、介護支援専門員、医療機関、家族会等の関係者	50

ウ 評価（課題等）及び改善

医療等総合相談事業は、中東遠及び西部圏域の相談窓口としての役割を果たしており、各地域における身近な相談場所である支援拠点機関とも連携し、相談を通じて当事者及びその家族への支援の充実を図っている。

高次脳機能障害者デイケアから移行した家族の交流の場である「家族のつどい」は情報交換の場や同じ立場での相談のほか、スタッフである作業療法士や保健師に相談する場にもなっている。支援従事者研修会では、令和6年度は社会復帰において重要かつ介護保険サービスでは対応できない、就労支援をテーマに開催し、関係機関同士の連携を促進するため演習も取り入れた。

障害の特性上、自分自身では障害を受容ができない方が多く、周囲の支援者等が必要を感じても適切なサービスにつながらない場合が多いことから、高次脳機能障害者の正しい理解と支援サービスに係る情報提供の強化を図る。

(7) 自殺総合対策事業

ア 目的

自殺予防に関する普及啓発とゲートキーパーの養成、関係機関とのネットワーク構築や連携強化を行い、自殺対策の推進を図る。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 普及啓発(キャンペーン) (令和6年度)

開催日	場 所	内 容	配布
令和6年9月12日	袋井駅	自殺予防週間街頭キャンペーン啓発物等配布	200

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

開催（予定）日	場 所	内 容	配布数等
令和7年9月11日	袋井西コミュニティセンター	健康づくり食生活推進協議会会員への周知と啓発物の配布	26
令和7年9月17日	湖西市保健センター	食品衛生指導員への周知と啓発物の配布	22
令和7年11月初旬	ボートレース浜名湖	静岡県知事杯争奪戦GI冠レースでの電光掲示板を使用したPR	来場者

(イ) ゲートキーパー養成研修会 (令和6年度)

開催日	場 所	対 象	参加者数(人)
令和6年9月9日	中遠総合庁舎	県職員	12
令和6年9月11日	湖西市立図書館	一般県民	30

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

開催(予定)日	場 所	対 象	参加者数(人)
令和7年9月4日	中遠総合庁舎	県職員	13
令和7年10月21日	袋井市総合健康センター	市職員	30

(ウ) 市町自殺予防対策ネットワーク会議への出席

(令和6年度)

開催日	場 所	内 容
令和7年1月17日	湖西市保健センター	湖西市自殺対策ネットワーク会議
令和7年1月24日	掛川市市役所	掛川市自殺予防対策関係機関連絡会
令和7年3月7日	森町保健福祉センター	森町自殺対策ネットワーク会議

ウ 評価(課題等)及び改善

街頭キャンペーンにより、自殺予防週間を広く周知することができた。今後も、折に触れ、効果的な啓発の手法を検討していく。

ゲートキーパー養成研修会では、必要な支援に早期につなげて見守る人材の育成を図った。引き続き、関係機関や団体等と連携し、取り組んでいく。

その他、市町主催のネットワーク会議への参加や、市町担当者との情報交換会を行っている。引き続き、自殺対策への取組が向上するよう市町と連携して取り組む。

(8) 精神障害者地域移行支援事業

ア 目的

中東遠圏域の自立支援協議会に精神科医療機関、相談支援事業所、福祉サービス事業所及び行政等で構成する地域移行・地域定着部会において、精神障害者の地域移行に向けた課題を検討し、精神障害のある人が地域で安心して生活できるよう、地域移行から地域定着に進め、さらに継続した地域生活の支援体制を整えるとともに、支援者の技術の向上を図る。

イ 計画及び実績(成果)

(ア) 中東遠圏域自立支援協議会地域移行・地域定着部会の運営

年 度		全体 会議	事務局 会 議	ワーキンググループ			
				高齢分野	地域支援を 進めるための	ピア活動	地域移行 支援推進
令和6年度	回 数(回)	2	6	4	5	4	8
	延人員(人)	60	54	30	46	27	54
令和7年度 (令和7年 9月30日現在)	回 数(回)	1	3	3	3	2	3
	延人員(人)	41	29	24	15	15	26

(イ) 精神保健福祉研修会 (令和6年度)

開催日・場所	内 容	参加人数(人)
令和6年11月17日 菊川市役所東館「プラザきくる」	<ul style="list-style-type: none"> 講義「精神疾患の基礎知識」 講師 小笠病院 □□□□ □□□□ 事例検討、グループワーク 「地域の8050問題を考える」 	32人 (障害、介護分野等の職員)

(ウ) 施設見学バスツアー (令和6年度)

開催日・場所	内 容	参加人数(人)
令和6年11月12日 右記のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ①医療法人好生会 さわや家 ②sawayaka sweets ③社会福祉法人Mネット東遠 久保ホーム ④地域活動支援センター Mネットかけがわ 	19人 (入院患者、医療機関職員等)

開催日・場所	内 容	参加人数(人)
令和6年12月3日 右記のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ①福田西病院 ②社会福祉法人ひつじ えひめ 	20人 (医療機関職員等、関係機関職員)

(エ) ピア交流会

ピア*活動の場の創出とリカバリーへの希望を高める機会として、精神障害のある人の体験発表の場と、当事者、支援者及び発表者らが交流する機会を提供した。

令和4年度に実施した「精神障害者のピアサポート活動に関する意識調査」において、当圏域においてピアサポート活動に関する認知度が低いことや、活動に関心がある多数の当事者が把握されたことから、当事者と支援者のつながりを緊密にし、より身近な地域で交流を行うため、令和5年度、令和6年度は圏域3か所で交流会を開催した。さらに身近な場で提供できるよう、今後は実施主体を地域自立支援協議会、市町への移行を目指して準備を進める。

※ 「ピア (peer)」とは、仲間、対等、同等の者、同僚、同輩と訳され、同様の経験、境遇及び環境におかれた者同士として、障害者支援の取組においては同様の障害や病気を経験している当事者という意味で使われている。

年度	開催日	内容	場所	参加者数(人)
令和6年度	令和6年8月26日	i・ko・i=ba (いこいば)	森アリーナ	9
	令和6年10月31日		袋井西コミュニティセンター「彩雲館」	18
	令和7年1月31日		プラザけやき	18

(オ) 地域移行支援に関する実態調査

第7期障害福祉計画における、障害者総合支援法第5条第18項に規定する「地域移行支援」の計画値について、地域移行推進のための参考にするため給付の実態（促進・阻害要因）を調査した。令和5年度は医療機関2か所と1市を対象に、令和6年度は医療機関1か所、事業所等の会議体2団体、1市1町を対象に実施

した。令和7年度は調査結果をまとめるとともに、医療機関職員を対象に啓発研修を実施する予定である。

ウ 評価（課題等）及び改善

県自立支援協議会の地域移行・定着部会は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向け、中東遠圏域における課題解決のため、4つのワーキンググループで構成し、その進捗を事務局会議で管理している。

当圏域の平均在院日数は152.2日(令和6年度)であり、これは県平均の187.1日(令和6年度)を下回っている。令和2年度から4年度まで増加傾向であったが、令和5年度以降の減少を継続するためにも地域移行支援の一層の拡充が必要である。

地域移行サービスの利用者増加を含めた退院促進の強化に向け、市町担当課及び地域自立支援協議会との連携を意識しながら、必要な体制整備及び資源等を創出するとともに、関連情報を適切に関係者、患者及び家族に提供していく。

(9) 市町・関係機関連絡会議

ア 目的

精神障害のある人が地域で安心して生活し、自立できるよう、支援体制を整えるため市町や関係機関と県の業務の相互理解や課題の共有のため連絡会を行う。また市町や関係機関が主催する会議等へ出席し、精神保健福祉に関する情報提供や技術支援を行う。

イ 計画及び実績（成果）

区分	令和6年度		令和7年度 (令和7年9月30日現在)	
	開催回数 (回)	延参加者数 (人)	開催回数 (回)	延参加者数 (人)
精神保健福祉業務連絡会	1	23	1	22

区分	令和6年度	令和7年度 (令和7年9月30日現在)
	開催回数(回)	開催回数(回)
ケア会議	14	5
医療観察法に基づくケア会議	8	4
計	22	9

ウ 評価（課題等）及び改善

市町や関係機関に対して精神保健福祉に関する情報提供や技術支援を行うことにより、担当職員の知識・技術の向上が図られるとともに、業務推進のための連携体制の強化につながった。

<医療健康部>

地域医療課

地域医療課は、「静岡県保健医療計画」に基づき、地域医療協議会と地域医療構想調整会議での協議等を通じて地域の保健医療体制の整備・充実に対する支援を図るとともに、平成28年3月に策定した「静岡県地域医療構想」の実現に向けて、医療機関相互の機能分担や連携強化を推進している。

また、医療法に基づく病院・診療所等への立入検査を実施し、適正な医療の確保に努めている。

さらに、感染症、結核、肝炎やエイズ等の予防対策、難病等の疾病対策業務の取組に加え、新興感染症や災害時に発生する健康危機への体制確保に取り組んでいる。

1 保健医療施策に関する調整

(1) 保健医療計画の推進

ア 目的

第9次「静岡県保健医療計画」（令和6年3月策定）に基づき、限られた医療資源による効率的で質の高い医療を実現するため、医療機能の分化・連携を進め、切れ目のない医療を提供する体制の構築を推進する。

イ 計画及び実績（成果）

「疾病又は事業ごとの医療連携体制に関する調査」を実施し、地域医療協議会において医療連携体制の現状と課題について協議した。

ウ 評価（課題等）及び改善

圏域毎の医療連携体制の現状を提供することで、共通の課題として認識することにつながった。

引き続き、関係機関と連携して、圏域の医療連携が進むよう努めていく。

(2) 地域医療協議会

ア 目的

市町、医療関係者、住民組織等、各団体の代表者を委員として、圏域内の医療供給体制の整備充実に関する事項について協議を行う場として設置している。

イ 計画及び実績（成果）

中東遠及び西部圏域において開催し、「在宅医療に係る積極的役割を担う医療機関及び連携拠点」等について協議した。

令和7年度は、3～4回開催予定である。

(7) 中東遠地域医療協議会

(令和6年度)

開催日	内 容
6月25日	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に係る積極的役割を担う医療機関及び連携拠点 地域医療構想を踏まえた対応方針 静岡県保健医療計画に記載する医療機関名の変更 他
9月26日 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に係る積極的役割を担う医療機関及び連携拠点の指定
10月16日 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に係る積極的役割を担う医療機関及び連携拠点の指定
11月8日 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に係る積極的役割を担う医療機関の指定
1月22日 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に係る積極的役割を担う医療機関の指定
2月13日 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県保健医療計画に記載する医療機関名の変更について 令和6年度外来機能報告結果及び紹介受診重点医療機関 他

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

開催日	内 容
6月30日	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県保健医療計画に記載する医療機関名の変更 診療所の承継・開業支援について 他
9月10日 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> 診療所の承継・開業支援に係る重点医師偏在対策支援区域及び支援対象の選定

(イ) 西部地域医療協議会

(令和6年度)

開催日	内 容
7月4日	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に係る積極的役割を担う医療機関及び連携拠点について 地域医療構想を踏まえた対応方針について 地域医療連携推進法人の設立 病床種別の変更について 令和6年度病床機能再編支援補助金について 静岡県保健医療計画に記載する医療機関名の変更 他
8月27日 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療を担う積極的医療機関の指定
9月24日 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療を担う積極的医療機関の指定

10月23日 (書面)	・在宅医療に係る積極的役割を担う医療機関及び連携拠点の指定
1月22日 (書面)	・在宅医療に係る連携拠点の指定
2月21日	・地域医療連携推進法人の設立について ・静岡県保健医療計画に記載する医療機関名の変更について ・令和6年度外来機能報告結果及び紹介受診重点機関について 他

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

開催日	内 容
7月15日	・静岡県保健医療計画に記載する医療機関名の変更 ・診療所の承継・開業支援について 他
9月10日 (書面)	・診療所の承継・開業支援に係る重点医師偏在対策支援区域及び支援対象の選定

ウ 評価（課題等）及び改善

各医療圏における医療提供体制の整備などについて情報共有を図ることができた。

(3) 地域医療構想調整会議

ア 目的

地域医療に携わる医療関係団体等の代表者や市町の担当部課長を委員として、将来を見据えた地域医療構想の達成に向けての協議を行う場として設置している。

イ 計画及び実績（成果）

中東遠及び西部圏域において開催し、「地域医療構想を踏まえた対応方針について」等について協議した。

令和7年度は、3回開催予定である。

(ア) 中東遠地域医療構想調整会議

(令和6年度)

開催日	内 容
6月25日	・在宅医療に係る積極的役割を担う医療機関及び連携拠点 ・地域医療構想を踏まえた対応方針
2月13日 (書面)	・令和6年度外来機能報告結果及び紹介受診重点医療機関 他

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

開催日	内 容
6月30日	・診療所の承継・開業支援について 他
9月10日 (書面)	・診療所の承継・開業支援に係る重点医師偏在対策支援区域及び支援対象の選定

(イ) 西部地域医療構想調整会議

(令和6年度)

開催日	内 容
7月4日	・在宅医療に係る積極的役割を担う医療機関及び連携拠点について ・地域医療構想を踏まえた対応方針について ・地域医療連携推進法人の設立 ・病床種別の変更について ・令和6年度病床機能再編支援補助金について
2月21日	・地域医療連携推進法人の設立について ・令和6年度外来機能報告結果及び紹介受診重点機関について 他

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

開催日	内 容
7月15日	・診療所の承継・開業支援について 他
9月10日 (書面)	・診療所の承継・開業支援に係る重点医師偏在対策支援区域及び支援対象の選定

ウ 評価（課題等）及び改善

医療提供体制の現状を踏まえ、病床機能報告等について意見交換、情報共有を行うことができた。引き続き、構想区域における地域医療構想の実現に向けた検討を進めていく。

(4) 医師確保対策事業（ふじのくに地域医療支援センター西部支部事業）

ア 目的

医師確保対策を一元的かつ専門的に推進するために、「ふじのくに地域医療支援センター」の西部支部として、地域への医師の定着に向けた医療環境づくりを進める。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 支部運営会議の開催

キャリア形成プログラム再構築等を主な内容として支部会議を開催した。

(イ) 医師数等調査の実施

医師不足の現状把握のため、管内公的病院に対し毎年度（4月1日、10月1日現在）の医師数等調査を実施している。

(ウ) 静岡県専門医研修プログラムの作成

西部支部管内の指導医がリーダーとなり、複数の病院が連携して研修医の専門医取得を指導する「静岡県専門医研修プログラム」が管内で47プログラム作成（県下93プログラム）されている。

(エ) 病院見学バスツアーの実施

西部地域の病院の魅力を知ることにより、この地域で従事する医師を確保するために、医学生等を対象とした病院見学バスツアーを行っている。

(令和6年度)

開催日	内 容	参加者
7月22日	3病院（浜松労災病院、聖隷袋井市民病院、浜松医療センター） ・病院内見学、医師による講話 ・先輩研修医との懇談	4人 (2大学)
3月10日	2病院（聖隷三方原病院、浜松医療センター） ・病院内見学、医師による講話 ・先輩研修医との懇談	12人 (10大学)

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

開催日	内 容	参加者
7月22日	3病院（市立湖西病院、浜松医科大学医学部附属病院、中東遠総合医療センター） ・病院内見学、医師による講話 ・先輩研修医との懇談	7人 (4大学)

(オ) こころざし育成セミナーの実施

医学部進学を目指す県内の高校生等を対象に、医療現場や医療従事者と接する機会を設けるセミナーを開催している。

ウ 評価（課題等）及び改善

医師という職業の魅力を伝えるとともに、支部として、この地域の公的病院への就職について検討する一助となっている。

今後も、将来を見据えた管内病院の医師確保に努めていく。

(5) 災害医療体制の構築

ア 目的

南海トラフ巨大地震等の大規模災害、風水害などの対応において、地域の災害医療関係者が連携する体制を整備する。

イ 計画及び実績（成果）

総合防災訓練等の県全体訓練、健康福祉部訓練、災害医療コーディネーター参集・情報伝達訓練等により関係機関との連携による訓練を重ねている。

（令和6年度）

実施日	内 容	参加団体
7月5日	健康福祉部防災訓練 ・医療機関等の状況確認 ・難病患者の安否確認 ・透析医療機関の被災状況の共有 ・救護班要請対応	・市町関係課
8月22日	静岡県総合防災訓練(本部運営訓練) ・医療機関等の状況確認 ・難病患者の安否確認 ・透析医療機関の被災状況把握、患者搬送対応 ・救護班要請対応	・災害拠点病院等 ・市町関係課
12月2日	災害医療コーディネーター参集・情報伝達訓練 ・コーディネーターへの参集要請 ・被害情報等の状況把握と情報提供	・災害医療コーディネーター
1月17日	大規模図上訓練（地震対策オペレーション2025） ・医療機関被災状況、DMAT活動状況確認 ・人工透析医療機関の被災状況把握、透析患者受入・搬送調整 ・難病患者安否確認、難病患者受入・搬送調整 ・感染症医療機関被災状況確認	・災害拠点病院等 ・DMAT ・市町関係課

（令和7年度）

（令和7年9月30日現在）

実施日	内 容	参加団体
7月7日	健康福祉部防災訓練 ・健康福祉部アクションカードの試行 ・(仮)医療健康本部の設置検討 ・管内医療関係情報の収集 ・透析医療機関の被災状況の共有	・市町関係課
8月27日	静岡県総合防災訓練(本部運営訓練) ・(仮)医療健康本部の設置・運営 管内医療関係情報の収集 参集関係団体との連携の確認 医薬品確保チームとの連携 ・透析医療機関との連携	・災害拠点病院等 ・市町関係課 ・DMATリエゾン ・小児周産期リエゾン ・災害薬事コーディネーター

ウ 評価（課題等）及び改善

医療関係団体とともに想定フェーズを意識した現実的な訓練を実施している。
引き続き、当課の担う役割を意識した訓練を重ねていく。

(6) 地域メディカルコントロール体制の推進整備

ア 目的

圏域における救急業務の高度化を一層推進するため、協議会を設置し、消防機関及び医療機関との連携強化を図る。

中東遠地域は、医師会長、2次及び3次救急医療機関の救急医、消防本部消防長、保健所長を委員として、当所が事務局を担当している。

なお、西部地域は、事務局を浜松市消防局が担当している。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 中東遠地域メディカルコントロール協議会の開催

(令和6年度)

開催日	主 な 議 題
10月10日 (書面)	・令和5年度事業報告について ・令和6年度事業計画（案）について ・指導救命士の推薦について

(イ) 事後検証会・研修会等の開催

(令和6年度)

開催日	内 容
8月27日 (書面)	第1回中東遠地域MC協議会作業部会
10月29日	P S L S（脳卒中病院前救護）講習会及びP C E C（意識障害病院前救護）講習会
11月14日	新生児蘇生法研修会
12月14日	静岡県西部地区救急隊員・看護師研究発表会 (静岡県西部地区消防長会主催、中東遠地域MC協議会及び西部地域MC協議会共催)
1月16日 (WEB)	・第2回中東遠地域MC協議会作業部会 ・第1回中東遠地域MC協議会事後検証会（作業部会と合同開催）
2月7日	病院前外傷救護講習会

ウ 評価（課題等）及び改善

中東遠地域では、各種救急技術の研修を実施するとともに、事後検証会を開催し、検証内容の共有と検証体制の強化を図っている。

また、作業部会では、医師による医学的見地からの検証のもと、救急救命技術のさらなる向上に努めている。

2 病院・診療所立入検査事務

(1) 目的

医療法に基づき、医療機関等の人員及び運営状況等进行检查し、適正な医療等の確保を図ることを目的とする。

(2) 実績（成果）

病院、診療所への立入検査の状況、立入検査結果項目別不備数・率及び医療従事者不足状況は、様式「健康福祉部25」、「健康福祉部26」及び「健康福祉部27」のとおりである。

また、医療法に基づく許可、届出事務は次表のとおりである。

・許可・届出事務取扱状況

(令和6年度) (単位:件)

	開 設	廃 止	変 更
病 院	0	0	9
一般診療所	93	97	158
歯科診療所	7	7	18
助 産 所	2	2	0

(令和7年度) (単位:件)

(令和7年9月30日現在)

	開 設	廃 止	変 更
病 院	0	0	6
一般診療所	27	24	83
歯科診療所	2	2	12
助 産 所	2	2	2

(3) 評価（課題等）及び改善

令和6年度からは、無床診療所及び助産所への立入検査について、従来の3年に1回から5年に1回に変更された実施方針に基づき実施している。

立入検査の状況調

区 分	年 度	医療 施設数 (施設)	立入検査 実施数 (施設)	検査率 (%)	指摘 施設数 (施設)	立入検査結果	
						指摘 (件)	指導 (件)
病 院	令和5年度	21	※21	100.0	3	4	3
	令和6年度	21	21	100.0	4	11	3
	令和7年度 (令和7年9月30日現在)	21	-	-	-	-	-
一般診療所	令和5年度	364	13	3.6	2	2	5
	令和6年度	360	41	11.4	3	3	21
	令和7年度 (令和7年9月30日現在)	361	-	-	-	-	-
歯科診療所	令和5年度	195	3	1.5	1	1	2
	令和6年度	194	11	5.7	3	3	16
	令和7年度 (令和7年9月30日現在)	194	-	-	-	-	-
助 産 所	令和5年度	20	0	0.0	0	0	0
	令和6年度	20	0	0.0	0	0	0
	令和7年度 (令和7年9月30日現在)	20	-	-	-	-	-
計	令和5年度	600	※37	5.8	6	8	9
	令和6年度	595	73	12.3	10	17	40
	令和7年度 (令和7年9月30日現在)	596	-	-	-	-	-

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

(注※) 立入検査実施数(施設)には、自主検査実施分を含む。

立入検査結果項目別不備数・率調

年 度	令和5年度			令和6年度			令和7年度 (令和7年9月30日現在)		
	検 査 項目数	不 備 数	不備率%	検査項目数	不 備 数	不備率%	検査項目数	不 備 数	不備率%
医 療 従 事 者	96	1	1.0	117	0	0.0	126	-	-
管 理	2,088	3	0.1	2151	5	0.2	1575	-	-
帳 票 ・ 記 録	279	2	0.7	279	0	0.0	168	-	-
業 務 委 託	292	0	0.0	292	0	0.0	210	-	-
防 火 ・ 防 災 体 制	104	2	1.9	125	9	7.2	105	-	-
放 射 線 管 理	385	0	0.0	385	3	0.8	390	-	-

(注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

2 検査項目数及び不備数は、管内各医療施設の延べ数である。

医療従事者不足状況調

区分	年度		病院数 (施設)	不足 病院数 (施設)	不足 病院率 (%)	不足病院の状況			
						必要数 (人)	現員 (人)	充足率 (%)	不足数 (人)
医師	令和5年度	全県	170	3	1.8	17.4	15.81	90.7	1.62
		管内	21	0	0	—	—	—	—
	令和6年度	全県	170	—	—	—	—	—	—
		管内	21	0	0	—	—	—	—
	令和7年度 (令和7年9月30現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	21	—	—	—	—	—	—
看護師	令和5年度	全県	170	1	0.6	23.0	22.3	97.0	0.7
		管内	21	0	0	—	—	—	—
	令和6年度	全県	170	4	2.4	113.0	106.2	94.0	4.0
		管内	21	0	0	—	—	—	—
	令和7年度 (令和7年9月30現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	21	—	—	—	—	—	—
薬剤師	令和5年度	全県	170	4	2.4	7	4.6	65.7	2.4
		管内	21	0	0	—	—	—	0
	令和6年度	全県	170	6	3.5	24.0	20.6	85.8	26.0
		管内	21	0	0	—	—	—	—
	令和7年度 (令和7年9月30現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	21	—	—	—	—	—	—

(医師には歯科医師は含まない。)

診療機関状況調

(令和7年9月30日現在)

区分		市町別							計	
		磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町		
医療施設数（施設）		212	135	96	61	28	49	15	596	
同上内訳	病院	9	5	2	2	1	1	1	21	
	同上内訳	一般病院	6	3	2	2	1	1	1	16
		精神病院	3	2	-	-	-	-	-	5
	一般診療所	126	79	66	37	17	27	9	361	
	歯科診療所	71	46	23	20	9	20	5	194	
	助産所	6	5	5	2	1	1	-	20	
医師（人）		334	222	77	58	38	68	24	821	
歯科医師（人）		89	58	44	29	11	20	9	260	
保健師（人）		97	53	51	49	18	27	11	306	
助産師（人）		56	55	21	1	1	15	-	149	
看護師（人）		1,328	1,111	469	291	212	346	142	3,899	
准看護師（人）		278	156	108	76	29	47	12	706	
世帯数（世帯）		67,574	46,081	35,936	23,957	11,599	18,582	6,306	210,035	
人口（人）		163,023	113,010	87,487	56,076	29,119	46,701	16,449	511,865	

- (注) 1 本表は本庁の監査調書を基礎にして、その西部保健所管内の状況を整理している。
 2 医療施設数は、令和7年8月31日現在数である。
 3 医療従事者（医師、歯科医師）の数は令和4年12月31日現在数である。
 4 医療従事者（保健師、助産師、看護師、准看護師）の数は令和4年12月31日現在数である。
 5 世帯数、人口は、令和6年10月1日現在

人口10万対病床数及び医師等の数調

(令和7年9月30日現在) (単位:人)

区 分	管内病床数及び 医師等の数	人口10万対病床数 医師等の数		
		管 内	県	全国
一般病床	1,903	368.1	588.0	710.0
療養病床	1,087	209.8	241.1	220.1
精神病床	877	169.3	180.4	256.5
結核病床	-	-	2.6	3.0
感染症病床	6	1.2	1.4	1.5
病院計	3,873	748.4	1,013.4	1,191.1
一般診療所一般病床	150	30.9	42.0	57.0
一般診療所療養病床	-	-	1.6	3.9
一般診療所計	150	30.9	43.6	60.9
医師	821	158.5	230.1	262.1
歯科医師	260	51.0	64.5	81.6
保健師	306	59.1	52.8	48.3
助産師	149	28.8	30.3	30.5
看護師	3,899	752.7	1,003.7	1,049.8
准看護師	706	136.3	155.8	203.5

- (注) 1 本表は本庁の監査調書を基礎にして、その西部保健所管内の状況を整理している。
- 2 「管内の病床数」は令和7年8月31日現在である。
- 3 人口10万対病床数の算出に使用した「管内の人口」は、静岡県推計人口（令和4年10月1日現在）による。
- 4 「医師及び歯科医師の数」及び「人口10万人対医師及び歯科医師の数」は令和4年12月31日現在である。
- 5 「保健師、助産師、看護師及び准看護師の数」及び「人口10万人対保健師、助産師、看護師及び准看護師の数」は令和4年12月31日現在である。

3 人材の育成と資質の向上

(1) 研修等

ア 地域保健福祉関係者教育事業

(ア) 目的

保健・福祉等の総合的なサービスを提供する地域保健福祉関係者の資質の向上を図る。

(イ) 計画及び実績（成果）

(令和6年度)

事業名	実施日	内 容	参加者
地域保健福祉業務 新任職員研修	8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健福祉業務の概要 ・静岡県西部の防災体制 ・個別避難計画について ・避難所運営ゲームHUG体験 	市町、 健康福祉センター 18人

(ウ) 評価（課題等）及び改善

職種別の研修体制が整っている現状と福祉課も関わる内容を含むことから、今後の開催方法を検討する。

(2) 学生実習指導業務

ア 目的

公衆衛生及び地域保健活動への理解を深め、地域における医療者の役割について学ぶ。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 医学生実習指導

(令和6年度)

大 学 名	時 期	実習生数（人）
自治医科大学	11月18日～22日	4人
浜松医科大学	10月10日	2人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

大 学 名	時 期	実習生数（人）
獨協医科大学	9月16日～17日	4人
浜松医科大学	9月18日	5人

(イ) 保健師学生実習指導

(令和6年度)

大学名	実施市町	時 期	対象・ グループ数	実習生数 (人)
聖隷クリストファー大学	管内7市町	5月～9月 (保健所業務実習延べ14日間)	9	33人
		5月14日保健所業務説明	4年生	34人
浜松医科大学	掛川市 袋井市	5月～6月	5	19人
	磐田市 御前崎市 湖西市	令和7年1月～3月 (保健所業務実習延べ14日間)		
県立大学	袋井市 御前崎市	5月・9月 (保健所業務実習延べ12日間)	2	8人
		5月14日保健所業務説明	4年生	8人
		令和7年2月20日公衆衛生看護基礎実習地域保健業務説明	2年生	21人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

大学名	実施地区	時 期	対象・ グループ数	実習生数 (人)
聖隷クリストファー大学	管内7市町	5月～8月 (保健所業務実習延べ14日間)	9	33人
		5月9日保健所業務説明	4年生	29人
浜松医科大学	掛川市 袋井市	5月～6月 (保健所業務実習延べ14日間)	2	8人
県立大学	袋井市 御前崎市	6月・9月 (保健所業務実習延べ12日間)	2	4人
		5月9日保健所業務説明	4年生	8人

ウ 評価（課題等）及び改善

医学生及び保健師学生が保健所での実習を通し、公衆衛生及び地域保健活動の実際を知り、地域における医療者の役割について考えることができた。

4 保健医療統計

保健医療事業の推進のため、人口動態調査等の取りまとめを行っている。

名 称	内 容	報告回数
人口動態調査	各調査票（出生・婚姻・離婚・死亡・死産）の審査及び取りまとめ	月 報
医療施設動態調査	施設の開設、廃止、変更等	月 報
病院報告	病院の患者の状況	月 報
地域保健・健康増進事業報告	母子保健、健康増進、衛生教育、予防接種等	年度報
衛生行政報告例	衛生関係行政の業務内容	年度報 隔年報
医療施設静態調査	開設者、診療科目、設備、従事者数、勤務状況、許可病床数等	3年毎
患者調査	病院及び診療所を利用する患者の傷病の状況等	3年毎
受療行動調査	受療の状況、医療に対する満足度等	3年毎
医師・歯科医師・薬剤師調査	性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名等	隔年報
看護職員等業務従事者調査	性、年齢、業務の種別、従事場所等	隔年報

5 感染症予防対策業務

(1) 目的

感染症の発生を防止するとともに、そのまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。

(2) 実績（成果）

ア 感染症のまん延防止対策

医療機関からの発生届に基づき、疫学調査及び患者家族への指導を実施するとともに、患者との接触により感染の疑いのある者に対する健康診断や健康観察を実施し、感染の拡大を防止した。

また、管内病院の感染管理認定看護師と連携し、社会福祉施設等の職員を対象とした研修を開催している。

イ 感染症発生動向調査

地域における感染症の発生状況について、必要時、関係機関への情報提供を行っている。

また、感染症発生動向調査で得られた情報について、毎週、発生動向調査還元情報として、管内へ提供している。

感染症患者発生状況調 (単位:人)

(令和6年度)

分類・疾病名		市町								計	令和4年度	令和5年度
		磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	管外			
一類	(発生なし)											
二類	結核	9	14	3	2	3	4		1	36	17	30
三類	腸管出血性大腸菌感染症	4		5			1			10	31	9
四類	E型肝炎									0	0	1
	A型肝炎									0	0	0
	つつが虫病									0	0	2
	デング熱						1			1	0	0
	レジオネラ症	3	2		1	1				7	9	7
	重症熱性血小板減少症候群									0	2	0
	日本紅斑熱									0	0	1
	日本脳炎							1		1	0	1
	エムボックス									0	1	0
五類 (全数把握分)	アメーバ赤痢									2	2	0
	カルバペネム腸内細菌科細菌感染症									1	1	0
	急性脳炎									1	0	1
	クロイツフェルトヤコブ病									1	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症									13	1	2
	後天性免疫不全症候群									1	2	1
	ジアルジア症									0	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症									1	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症									13	4	11
	梅毒									44	25	22
	破傷風									0	1	0
	播種性クリプトコックス症									1	0	2
	百日咳									6	0	0
	風疹									0	0	0
	麻しん									0	0	1
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症									1	0	3
	水痘 (入院例)									2	1	8
新型 インフルエ ンザ等 感染症	新型コロナウイルス 感染症	全数								—	47,066	766
		定点								6,624	—	3,702
計										6,766	47,164	4,571
五類 (定点把握分)	インフルエンザ									6,842	810	257
	感染性胃腸炎									2,105	1,144	1,188

※新型コロナウイルス感染症：R5.5.8以降、五類（定点把握）に移行

感染症患者発生状況調 (単位:人)

(令和7年度)(令和7年9月30日現在)

分類・疾病名		市町								計	令和5年度	令和6年度
		磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	管外			
一類	(発生なし)											
二類	結核	6	3	2	1	0	2	0	0	14	30	36
三類	腸管出血性大腸菌感染症	1					2			3	9	10
四類	E型肝炎									0	1	0
	A型肝炎									0	0	0
	つつが虫病									0	2	0
	デング熱									0	0	1
	レジオネラ症	1	1	2	2	1	1	1	0	9	7	7
	重症熱性血小板減少症候群									0	0	0
	日本紅斑熱									0	1	0
	日本脳炎									0	1	1
	エムポックス									0	0	0
五類 (全数把握分)	アメーバ赤痢	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	2
	カババ [※] 私腸内細菌科細菌感染症	/	/	/	/	/	/	/	/	1	0	1
	急性脳炎	/	/	/	/	/	/	/	/	0	1	1
	クロイツフェルトヤコブ病	/	/	/	/	/	/	/	/	0	1	1
	劇症型溶血性レンサ球菌	/	/	/	/	/	/	/	/	1	2	13
	後天性免疫不全症候群	/	/	/	/	/	/	/	/	0	1	1
	ジアルジア症	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0
	侵襲性 [※] インフルエンザ [※] 菌感染症	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	/	/	/	/	/	/	/	/	2	11	13
	梅毒	/	/	/	/	/	/	/	/	16	22	44
	破傷風	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0
	播種性クリプトコックス症	/	/	/	/	/	/	/	/	0	2	1
	百日咳	/	/	/	/	/	/	/	/	168	0	6
	風疹	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0
	麻しん	/	/	/	/	/	/	/	/	1	1	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	/	/	/	/	/	/	/	/	0	3	1
	水痘(入院例)	/	/	/	/	/	/	/	/	0	8	2
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナイрус感染症	/								-	766	-
	全数											
	定点	/								1,570	3,702	6,624
	計											
	計									1,785	4,571	6,766
五類 (定点把握分)	インフルエンザ	/								116	257	6,842
	感染性胃腸炎									/		

ウ 感染症患者への対応状況

(令和6年度)

項目		患者数 (人)	入院勧告 (人)	就業制限 (人)	疫学調査 (件)
分類・疾病名					
二類	結核	42	13	16	42
三類	腸管出血性大腸菌感染症	10	0	10	10
四類	E型肝炎	0	-	-	0
	つつが虫病	0	-	-	0
	レジオネラ症	7	-	-	7
	日本紅斑熱	0	-	-	0
	日本脳炎	1	-	-	1
五類	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	13	-	-	13
	麻しん	0	-	-	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	-	-	1
	水痘(入院例)	2	-	-	2

※他保健所で発生届を受理した管内居住者を含む。

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

項目		患者数 (人)	入院勧告 (人)	就業制限 (人)	疫学調査 (件)
分類・疾病名					
二類	結核	21	6	9	21
三類	腸管出血性大腸菌感染症	3	-	3	3
四類	デング熱	0	-	-	0
	レジオネラ症	9	-	-	9
五類	劇症型溶血性レンサ球菌	1	-	-	1

※他保健所で発生届を受理した管内居住者を含む。

エ 感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第1項及び静岡県感染症診査協議会条例に基づき、感染症診査協議会を設置している。

項目		令和6年度		令和7年度 (令和7年9月30日まで)	
		14回開催		7回開催	
		諮問(件)	承認(件)	諮問(件)	承認(件)
結核	本入院(第20条第1項)	14	14	6	6
	入院の延長(第20条第4項)	30	30	12	12
	医療費公費負担(第37条の2)	48	48	39	39

(注1) 入院の延長及び医療費公費負担には、前年度からの継続分を含む。

オ 新型インフルエンザ等対策

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、「静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」が作成されている。新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえて政府行動計画が全面改定されたことから、令和7年3月に県の行動計画も改定された。

当所においては、政府訓練に併せて実施する県の訓練に参加するとともに、个人防护具の備蓄を行っている。

(3) 評価（課題等）及び改善

感染症のまん延を防止するため、患者本人や接触者・関係者等に対して、必要な措置を、迅速かつ的確に行うことができた。

また、感染症の発生動向に係る情報を医療機関及び市町と共有することで、注意喚起を促し、感染症の発生防止につなげることができた。

なお、新型インフルエンザ等への対策については、令和7年11月に、管内関係者と連携し、県内初発患者に対応する訓練の実施を計画しており、今後も引き続き、新型インフルエンザ等感染症発生に備えての体制を整えていく。

6 結核予防対策業務

(1) 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、結核のまん延防止、適正医療及び治療完遂を目指している。

患者及び家族に対しては、服薬等、療養上の支援のための家庭訪問や接触者健康診断を行い、関係機関への予防啓発事業も実施している。

医療については、感染症診査協議会等を開催し、適正医療の推進を図っている。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 患者支援・予防啓発

項目	事業名	内 容	
		令和6年度	令和7年度 (令和7年9月30日現在)
学校	市町学校 結核対策委員会	保健所長が委員として参加	保健所長が委員として参加
	患者・家族等への 相談指導	訪問・来所 延 365人 電話 延 367人	訪問・来所 延 68人 電話 延 89人
	定期病状調査	必要時実施	必要時実施
	接触者健康診断	延 117人	延 66人

患者・家族管理・関係機関連携	DOTS カンファレンス	天竜病院及び聖隷三方原病院 で浜松市保健所とともに 月1回開催	天竜病院及び聖隷三方原病院 で月1回開催
	コホート検討会	DOTSカンファレンス、感染症 診査協議会と同時開催 ①令和7年3月11日 聖隷三方原病院 病院関係者・保健所 計8人 ②令和7年3月13日 西部感染症診査協議会 感染症診査協議会委員、 保健所担当者 計12人 ③令和7年3月21日 天竜病院 病院関係者・保健所 計10人	令和8年2月に予定
	服薬支援者研修会	①令和6年7月12日 掛川日本語学校職員 計5人 ③令和7年1月23日 高齢者施設職員 21人	令和7年7月9日・10日 介護支援専門員研修 計48人

イ 患者登録（新登録結核患者数）

（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

（単位：人）

区 分	活動性結核								(別掲) 潜在性 結核 感染症
	総数	肺結核活動性						肺外 結核 活動性	
		総数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 ・ その他		
総数	初回 治療		再治 療						
磐田市	7	5	2	2	0	2	1	2	0
掛川市	14	12	3	3	0	7	2	2	4
袋井市	4	3	2	2	0	0	1	1	2
湖西市	4	3	0	0	0	1	2	1	0
御前崎市	3	3	1	1	0	2	0	0	1
菊川市	2	2	1	1	0	1	0	0	1
森町	1	1	0	0	0	0	1	0	0
計	35	29	9	9	0	13	7	6	8

(令和7年1月1日～令和7年9月30日)

(単位:人)

区 分	活動性結核								(別掲) 潜在性 結核 感染症
	総数	肺結核活動性						肺外 結核 活動性	
		総数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 ・ その他		
			総数	初回 治療	再治療				
磐田市	4	2	2	2	0	0	0	2	0
掛川市	6	4	1	1	0	3	0	2	3
袋井市	3	2	1	1	0	0	1	1	2
湖西市	2	1	0	0	0	0	1	1	0
御前崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊川市	0	0	0	0	0	0	0	0	1
森 町	1	1	0	0	0	0	1	0	0
計	16	10	4	4	0	3	3	6	6

ウ 結核登録患者数（年次推移）

項目 \ 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新患者登録数(人)	66	39	35	47	35
年末現在登録者数(人)	129	107	81	77	72

(3) 評価（課題等）及び改善

医療機関との情報共有の場であるDOTSカンファレンス等を活用し、医療機関との連携のもと、個々の状況に合わせた支援を提供している。こうした取組により、当所で発生届を受理した新登録患者において、自己判断による治療中断は発生しなかった。

今後も医療機関との連携のもと、患者支援を充実させていく。

なお、管内の新登録結核患者数は、減少傾向にあり、引き続き、高齢者等を対象とした啓発を行い、早期発見、早期治療につなげていく。

7 エイズ予防対策業務

(1) 目的

エイズに関する正しい知識の普及啓発や検査・相談により感染者、患者の早期発見、早期治療につなげ、エイズのまん延防止を図るとともに、関係機関との連携により感染者、患者に対する差別、偏見の解消を図る。

(2) 計画及び実績（成果）

ア エイズ相談、HIV抗体検査

エイズ相談は随時電話や面接により対応し、HIV抗体検査は月2回定期的実施した。そのうち、年5回は夜間に、年1回は休日に検査を実施している。

エイズ検査等実施状況調

(単位:人)

区 分	相談			検査		
	男	女	計	男	女	計
令和5年度	3	0	3	127	29	156
令和6年度	2	0	2	162	41	203
令和7年度 (令和7年9月30日時点)	15	7	22	70	21	91

イ エイズ予防啓発事業

(令和6年度)

事業名	実施日	内 容	参加状況
H I V検査 普及週間 関連事業	6月1日～ 6月7日	庁舎入口等へのぼり旗を設置 所内に啓発グッズの配架、ポスター 掲示	来庁者 約100人
	6月19日	管内のスーパーマーケットにて啓発 グッズを配布	利用者 200人
世界エイズデー の関連事業	11月～12月末	庁舎内にポスター掲示、展示、啓発グ ッズ配架	来庁者 約100人
	11月28日	静岡産業大学磐田キャンパスにて、啓 発グッズの配布及び啓発の展示	教員・学生 160人
	11月28日	市町図書館、企業にポスター、リー フレット、グッズ配布	市町図書館等17 ヶ所、企業32社
	11月29日～12 月4日	磐田市民文化会館かたりあにて建物を 赤色にライトアップ	
	12月2日4日、 6日	菊川市総合保健福祉センタープラザけ やきにて、建物を赤色にライトアップ	
	12月2～3日	SNSにて、世界エイズデー、保健所検査 について掲載	
	12月1日	休日検査受検者に啓発グッズを配布	受検者 13人
	8月17日	エコパスタジアムスポーツイベント開 催時に、啓発グッズの配布、パネルの掲 示	スポーツイベント 来場者 370人

啓発事業	10月30日	静岡産業大学磐田キャンパスにて、健康講座実施	地域住民、学生、教員 7人
	11月15日	静岡産業大学磐田キャンパスにて、健康講座実施	教員、事務職員 3人
	11月28日	静岡産業大学磐田キャンパスにて、啓発グッズの配布、パネル掲示	大学生、教員 160人
	令和7年 2月20日	看護学生に対し、性感染症をテーマに情報提供及び啓発を実施	看護学生、教員 23人

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

HIV検査 普及週間 関連事業	6月1日～ 6月7日	庁舎入口等にのぼり旗を設置 所内に啓発グッズの配架、ポスター掲示	来庁者 約100人
	6月6日	管内のスーパーマーケットにて啓発 グッズを配布	利用者 200人

(3) 評価（課題等）及び改善

ア エイズ相談、HIV抗体検査

HIV感染症は治療の進歩で、適切な治療によって症状をコントロールでき普通の生活を送ることができるようになってきたことから、エイズの発症前に早期発見し、早期治療につなげるとともに、感染拡大を防止するため、今後も啓発活動を通して、検査の利用を呼びかけていく。

イ エイズ予防啓発事業

令和6年度は、エコパスタジアムでのスポーツイベントにて啓発キャンペーンを行った。令和7年度は、11月27日に管内小中高等学校及び特別支援学校養護教諭が参加する思春期保健講演会で性感染症の情報提供を行う予定であり、今後も様々な機会を通じて、啓発を行っていく。

8 肝疾患予防業務

(1) 肝疾患相談・肝炎ウイルス検査

ア 目的

肝疾患に関する相談・肝炎ウイルス検査を実施し、肝疾患に罹患した者や肝炎ウイルス感染者の早期発見に努め、早期治療につなげる。

また、医療費助成事業により、治療を必要とする患者の経済的負担を軽減することで医療につなぎ、肝硬変、肝がん等への進行を予防する。

イ 実績（成果）

（ア）ウイルス性肝炎相談・検査件数

（単位：人）

年度	区分	肝炎相談			C型肝炎検査			B型肝炎検査		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
令和5年度		9	3	12	128	32	160	129	32	161
令和6年度		9	9	18	157	41	198	150	41	191
令和7年度 （令和7年9月30日現在）		8	7	15	60	19	79	61	19	80

※検査はH I V抗体検査と同日（月2回）、相談は随時実施

（イ）肝炎治療特別促進事業

（令和6年度）

治療内容	申請数
インターフェロン治療（新規）	2
インターフェロン治療（延長）	0
インターフェロンフリー治療（新規）	12
インターフェロンフリー治療（2回目）	3
核酸アナログ製剤治療（新規）	17
核酸アナログ製剤治療（更新）	222
計	256

（令和7年度）（令和7年9月30日現在）

治療内容	申請数
インターフェロン治療（新規）	0
インターフェロン治療（延長）	0
インターフェロンフリー治療（新規）	9
インターフェロンフリー治療（2回目）	0
核酸アナログ製剤治療（新規）	12
核酸アナログ製剤治療（更新）	90
計	111

（ウ）肝臓病講演会

（令和6年度）

開催日	内容	参加者
10月26日	市民公開講座（御前崎市） 講演①「肝がんを予防するために今からできること」 講演②「慢性肝疾患患者に対する運動療法について」 公園③「改めて考える感染症対策」	患者・家族等 10人
9月1日～ 令和7年	浜松医科大学公式YouTubeチャンネルからWEB配信 講演①「ウイルス性肝炎について」	患者・家族等

2月28日	講演②「脂肪肝について」 講演③「肝がんについて」 講演④「肝炎助成制度の紹介」	
-------	--	--

(令和7年度)

開催日	内 容	参加者
計画中		

ウ 評価（課題等）及び改善

治療を必要とする肝炎患者の治療を促進し、肝硬変及び肝がんの予防並びに感染予防に寄与することができた。

これまでは肝疾患診療連携拠点病院の協力による講演会を開催してきたが、WEB配信を取り入れて、患者や家族への情報提供を実施した。引き続き、肝疾患治療拠点病院の協力を得ながら、患者、家族への啓発を実施していく。

9 予防接種業務

(1) 目的

感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、法令の改正等必要に応じて、情報提供を行う。

(2) 実績

実施主体である市町や医療機関に対し、情報提供を行うと共に、予防接種の誤りへの助言等を行った。

(3) 評価（課題等）及び改善

市町による定期予防接種の円滑な実施により感染症の発生とまん延防止を図ることができた。

10 難病対策業務

(1) 目的

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、医療費の負担軽減を図るとともに、在宅難病患者とその家族に対して、安定した療養生活及び生活の質の向上を図るための支援を行う。

(2) 実績（成果）

ア 難病医療費助成事業

新規申請のあった疾患について、特定医療費（指定難病）等受給者証の交付及び更新申請処理を行っている。対象疾患は令和7年4月1日時点で348疾病である。（健康福祉部32「特定医療費等受給者調」のとおり）

イ 難病患者地域支援対策推進事業

在宅で療養している患者・家族への訪問相談支援を継続実施し、必要に応じて医療や介護関係者や市町と連携している。

項目	令和6年度		令和7年度(9月30日現在)	
	回数	人数	回数	人数
医療相談事業	1	12	0	0
在宅療養支援計画策定評価事業	7	7	2	2
訪問相談員等研修	4	67	3	56
家庭訪問事業(人)	延 164人(実 75人)		延 83人(実47人)	

(3) 評価(課題等)及び改善

ア 難病医療費助成事業

受給者証の新規及び更新の申請や変更の手続き、進達等を遅滞なく進めることができた。

イ 難病患者地域支援対策推進事業

患者・家族の悩みを受容するとともに、課題を整理し、療養上の相談や制度利用の調整等を行い、不安の軽減や生活の質の維持・向上につなげることができた。

特定医療費等受給者調

令和6年度 (単位:人)

市町名		磐田 市	掛川 市	袋井 市	湖西 市	御前 崎市	菊川 市	森町	計	5年 度末 計	4年 度末 計
疾患群											
1	血液疾患	48	46	21	30	11	13	5	174	168	154
2	免疫疾患	243	212	132	82	88	100	24	881	848	792
3	呼吸器疾患	68	40	27	22	14	9	7	187	188	177
4	循環器疾患	41	5	12	9	8	4	6	85	87	81
5	消化器疾患	257	208	146	95	44	78	24	852	822	791
6	骨・関節疾患	56	38	33	20	26	24	11	208	193	185
7	染色体異常疾患	1	3	0	0	0	0	0	4	6	6
8	皮膚疾患	44	40	34	21	16	25	6	186	190	195
9	腎・泌尿器疾患	38	53	29	19	13	20	2	174	174	153
10	免疫・皮膚系疾患	13	10	6	3	7	4	1	44	52	49
11	内分泌疾患	62	31	26	18	6	16	11	170	170	163
12	聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
14	視覚系疾患	9	16	5	2	5	14	2	53	55	57
15	神経・筋疾患	345	206	131	105	67	62	24	940	930	910
16	代謝異常疾患	14	10	1	6	7	3	0	41	38	36
	小計(国指定疾患)	1,239	918	603	432	312	372	123	3,999	3,922	3,749
91	橋本病	15	14	4	6	4	3	2	48	49	53
93	突発性難聴	12	16	7	8	4	6	3	56	63	56
	小計(県指定疾患)	27	30	11	14	8	9	5	104	112	109
	合計	1,266	948	614	446	320	381	128	4,103	4,034	3,858

特定医療費等受給者調

令和7年度 (単位:人)
(令和7年9月30日現在)

市町名 疾患群		磐田 市	掛川 市	袋井 市	湖西 市	御前 崎市	菊川 市	森 町	計	6年度 未計	5年度 未計
1	血液疾患	53	48	22	28	14	13	6	184	174	168
2	免疫疾患	260	226	141	85	90	103	22	927	881	848
3	呼吸器疾患	66	40	31	21	13	9	7	187	187	188
4	循環器疾患	42	8	11	9	8	4	6	88	85	87
5	消化器疾患	271	219	153	103	44	86	24	900	852	822
6	骨・関節疾患	60	41	34	20	26	26	12	219	208	193
7	染色体異常疾患	1	4	0	0	0	0	1	6	4	6
8	皮膚疾患	43	43	39	23	15	22	7	192	186	190
9	腎・泌尿器疾患	40	54	31	23	15	23	2	188	174	174
10	免疫・皮膚系疾患	12	11	7	3	7	4	1	45	44	52
11	内分泌疾患	61	31	28	17	6	17	11	171	170	170
12	聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
14	視覚系疾患	9	16	5	2	5	13	2	52	53	55
15	神経・筋疾患	343	209	132	110	63	65	24	946	940	930
16	代謝異常疾患	15	10	1	5	8	5	1	45	41	38
	小計 (国指定疾患)	1,276	960	635	449	314	390	126	4,150	3,999	3,922
91	橋本病	15	14	5	6	3	3	2	48	48	49
93	突発性難聴	9	14	5	10	4	7	1	50	56	63
	小計 (県指定疾患)	24	28	10	16	7	10	3	98	104	112
	合計	1,300	988	645	465	321	400	129	4,248	4,103	4,034

11 原子爆弾被爆者援護業務

(1) 目的

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、高齢化している被爆者に対する総合的な援護対策により、被爆者の健康保持及び福祉の向上を図る。

(2) 実績

法に基づく各種手当及び医療費給付、一般疾病医療機関の指定などの窓口事務を行っている。また、希望による定期健康診断及びがん検診を実施している。

ア 管内被爆者等

(単位:人)

	被爆者健康手帳所持者	被爆者二世	第1種健康診断受診者証所持者	第2種健康診断受診者証所持者	計
令和6年度	18	42	0	1	61
令和7年度 (9月30日現在)	18	42	0	1	61

イ 手当等受給状況

(単位:人)

	医療特別手当	健康管理手当	保健手当	特別手当	計
令和6年度	1	16	1	0	18
令和7年度 (9月30日現在)	1	16	1	0	18

ウ 健康診断実施状況

(単位:人)

種別	令和6年度		令和7年度 (令和7年9月30日現在)	
	第1回	第2回	第1回	第2回
一般検診	13	20	21	—
がん検診	7	17	9	—

(注) () 内は、二世の再掲

(3) 評価(課題等)及び改善

問い合わせや健康診断の実施等、丁寧に対応していく。

12 骨髄移植推進事業

(1) 目的

白血病などの難治性血液疾患の治療向上のため、骨髄バンク事業の普及啓発とドナーへの登録を推進する。

(2) 実績（成果）

骨髄バンク事業の窓口業務の一端を担い、骨髄提供希望者の登録手続き及びHLA型の検査を行うための採血等を第2木曜日を定例日として実施した。

また、希望者の都合に合わせての随時対応も行っている。

骨髄バンクドナー登録受付状況（登録受付者数）

（単位：人）

	男	女	計
令和6年度	1	1	2
令和7年度（令和7年9月30日現在）	1	2	3

(3) 評価（課題等）及び改善

毎年各市町の広報に骨髄バンクドナー登録案内の掲載依頼を行っている。

引き続き、周知、啓発を行っていく。

健康増進課

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」「生活の質の向上」に向けて、国の「健康日本 21(第3次)」、県の「第4次静岡県健康増進計画」に基づき、当地域の健康課題と今後の健康づくりの施策の方向を整理した「地域別計画」に従って、市町、関係機関・団体と連携し、県民の健康づくりを支援する環境整備を図っている。

1 「第4次静岡県健康増進計画－地域別計画」の推進

(1) 目的

第4次静岡県健康増進計画-地域別計画の目標達成に向け、市町や関係機関と連携し、地域の健康課題の改善に向けた健康づくりや生活習慣病対策を総合的かつ積極的に推進する。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 生活習慣病対策（地域・職域連携推進事業）

(令和6年度)

実施日	内 容	参加機関
令和7年 1月23日	【生活習慣病対策連絡会 (地域・職域連携推進連絡会)】 ・第4次静岡県健康増進計画について ・地域別〔西部〕について ・健康課題に対する取組について ・地域・職域連携について	医師会、歯科医師会、薬剤師会、労働基準監督署、市町(国保・衛生)、静岡県国保連合会、全国健康保険協会静岡支部、事業所健康保険組合、中東遠地域産業保健センター、袋井商工会議所、県健康政策課、健康福祉センター 36人

イ 市町健康づくり推進協議会開催支援

(令和6年度)

内 容	実施市町	出席回数
市町における保健事業実施報告及び実施計画の検討、健康増進計画の進行管理・改定 等	5市町	16回

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

内 容	実施市町	出席回数
市町における保健事業実施報告及び実施計画の検討、健康増進計画の進行管理・改定 等	5市	5回

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 生活習慣病対策（地域・職域連携推進事業）

生活習慣病対策連絡会を開催し、第4次静岡県健康増進計画の地域別計画の進捗状況や健康課題に対する取組について意見交換を行った。若い世代が勤務する中小事業所等への

働きかけが必要であり、今後も健康づくりの推進のために、地域と職域の関係機関との連携強化を図っていく。

イ 市町健康づくり推進協議会開催支援

各市町に設置されている健康づくり推進協議会には、委員として委嘱を受けた保健所長が出席し、国や県の動向を踏まえ、計画策定・評価・見直し及び推進に必要な情報提供を行うとともに、指導・助言を行い、継続して市町支援を行う。

2 生活習慣病対策業務

(1) 目的

管内の地域・職域関係者と連携・協働し、地域の健康課題である糖尿病予防を重点とした生活習慣病予防対策を推進する。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 重症化予防対策

(令和6年度)

実施日	内 容	参加者
5月16日	【重症化予防事業に関する情報交換会】 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラム改訂について ・各市町糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて（進捗状況と課題） ・意見交換 ・中東遠総合医療センターから助言等	中東遠総合医療センター医師、5市町、健康福祉センター 20人
5月22日 6月19日	【湖西市糖尿病性腎症重症化予防プログラム検討会】 ・令和5年度実施評価 ・開業医と専門医の連携、紹介基準 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラム改正	医師、薬剤師、湖西市、健康福祉センター 延べ18人
6月7日	【磐田市に対する重症化予防に関するヒアリング】 ・糖尿病性腎症重症化予防事業について ・糖尿病性腎症重症化予防プログラム作成について	磐田市、健康福祉センター 3人
9月6日	【御前崎市健康づくり推進協議会健康管理部会】 ・健康課題と糖尿病性腎症の状況 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラム(案) ・生活習慣病予防・重症化予防の取り組み	医師、歯科医師、薬剤師、御前崎市、健康福祉センター 14人
10月15日	【生活習慣病重症化予防指導者研修会】 (中部健康福祉センターと共催) 講演及び演習 「重症化予防における市町の役割 ～糖尿病未治療者・治療中断者へのアプローチと対策」	市町、県国民健康保険課、健康福祉センター、 22人

	講師 社会福祉法人聖隷福祉事業団 保健事業部 保健管理室 □□□□ 氏	
2月12日	【重症化予防対策担当者連絡会】 ・市町的生活習慣病の重症化予防対策について	市町、県健康増進課、 健康福祉センター 16人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
6月12日	【重症化予防事業に関する情報交換会】 ・本県の糖尿病性腎症重症化予防プログラム（案）について ・各市町糖尿病性腎症等重症化予防について（進捗状況と課題） ・意見交換、中東遠総合医療センターから助言等	中東遠総合医療センター医師等、5市町、 健康福祉センター 20人
5月28日	【湖西市】 ・令和6年度実施評価 ・プログラムの課題と今後の取組み	医師、薬剤師、湖西市、 健康福祉センター 9人

イ 地域・職域連携推進事業

(令和6年度)

実施日	内 容	参加者
5月21日 ～ 5月31日	【普及啓発】 ・特定健診、健康経営等のチラシ配布	労働基準協会、労働基準監督署、中東遠地域産業保健センター 計 1,400部
7月8日	【健康経営セミナー】 (県・全国健康保険協会静岡支部、アクサ生命共催) ・健康経営について ・実践事業所の取組発表 ・情報共有 西部健康福祉センターの取組	事業所 22人
7月23日	【生活習慣病予防のための事業所研修会】 ・静岡県の健康課題と取組 ・野菜摂取取組促進事業 野菜マシマシ事業の取組 ・事業所と連携した取組（袋井市） 講演「自然に健康になれる持続可能な食環境づくり～減塩の取組、事例を中心に～」 講師 淑徳大学 看護栄養学部栄養学科 □□□□ 氏	事業所、市町、健康福祉センター 38人

8月22日	【普及啓発】 ・全国労働衛生週間におけるチラシ配布 食と生活習慣チェック、はじめよう減塩	労働基準協会 200部
-------	---	-------------

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
5月16日 ～ 5月31日	【普及啓発】 ・特定健診、健康経営等のチラシ配布	労働基準協会、労働基準監督署、中東遠地域産業保健センター 計 1,350部
8月26日	【転倒災害防止セミナー（労働基準監督署主催）】 ・労働災害の発生状況について ・転倒災害防止について ・健康経営のすすめ ・転ばない体づくりについて	事業所等 26人
9月4日	【全国労働衛生週間説明会(磐田労働基準協会)】 特別健康講演 講話「元気な職場は従業員の健康から～健康経営のすすめ～」 講師 西部健康福祉センター職員	事業所 109人
7月15日 ～ 9月25日	【商工会議所・商工会 ヒアリング】 ・県、健康福祉センター、市町の取組と啓発 ・商工会議所・商工会の取組状況 ・連携できること	商工会議所・商工会 計10箇所

ウ ふじのくに健康づくり推進事業所宣言

令和7年9月18日現在、管内59事業所(協会けんぽ対応分を除く)が健康づくり推進事業所として登録している。

登録事業所拡大のため、事業所給食施設指導等に併せて、健康づくり推進事業所宣言事業の説明を行い、周知啓発を図っている。

エ 県民への啓発

(令和6年度)

実施日	内 容	参加者
6月19日	【健康増進街頭キャンペーン】 場所：とれたて食楽部（袋井市） ・健康増進事業に関する啓発物の配布 ・ベジチェック	来店者 200人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
6月6日	【健康増進街頭キャンペーン】 場所：バロー掛川店（掛川市） ・健康増進事業に関する啓発物の配布 ・ベジチェック、血圧測定	来店者 200人

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 重症化予防対策

糖尿病等の重症化予防のため、複数の郡市医師会等を含めた調整が必要であることから、中東遠総合医療センターと関わる管内市町との情報交換会を開催した。

今後も各市町糖尿病性腎症重症化予防プログラム策定や効果的な運用のため、市町支援を行っていく。

イ 地域・職域連携推進事業

磐田労働基準監督署や磐田労働基準協会と連携し、多くの事業者健康経営や働く人の生活習慣改善プログラムを周知し、健康経営を促すことができた。また、商工会議所・商工会とも連携し、中小事業所へ健康経営をすすめると共に、働く世代の健康づくりを啓発していく。

ウ ふじのくに健康づくり推進事業所宣言

健康づくり宣言事業所の拡大を目指し、事業所に健康づくりを進める必要性を啓発していくとともに、事業所に対し、健康づくりの取組支援をしていく。

エ 県民への啓発

健（検）診の受診促進や受動喫煙防止、食育等を啓発することができた。血圧測定やベジチェック（推定野菜摂取量測定器）測定を行うことで、健康づくりへの意識づけの機会となり、今後も普及啓発を進めていく。

3 食育推進業務

(1) 目的

食育を推進するために、食育ボランティア（健康づくり食生活推進協議会等）と連携を図りながら、市町の食育推進体制の整備と効果的な取組を支援する。

また、高齢者の低栄養予防等、健康に配慮した食支援を実践できる環境整備を図る。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 食育推進実践事業

(ア) 静岡県食育推進計画の推進及び市町食育推進計画の策定支援

10月30日	【若年層への食育講座】 場所：静岡産業大学 磐田キャンパス 講話：お塩のとりかたチェック、減塩クイズ等、	大学生等 8人
7月～令和7年3月	【食育の日の周知】 食育の日（毎月19日）に、食育情報「ベジクッキンGoD!」（野菜レシピ）のメール配信	各回 700人 （事業所・大学等）

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

月日	内 容	参加者
6月6日	【食育月間、食育の日の周知】 場所：バロー掛川店（掛川市） 野菜摂取啓普及啓発、ベジチェック測定	来店者 200人
6月10日	【若年層への食育講座】 場所：常葉大学 減塩（お塩のとりかたチェック）、健康づくり	4年生 27人

イ 野菜摂取促進事業

(ア) キャンペーン（ベジチェック）

(令和6年度)

月日	場 所	参加者
6月19日	とれたて食楽部	54人
11月17日	静岡県農林環境専門職大学（大学祭）	157人
11月10日	とれたて元気村 海老芋まつり	179人
2月24日	菊川市健康フェスタ	146人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

月日	場 所	参加者
6月6日	バロー掛川店	43人

ウ 食の環境整備事業

(ア) 高齢者に対する食支援体制整備

(令和6年度)

実施日	内 容	連携団体等
7月10日	【食育連絡会と同時実施】 高齢者の保健事業や介護予防に関わる取組状況	市町、健康福祉センター 18人

(イ) しずおか健幸惣菜の普及啓発

(令和6年度)

実施日	内 容	連携団体等
4月	しずおか健幸惣菜レシピ「ベジキッチンレシピ」の配布	管内給食施設 390 施設
6月～令和7年3月	しずおか健幸惣菜の普及、レシピ活用促進	給食施設巡回指導事業所 随時

※しずおか健幸惣菜：県が基準を設定している主食、汁物と組み合わせることで、栄養バランスのとれた食事につながるおかずのこと

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 食育推進実践事業

食育連絡会では、市町食育推進計画の評価や進捗状況等を確認することができた。

食育指導者研修会は食育推進に役立つ情報を提供でき、今後も効果的に食育推進されるよう研修等を企画していく。

当センターで作成した手軽に出来る野菜レシピを事業所や大学等へ配信し、家庭での野菜摂取を促した。

イ 野菜摂取促進事業

ベジチェックを活用して、若い世代から様々な年代の方へ野菜摂取の啓発を実施した。測定結果から特に若い世代の摂取を促すため、関係機関と連携した取組を進めていく。

ウ 食の環境整備事業

高齢者の食支援に関する市町の取組状況を確認することができた。今後、フレイル予防のための食支援等を把握し、取組を進めていく。

しずおか健幸惣菜は給食施設へレシピを配布すること等により、引き続き普及していく。

4 健康づくり業務

(1) 目的

受動喫煙防止、食育推進、運動推進等、健康づくりに関する情報を広く周知するとともに、関係機関や地区組織と連携し、効果的な啓発を図る。また、健康づくりを推進する地区組織の育成及び活動の活性化を図り、住民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進め、地域住民の健康の保持・増進を図る。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 禁煙・受動喫煙防止対策事業

(令和6年度)

実施日	内 容	実施状況
5～6月	【世界禁煙デー・禁煙週間における啓発】 懸垂幕掲揚、のぼり旗設置、ポスター掲示、啓発物配架 ・総合庁舎敷地内1日全面禁煙（衛生委員会と共催） ・街頭キャンペーンで啓発（とれたて食楽部）	啓発物配架 200部
令和7年 2月25日	【禁煙支援に係る連絡会】 禁煙支援に関する情報共有、意見交換 ・薬局での禁煙支援実施状況 ・各機関での禁煙支援	薬剤師会、市町、健康福祉センター 21人
4～令和7 年3月	健康増進法、県受動喫煙防止条例への違反对応	実10件
4～令和7 年3月	【飲食店への周知】 飲食店に向けた受動喫煙防止条例への対応 ステッカーの確認・配布及び指導	275店舗

(令和7年度)

(令和7年9月31日現在)

実施日	内 容	実施状況
5～6月	【世界禁煙デー・禁煙週間における啓発】 懸垂幕掲揚、のぼり旗設置、ポスター掲示、啓発物配架 ・総合庁舎敷地内1日全面禁煙（衛生委員会と共催） ・街頭キャンペーンで啓発（バロー掛川店）	啓発物配架 200部
4～9月	健康増進法、県受動喫煙防止条例への違反对応	実3件
4～9月	【飲食店への周知】 ・飲食店に向けた受動喫煙防止条例への対応 ・標識の確認・配布及び指導	53店舗

イ 健康づくりリーダー育成・支援事業

(ア) 交流会、連絡会

(令和6年度)

実施日	内 容	参加者
5月9日 7月19日 12月12日 令和7年 3月17日	【健康づくり食生活推進協議会西部連絡会役員会】 ・ 県理事会報告 ・ 連絡会事業報告・計画について ・ 各事業計画について	各組織代表者、市町、 健康福祉センター 延 24 人
6月14日	【健康づくり食生活推進協議会西部連絡会 牛乳・乳製品料理講習会】 場所 菊川市総合保健福祉センター ・ 講話 「チーズを知りチーズに親しむ」 講師 (株) 明治 □□□□ 氏 ・ 調理実習	食推协会会员、市町、 健康福祉センター 29 人
9月30日	【地域交流会】 対象 各市町保健委員、食育ボランティア 場所 さわかアリーナ袋井市総合体育館 ・ 講演・実技「簡単どこでも出来るストレッチと筋 力トレーニング」 講師 シンコースポーツ(株) 健康運動指導士 □□□□ 氏	保健委員、食育ボラ ンティア、市町、健 康福祉センター 78 人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
5月12日 7月16日	【健康づくり食生活推進協議会西部連絡会役員会】 ・ 県理事会報告 ・ 連絡会事業報告・計画について ・ 各事業計画について	各組織代表者、市町、 健康福祉センター 延 17 人
6月14日	【健康づくり食生活推進協議会西部連絡会 牛乳・乳製品料理講習会】 場所 袋井西コミュニティセンター ・ 講話「牛乳・乳製品のチカラ」 講師 中北薬品(株)管理栄養士 □□□□ 氏 ・ 調理実習「野菜たっぷり牛乳・乳製品料理」	食推协会会员、市町、 健康福祉センター 28 人

(イ) 市町担当者会議

(令和6年度)

実施日	内 容	参加者
9月30日	(地域交流会と同時開催) ・ 保健委員活動、地区活動・研修等の実施状況 ・ 食育ボランティア 食育活動・育成について	市町、健康福祉セン ター 14 人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
6月26日	(食育連絡会と同時開催) ・食育ボランティア育成・支援について	市町、健康福祉センター 14人

ウ 健康づくりのための運動推進事業

(令和6年度)

実施日	内 容	参加者
11月29日	【身体活動・運動の推進に関する連絡会】 ・講義「健康づくりのための身体活動」 ～運動ガイド2023のポイント～ 講師(株)シンコースポーツ 健康運動指導士 □□□□ 氏 ・グループワーク 「地域で体を動かしたくなる環境づくり」	市町、健康福祉センター 17人
4月～3月	【運動・身体活動の推進】 「速歩きのすすめ」チラシ配布及び啓発	各種事業、キャンペーン等で配布 250部

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
4月～9月	【運動・身体活動の推進】 「速歩きのすすめ」チラシ配布及び啓発	各種事業、キャンペーン等で配布 220部

エ 熱中症予防事業

各種健康づくり事業の参加者にリーフレットを配布し、普及啓発を行った。また、庁舎にポスター掲示や熱中症警戒アラート発令時には、看板を設置し、来庁者へ注意喚起を行った。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 禁煙・受動喫煙防止対策事業

改正健康増進法等の施行に伴う標識掲示については、飲食店に十分理解がされるように制度周知を行う。

また、身近な薬局で禁煙相談を受けられる体制を継続するため、効果的な事業実施に向けて、今後も薬剤師会等と連携していく。

イ 健康づくりリーダー育成・支援事業

研修会や交流会では、活発に各組織活動の情報交換が行われた。各組織の活性化や意欲向上につながるよう、引き続き保健委員や食生活ボランティア等の健康づくりリーダーを育成をしていく。

ウ 健康づくりのための運動推進事業

令和5年度の連絡会以降、運動・身体活動の取組を始めた市町が増えている。さらに地域で多職種や他部門との繋がりをもった取組が展開されるように、今後も連絡会を継続していく。

エ 熱中症予防事業

市町へポスターや啓発グッズを提供し、熱中症予防の注意喚起を啓発することができた。

5 歯科保健対策業務

(1) 目的

地域歯科保健推進体制を整備し、歯を失う主な原因であるむし歯と歯周病を予防し、口腔機能の維持・向上を推進する。

(2) 計画及び実績（成果）

地域歯科保健対策

(令和6年度)

実施日	内 容	参加者
5月17日	【御前崎市 歯科保健部会】 ・御前崎市の母子、成人、高齢者歯科保健事業 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について	歯科医師、歯科衛生士、市、健康福祉センター職員 16人
11月	【歯科疾患実態調査】 ・国民健康栄養調査と同時実施	34人
12月17日	【管内歯科保健担当者会議】 ・第3次静岡県歯科保健計画の推進について ・健康増進事業に係る歯周疾患検診について ・歯科保健対策実施状況調査の活用について	市町、健康福祉センター職員 17人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
5月16日	【御前崎市 歯科保健部会】 ・母子、成人、高齢者歯科保健事業 ・第3次健康増進計画等策定スケジュール	歯科医師、歯科衛生士、市、健康福祉センター職員 15人

(3) 評価（課題等）及び改善

地域歯科保健推進体制づくりについては、市町の会議への参加、情報の収集・還元により、地域における課題を共有し、歯科保健対策の推進を図った。

6 給食施設指導業務

(1) 目的

給食利用者の健康増進及び生活習慣病予防のため、特定多数人に継続的に食事を提供する施設に対し、栄養管理の見地から必要な指導、支援を行うとともに、栄養管理体制の整備を図る。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 給食施設実態調査

調査日 令和7年7月1日

種 別	施設数	栄養士有 (再掲)	種 別	施設数	栄養士有 (再掲)
学校	45	34	事業所	114	51
病院	21	21	寄宿舍	5	2
介護老人保健施設	13	13	矯正施設	0	0
介護医療院	1	1	自衛隊	1	1
老人福祉施設	51	42	一般給食センター	4	0
児童福祉施設	106	91	その他	2	1
社会福祉施設	13	9	計	376	266

イ 給食施設指導

(ア) 個別指導（延施設数）

対象区分	特定給食施設				その他の給食施設 ・小規模施設		計
	1回100食以上又は 1日250食以上		1回300食以上又は 1日750食以上		1回50食以上又は 1日100食以上・その他		
	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	
令和6年度	49	24	22	3	13	8	119
令和7年度 (令和7年 9月30日 現在)	22	7	3	0	5	5	42

(イ) 集団指導

(令和6年度)

実施日	内 容	参加者
5月30日	【給食協会 総会・研修会】 ・講話「食中毒の発生状況と食品衛生に関する最新の知見」 ・情報提供「野菜摂取促進事業」等 講師 西部保健所職員	掛川支部 18施設 19人

6月13日	【給食協会支部研修会】 ・講話 「食中毒の傾向」「学校給食（集団給食）について」 講師 中部保健所職員 ・情報提供「野菜摂取促進事業」「第4次静岡県食育推進計画」 講師 西部保健所職員	磐田支部 湖西支部 52施設 63人
10月17日	【給食協会支部事例研究発表会】 ・事例発表 3施設 講評 西部保健所職員	磐田支部 21施設 29人
10月24日	【給食協会支部事例研究発表会、栄養士研修会】 ・事例発表 4施設 ・講演「口腔の健康から「食べる力」「生きる力」を育む」 講評、講師 西部保健所職員	浜名支部 19施設 19人
10月25日	【給食協会支部栄養士研修会】 ・講話「給食施設における災害時の体制整備」 講師 西部保健所職員	掛川支部 18施設 18人
令和7年 1月15日	【児童福祉施設給食関係者研修会】 ・講演「伝わるお知らせの作り方 ーナッジや行動科学を活用してー」 講師 静岡社会健康医学大学院大学 □□□□ 氏	児童福祉施設給食担当者 62人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
6月3日	【給食協会支部研修会】 ・講話「食中毒の発生状況と対策」 講師 中部保健所職員 ・情報提供「静岡県の健康寿命と健康づくり・食育の推進」 講師 西部保健所職員	磐田支部 湖西支部 40施設 46人
9月9日	【給食協会支部事例研究発表会】 ・事例発表 1施設 講評 西部保健所職員	湖西支部 14施設 15人

ウ 給食利用者に対する健康教育の支援（ベジチェック測定等）

(令和6年度)

実施日	場 所	実施状況
7月8日、12月10日	静岡県農林環境専門職大学	延200人
8月20日、11月8日	日研フード株式会社	延160人
8月30日	木村鋳造所	60人
9月11日	中部電力(株)浜岡原子力発電所	205人
11月14日 令和7年2月20日	ヤマハモーター精密部品製造(株)森町工場食堂	延157人

令和7年2月 17・18・25・26日	デンソー株式会社	延195人
------------------------	----------	-------

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

実施日	場所等	実施状況
8月29日	ダイトーケミックス(株)静岡工場 講話 健康寿命の延伸と野菜摂取促進 講師 西部保健所職員	180人
9月30日	矢崎部品(株)大浜工場	121人

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 給食施設実態調査

全施設数における管理栄養士・栄養士配置割合は、71%である。適切な栄養管理を進めるため、未配置の給食施設設置事業者に対し、配置を促していく。

イ 給食施設指導

新規開設した施設や過去3～5年指導を実施していない施設を中心に、各施設に合った栄養管理が出来るように、個別巡回指導を実施した。また、各施設の共通課題については、研修会を開催し、資質向上に努めた。

特に、事業所では、管理栄養士・栄養士未設置の施設が多く、栄養管理が充分行われていない施設が多いため、給食施設と受託給食会社の双方に、状況に応じた指導・助言を実施していく。

ウ 給食利用者に対する健康教育の支援

各給食施設の関係者が、給食利用者に対し健康教育を効果的に実施できるように促す必要があるため、健康情報提供、健康教育方法等を給食施設と受託業者の双方に助言・指導を行っている。また、当センターが実施している食育推進及び野菜摂取促進事業と併せて、事業所や受託業者等と連携し、利用者への啓発活動を行っている。

7 健康増進事業

(1) 目的

健康増進法第17条第1項及び第19条の2の規定に基づき、市町が行う健康増進事業の効果的な実施を支援することで、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を促し、県民の健康増進に資する。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 健康増進事業推進のための市町支援

(令和6年度)

実施時期	内 容	実施状況
8月	【各市町聞き取り調査】 健康増進事業、がん検診等の実施状況の確認	7市町
令和7年 1月7日	【健康増進事業担当者連絡会】 ・健康増進事業実施状況及び実施計画 ・肝炎ウイルス健診について ・がん検診実施状況について ・保健事業と介護予防の一体的実施について	市町、健康福祉 センター 15人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

実施時期	内 容	実施状況
7月～8月	【各市町聞き取り調査】 健康増進事業、がん検診等の実施状況の確認	7市町

イ 健康増進事業費助成

(令和6年度)

交 付 先	総事業費(実績額)	交付額(確定額)
7市町	48,491,079円	29,844,000円

健康増進事業費補助金交付要綱(補助率2/3、肝炎ウイルス検診の自己負担相当額は10/10)

ウ がん検診受診促進

(令和6年度)

実施時期	内 容	実施状況
8月	【各市町聞き取り調査】(健康増進事業と同時実施) チェックリストによるがん検診実施状況の確認	7市町
令和7年 1月7日	【健康増進事業担当者連絡会(情報交換)】 ・がん検診実施状況、他市町との情報交換等	市町、健康福祉 センター 15人

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

実施時期	内 容	実施状況
7月～8月	【各市町聞き取り調査】(健康増進事業と同時実施) がん検診、チェックリスト実施状況の確認	7市町

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 健康増進事業推進のための市町支援

健康増進事業に関する聞き取り調査や補助金事務を通じて、市町の状況に応じた効果的な実施を促すことができた。今後も各市町の課題や地域の多様なニーズに対応した支援を行っていく。

イ 健康増進事業費助成

市町聞き取り調査等を行い、適正な事務執行ができた。今後も適正な事務を執行する。

ウ がん検診受診促進

健康増進事業に関する市町聞き取り調査において、市町がん検診の実施状況を把握するとともに、がん検診受診率や精密検査実施率の資料を作成した。これらを基に市町担当者連絡会内で情報交換等を行い、今後も住民の利便性向上に配慮した検診体制の改善を促し、早期発見のための効果的な事業実施を支援していく。

8 地域保健従事者育成業務

(1) 目的

保健・栄養業務等に係る効果的な指導技術を学ぶための研修会等を開催し、保健従事者の資質向上を図るとともに、市町の円滑な地域保健活動を支援する。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 健康増進指導技術連絡会議

(令和6年度)

実施日	内 容	参加者
6月10日 6月13日	【西部地域市町災害時健康支援に係るFUJISAN操作研修】 ・FUJISANによる保健師・栄養士派遣要請、派遣要請への回答	市町、健康福祉センター 32人
7月10日	【栄養指導業務検討会】 ・西部健康福祉センター健康増進課関係事業 ・重点事業（野菜摂取促進事業） ・各市町の栄養関係事業について ・能登半島地震における栄養、食生活支援活動報告	市町、健康福祉センター 18人
7月25日	【災害時健康支援担当者連絡会】 ・情報交換及びグループワーク 「能登半島地震における保健活動について」	市町、健康福祉センター 22人
7月30日	【統括的立場の保健師等連絡会】 ・災害時健康支援に係る連絡体制等について ・保健師活動領域調査、地域保健従事者人材育成	市町、西部地域局、県健康局、健康福祉センター等 21人

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
5月20日	【健康増進指導技術連絡会議】 ・健康福祉センター及び市町健康増進業務について	市町、健康福祉センター 17人
6月18日 6月20日	【西部地域市町災害時健康支援に係るFUJISAN操作研修】 ・FUJISANによる保健師・栄養士派遣要請 ・派遣要請への回答	市町、健康福祉センター 延 31人
6月26日	【栄養指導業務検討会】 ・西部健康福祉センター健康増進課関係事業について ・各市町の栄養関係事業について	市町、健康福祉センター 15人
7月1日 7月2日	【統括的立場の保健師情報交換会】 ・市町の医療救護体制について ・県健康福祉部のアクションカードについて ・情報交換 役割や課題、今後の連携方法等	市町、健康福祉センター 9人

イ 新任期地域保健従事者研修

(令和6年度)

実施日	内 容	参加者
10月28日 11月18日	【新任期地域保健従事者現任研修会】 演題「地区組織の育成と支援」、グループワーク 講師 京都先端科学大学健康医学部看護学科 □□□氏	市町、健康福祉センター 延 52人
9月～令和7年1月	【見学を含む実務研修】 ・他市町等の各事業に見学を含めた実務研修 (健康づくり、母子保健、福祉、介護関係等各種事業、家庭訪問)	市町、健康福祉センター 延 47事業 延 29人
9月～令和7年1月	【新任地域保健従事者をサポートする立場の中堅期地域保健従事者研修会】(書面開催) テーマ「新任期保健従事者へのサポート経験を振り返り、人材育成について理解を深める」 内容 レポート提出 見学を含む実務研修の前後の助言指導等	市町、健康福祉センター 23人

ウ 地域保健福祉研究会

(令和6年度)

実施日	内 容	参加者
令和7年1月28日	・研究発表 7題 ・講評、助言及び講話 講話「公衆衛生活動に役立つデータの活用方法」 講師 浜松医科大学医学部健康社会医学講座 □□□□氏	市町、健康福祉センター 19人

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 健康増進指導技術連絡会議

地域の課題に合ったより効果的な施策展開ができるよう、市町担当者を対象とした検討会や情報交換の場を定期的に設け、支援することができた。

災害時健康支援担当者連絡会は、能登半島地震~~等~~における保健活動の派遣報告やグループワークから健康支援や受援体制の必要性を再認識できた。今後も、各市町の災害時の健康支援活動の準備や体制づくりを進める。

イ 新任期地域保健従事者研修

専門職として必要な知識・技術の習得のための講義や他市町等の事業を見学する実務研修を開催し、資質向上に努めた。さらに、新任期をサポートする立場（主に中堅期）の職員からレポート提出を受け、助言や指導状況を確認した。

ウ 地域保健福祉研究会

日頃の地域保健福祉活動をまとめ、発表の機会を持つことで、各事業の課題を整理し、事業評価につながった。また、保健福祉関係者の資質向上や地域の健康課題を共有する機会にもなったため今後も継続していく。

9 管理栄養士課程学生実習指導業務

(1) 目的

実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図り、公衆衛生において管理栄養士として具備すべき知識及び技能を習得させる。

(2) 計画及び実績（成果）

実施年	実施期間	学校名等
令和6年度	6月17日～21日	静岡県立大学 4年生 2人
		常葉大学 4年生 2人
令和7年度	6月23日～27日	静岡県立大学 4年生 3人

(3) 評価（課題等）及び改善

臨地実習実施要領に基づき、実習の目的・目標が達成できるよう計画し、実施できた。

人材育成は、行政栄養士の重要な役割の一つであるため、今後も実習目標が達成できるよう企画し実施していく。

10 栄養士・管理栄養士免許事務

(1) 目的

栄養士、管理栄養士の免許の申請に対し、栄養士法に基づき、免許証の交付等を行う。

(2) 実績 (成果)

(単位：件)

		令和6年度	令和7年度 (令和7年9月30日現在)
管理栄養士	管理栄養士免許申請	39	28
	管理栄養士名簿訂正申請	20	9
	管理栄養士免許証書換え交付申請	20	9
	管理栄養士免許証再交付申請	2	0
栄養士	栄養士免許申請	37	2
	栄養士名簿訂正申請	42 (8)	23 (9)
	栄養士免許証書換え交付申請	36 (8)	23 (9)
	栄養士免許証再交付申請	3 (1)	0 (0)

※()は他保健所からの移送による受付分の再掲

(3) 評価 (課題等) 及び改善

事務処理マニュアルを改訂し、迅速な事務処理が確実に出来るよう工夫をしている。

11 国民健康・栄養調査

(1) 目的

国民の身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。(国の委託事業)

(2) 計画及び実績 (成果)

ア 調査項目

- (ア) 身体状況調査(20歳以上)：身長・体重(1歳以上)、腹囲、血圧、血液検査、問診
- (イ) 栄養摂取状況調査(1歳以上)：1日の食物摂取状況、1日の歩数(20歳以上)等
- (ウ) 生活習慣調査(20歳以上)：食習慣、休養、喫煙、受動喫煙、飲酒、歯の健康等

イ 調査地区・対象

調査年	調査地区	対象世帯数	対象世帯員数
令和6年	袋井市	78世帯	154人
令和7年	磐田市	20世帯	46人
	掛川市	19世帯	63人

(3) 評価 (課題等) 及び改善

調査への協力が得られるように、自治会長や対象世帯へ丁寧に説明・依頼していくとともに、協力者には、個人の健康管理に役立つように個々の結果を還元する等工夫し、実施率の向上に努めていく。

<相談部>

相談部は、児童相談所と知的障害者更生相談所で構成されている。

児童相談所では、国の「児童相談所運営指針」や「静岡県児童相談所事務処理要領」等に基づき、児童の福祉に関する問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、その児童・家庭にとって最も効果的な援助を行っている。

知的障害者更生相談所では、18歳以上の知的障害のある人に関する問題について、家庭その他からの相談に応じたり、心理学的判定を行いこれに付随して必要な指導を行っている。

その他、保護者等からの申請により、児童相談所は障害児、知的障害者更生相談所は障害のある人の療育手帳を発行している。

1 西部児童相談所（相談判定課・育成課）

(1) 相談の受付と対応状況

ア 目的

児童相談所は家庭や関係機関等から寄せられる18歳未満の子どもの相談・通告等を受理し、相談者との面接や家庭状況等の調査を行うとともに、必要に応じて一時保護による行動観察を実施した上で、ケースごとに社会・心理・医学・行動の各診断を実施して総合判定を行い、指導及び援助方針を決定している。

児童虐待への対応については、児童の安全確保を最優先に早期発見、早期対応に努め、困難事例については、県社会福祉審議会(児童処遇特別部会)の意見を求め、処遇の万全を図っている。児童を家庭から離す必要があると認められる場合には、一時保護所等での保護や施設・里親への入所・委託の措置を取っている。児童を在宅のまま支援する場合は、リスク管理を随時行い、市町等関係機関と連携しながら児童福祉司、児童心理司による家庭訪問などを通じて継続指導を行っている。

イ 実績（成果）

令和6年度中に受理し、対応した件数は1,531件で「知的障害」に関する相談が973件と最も多く、全体の約6割を占めた。次いで「虐待相談」が331件、「養護その他の相談」が30件となっている。虐待相談件数は昨年度とほぼ同数であった。

経路別では「家族・親戚」からが494件と最も多く、令和5年度から70件増加し全体の約3割を占め、次いで「福祉事務所」からが484件となっている。「警察」からは396件で令和5年度から42件増加している。

処理状況別では、1回又は数回の面接で終了となる「助言指導」が708件と最も多く、全体の約5割を占め、通所や家庭訪問により数ヶ月支援を行っていく「継続指導」は95件と令和5年度から75件減少した。

相談対応の結果、家庭から離れ、施設や里親のもとで生活している児童は令和7年9月30日現在で72人（施設入所61人、里親委託11人）である。

(7) 相談対応

a 児童相談種類別対応状況調

(単位:人)

相談種別		年度別		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (令和7年9月30日現在)
養護 相談	児童虐待相談	358	331	185
	その他の相談	33	30	16
保健相談		0	0	0
障害 相談	肢体不自由	4	4	3
	視聴覚障害	0	0	0
	言語発達障害等	0	0	0
	重症心身障害	2	4	0
	知的障害	958	973	465
	発達障害	0	1	0
非行 相談	ぐ犯行為等	24	12	3
	触法行為等	21	8	4
育成 相談	性格行動	33	13	22
	不登校	2	0	0
	適性	6	3	2
	育児・しつけ	1	0	0
その他の相談		62	152	69
計		1,504	1,531	769

b 経路別対応状況

(単位:人)

別 経路別	年度		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (令和7年9月30日現在)
家族・親戚	424	494	270
福祉事務所	563	484	194
市町村	0	2	0
保健所・医療機関	11	17	15
警察関係	354	396	175
児童福祉施設	6	3	3
学校・教育	48	16	7
児童委員	0	0	0
近隣・知人	20	30	27
家庭裁判所	1	8	2
その他	77	81	76
計	1,504	1,531	769

(イ) 各診断等の状況

(令和6年度)(単位:件)

区分	判定	※医学診断		心理診断				心理指導	
		診察指導	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他	面接観察・指導	心理療法・カウンセリング
児童		7	0	574	599	15	0	788	403
保護者		6	0	0	0	0	0	715	89
その他		3	0	0	0	0	0	120	171
小計		16	0	574	599	15	0	1623	663
合計		16		1,188				2,286	

※嘱託医等…2名

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)(単位:件)

区分	判定	医学診断指導		心理診断				心理指導	
		診察指導	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他	面接観察・指導	心理療法・カウンセリング
児童		6	0	341	343	8	4	390	145
保護者		7	0	0	0	0	0	343	15
その他		1	0	0	0	0	0	73	82
小計		14	0	341	343	8	4	806	242
合計		14		696				1,048	

(ウ) 一時保護・一時保護委託の状況

a 経路

(単位:人)

経路	警察署	市町村	家庭	児童施設	知人	学校	本人	病院	その他	合計
令和5年度	37	10	10	9	0	9	2	3	6	86
令和6年度	15	16	9	18	0	7	0	3	6	74
令和7年度 (令和7年9月30日現在)	26	16	7	1	0	6	0	2	10	68

※「学校」には幼稚園を含む。「その他」とは里親等である。

b 保護の場所

(単位:人)

場所	一時保護所	警察署	児童福祉施設	里親	病院	その他	合計
令和5年度	28	0	22	17	8	11	86
令和6年度	19	0	15	26	11	3	74
令和7年度 (令和7年9月30日現在)	13	0	14	31	8	2	68

※「里親」にはファミリーホームを含む。「その他」とは所内や特定の個人等である。

(エ) 指導・措置の状況

a 児童相談処理状況

(単位:件)

区 分		年 度 別		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (令和7年9月30日 現在)
面 接 指 導	助 言 指 導	796	708	286
	継 続 指 導	170	95	99
	他機関あつせん	7	9	6
児 童 福 祉 司 指 導		5	10	5
児 童 委 員 指 導		0	0	0
児童家庭支援センター指導・指導委託		0	0	0
市 町 村 指 導 委 託		3	0	0
市 町 村 送 致		1	7	1
福祉事務所送致・通知		1	0	0
訓 戒 ・ 誓 約		8	20	9
児 童 福 祉 施 設	入 所	2	4	3
	家庭裁判所送致(再掲)	0	0	0
	通 所	0	0	0
指定発達支援医療機関委託		0	0	0
里 親 委 託		0	0	3
家 庭 裁 判 所 送 致		1	0	0
障害児入所施設等への利用契約		6	6	1
そ の 他		504	672	356
計		1,504	1,531	769

※その他は療育手帳関係で面接を伴わない事務処理等(情報提供依頼等)

b 児童福祉施設等在所者及び里親委託児童調

(単位:人)

施設別	年 度 別		
	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度 (令和7年9月30日現在)
乳児院	8	5	4
児童養護施設	33	29	31
福祉型障害児入所施設	20	22	19
医療型障害児入所施設	5	4	4
児童心理治療施設	2	1	1
児童自立支援施設	1	0	2
計	69	61	61
里親委託	13	8	11

ウ 評価（課題等）及び改善

様々な相談種別・ニーズに対し、児童や保護者の意向を踏まえた適切な対応及び支援を行うことができた。

県では、児童虐待相談対応件数の増加・高水準が続く中、よりの確な相談対応を行うため、計画的に児童福祉司の増員を図ってきた。当所においては、平成30年度1名、令和元年度2名、令和2年度1名、令和3年度2名、令和4年度2名、令和7年度1名の児童福祉司の増員となった。

また、法的対応を要するケースが増加していることを受けて、令和元年度から非常勤職員の弁護士が配置され、法的課題を速やかに解決できるようになった。

さらに、警察との緊密な連携を図るため、令和4年度から所内に併任警察官が配置された。

(2) 児童虐待相談への対応

ア 児童虐待相談の状況

(ア) 目的

児童虐待は児童の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には尊い命が奪われることもあることから、早期発見、早期対応することが不可欠である。

対応に当たっては、48時間以内に安否を確認するなど迅速な対応に努めるとともに、リスクが高い場合は緊急的に子どもを保護し家庭から隔離するなど、子どもの安全確保を最優先に対応している。令和2年度からは、通告対応を迅速に行うように育成課に介入班（育成第2班）を設置した。

(イ) 実績（成果）

a 虐待相談対応件数 (単位：件)

区 分	静岡県	西部児童相談所	内 訳			
			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
令和6年度	-	331	70	17	234	10
令和7年度 (令和7年9月30日現在)	-	185	45	3	113	24

b 主な虐待者 (単位：件)

区 分	実 父	実 母	継父 養父	継母 養母	その他	合 計
令和6年度	152	116	8	1	54	331
令和7年度 (令和7年9月30日現在)	76	105	4	0	0	185

c 被虐待児の年齢別 (単位：件)

区 分	0～3才 未満	3～就 学前ま で	小学生	中学生	高校生・ その他	合 計
令和6年度	47	72	127	60	25	331
令和7年度 (令和7年9月30日現在)	32	45	61	33	14	185

d 虐待相談受付経路 (単位：件)

区 分	市町 等	学校 等	医療 機関	警察 等	保育 所等	虐待 者	児童 本人	家族 親戚	近 隣	その 他	合 計
令和6年度	9	15	13	237	0	3	2	12	17	23	331
令和7年度 (令和7年9月30日現在)	10	7	15	106	0	3	5	9	15	15	185

e 対応状況 (単位：件)

区 分	助言 指導	継続 指導	福祉司 指 導	施設 入所	里親 委託	他機関 斡 旋	市町村 送致	指導 委託	その 他	合計
令和6年度	240	57	8	3	0	2	7	0	14	331
令和7年度 (令和7年9月30日現在)	104	60	5	0	1	5	1	0	9	185

(ウ) 評価（課題等）及び改善

虐待通告を受けた都度、緊急受理会議を開催し、危険度等のリスクアセスメントを行うとともに、調査方針、担当者等を決め、的確に対応することができた。

虐待通告を受けてから48時間以内に児童を目視し、安全確認を行っている。児童虐待相談については、チームによる対応や合議による援助方針の決定等組織で対応することが重要であり、それにより確実に児童の安全が図られ、職員のストレスの予防にもつながっている。

市町ケース会議等へ当所職員を派遣し、虐待相談への対応技術を指導するとともに、市町職員の技術を高めるための実践的研修を実施し、具体的な事例を用いて子どもの身近な場所における支援のスキルアップを図った。

イ 児童福祉司任用後研修

(ア) 目的

児童相談所職員としての実務経験を2年経過した職員が、職務の遂行に当たり必要な知識と技術を習得するため、県の3児童相談所（東部、中央、西部）及び政令市（静岡、浜松）児童相談所がそれぞれテーマを決め主催者となり研修を行う。

(イ) 計画及び実績（成果）

研修内容及び参加者（西部児童相談所主催担当）

（令和6年度）

実施日	会場	研修内容	参加者
令和6年 8月30日	オンライン	「子ども家庭支援のための ケースマネジメントの基本」 講師 子どもの虹情報研修センター □□□□ 氏	児童相談所職員 23人

研修内容及び参加者（西部児童相談所主催担当）

（令和7年度）

実施日	会場	研修内容	参加者
令和7年 9月9日	静岡県男女共同 参画センター あざれあ	「子ども家庭支援のための ケースマネジメントの基本」 講師 子どもの虹情報研修センター □□□□ 氏	児童相談所職員 19人

(ウ) 評価（課題等）及び改善

本研修の受講により、児童相談所職員が今まで得た経験の振り返りや、今後のケースワークに生かすための新しい知識や考え方を得ることができた。

ウ 被虐待児心理ケア事業

(ア) 目的

児童福祉施設へ入所措置又は里親委託されている被虐待児に対し、適応力の向上を目的に、心理治療・指導を個別で実施するとともに、施設とケース検討会を開催し、施設職員への技術援助を行う。

(イ) 実績（成果）

児童福祉施設に入所又は里親委託されている被虐待児を対象に実施した。

a 児童個別指導

（単位：人）

区分	令和6年度			令和7年度(令和7年9月30日現在)		
	対象児	延実施回数	実施者延人数 児童心理司	対象児	延実施回数	実施者延人数 児童心理司
就学前	16	71	71	10	40	40
小学生	24	172	172	14	37	37
中学生	16	106	106	13	48	48
高校生以上	13	85	85	9	22	22
計	69	434	434	46	147	147

b 管内児童福祉施設への支援

管内児童養護施設に対して、管外児童相談所からの措置児童も含めた個別ケース会議に出席して助言を行った。

(ウ) 評価（課題等）及び改善

a 児童個別指導

個々の児童の家庭背景や現在の生活環境、心理状況に配慮しながら児童の気持ちを受け止め、支えることにより、児童の心の安定を図ることができた。

b 管内児童福祉施設への支援

施設の実情や児童の処遇状況を具体的に把握することができ、施設職員との連携がより行いやすくなった。

エ 保護者カウンセリング強化事業

(ア) 目的

精神科医等の協力を得て、児童や保護者等の家族に対して支援を行っている。精神科医等の役割としては、児童および保護者の医学的診断や保護者へのカウンセリング、ケース会議等で援助方針についての助言指導を行うものである。

(イ) 実績（成果）

a 精神科嘱託医師

(令和6年度) (単位:人)

医師面接回数		虐待関係(延人数)				虐待以外(延人数)			
虐待関係	虐待以外	保護者	児童	関係者	計	保護者	児童	関係者	計
5	3	2	2	10	14	2	2	7	11

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在) (単位:人)

医師面接回数		虐待関係(延人数)				虐待以外(延人数)			
虐待関係	虐待以外	保護者	児童	関係者	計	保護者	児童	関係者	計
5	0	3	3	10	16	0	0	0	0

b 浜松医科大学寄附講座嘱託医師

(令和6年度) (単位:人)

医師面接回数		虐待関係(延人数)				虐待以外(延人数)			
虐待関係	虐待以外	保護者	児童	関係者	計	保護者	児童	関係者	計
3	7	2	2	6	10	8	5	16	29

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在) (単位:人)

医師面接回数		虐待関係延人数				虐待以外延人数			
虐待関係	虐待以外	保護者	児童	関係者	計	保護者	児童	関係者	計
3	5	5	3	6	14	4	4	13	21

c 保護者へのカウンセリング

児童虐待を行う又は育児不安を抱える保護者の中で、保護者自身が希望するケースについて、臨床心理士によるカウンセリングを行った。

(令和6年度)

実施回数	内容
7回	保護者へのカウンセリング及び児童相談所職員への助言指導

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

実施回数	内容
1回	保護者へのカウンセリング及び児童相談所職員への助言指導

(ウ) 評価（課題等）及び改善

精神科医による相談について

虐待へと至ってしまう保護者は、子育てや生活上の強いストレスなどを抱えていることが多く、さらに保護者自身が被虐待歴、発達障害等を抱えている場合もある。嘱託医受診を通して医療受診へつながるケースもあり、ケースの援助に有益な他、地域の医療機関へと効果的につなぐ場になっている。

医師による子どもや保護者についての医学的見立てと職員へのスーパーバイズは、被虐待児や発達障害児等のケースワーク、支援方針の検討に大いに役立った。

通常の医療機関よりもじっくり時間をかけての診察が可能であり、児童相談所からも多くの情報を医師に伝えることができる。会場が児童相談所であることから、通常の医療受診よりも抵抗感が小さく、病院にかかる前の相談という感覚で利用いただけている。

保護者へのカウンセリングについて

保護者自身が臨床心理士によるカウンセリングを受けることにより心理的な側面からのケアを行うとともに、児童相談所職員が保護者への理解を深め、今後の支援に役立てる機会になっている。

オ スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

(ア) 目的

様々な問題を複合的に抱える施設入所児童など高度な専門的・組織的対応が必要なケースについて、外部の専門家を招いて助言指導を受け、より適切な処遇につなげる。

(イ) 計画及び実績（成果）

問題が複雑で行き詰まっているケースや、施設内での問題行動が顕在化している困難ケース等について、令和4年度から事例検討を行っている。また、講師を施設に派遣して講義式の研修を実施している。令和7年度も同様の形式で実施していく予定である。

(令和6年度)

	実施日	会場	参加人数	外部専門家
第1回	令和6年11月12日	まきばの家	32	常葉短期大学保育科 □□□□ 氏
第2回	令和6年11月21日	東遠学園	13	あさぎり □□□□ 氏
第3回	令和6年12月5日	東遠学園	19	障害児通所支援 ここもど アドバイザー □□□□ 氏
第4回	令和7年1月21日	まきばの家	30	常葉短期大学保育科 □□□□ 氏

(令和7年度)

	実施日	会場	外部専門家
第1回	令和7年11月13日 (予定)	東遠学園	あさぎり □□□□ 氏
第2回	令和7年12月11日 (予定)	東遠学園	障害児通所支援 ここもど □□□□ 氏
第3回	令和8年1月16日 (予定)	まきばの家	常葉短期大学保育科 □□□□ 氏
第4回	令和8年2月6日 (予定)	まきばの家	常葉短期大学保育科 □□□□ 氏

(ウ) 評価（課題等）及び改善

児童福祉領域における経験が豊富な外部専門家からの助言により、ケースの見立てや支援方法について様々な示唆を得ることができ、該当ケースだけでなく他ケースにも役立てることができた。

福祉施設の職員の現場における児童対応への困り感は強い一方、出張して児童福祉に関連する研修を受ける機会自体少なく、施設に直接講師を派遣する研修へのニーズは高い。

(3) 里親制度

ア 目的

里親制度は、虐待等により家族と生活できない児童を施設ではなく、個別対応が可能な家庭的な環境の中で養育することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としており、児童福祉法においては里親委託等を推進することとされている。

里親は、里子として児童を受け入れるだけでなく、緊急に保護が必要になった児童の一時保護の受託や、児童養護施設等に入所している児童のうち家族との交流が困難な児童を定期的に家庭に受け入れるショートトルフラン事業（実施主体は県里親連合会）も行っている。

イ 実績（成果）

a 里親登録並びに委託状況（管内里親ベース） （令和6年度）

市町	区分	里親数（世帯）			委託児童数（人）		
		委託	未委託	計	男	女	計
磐田市		3	16（専1）	19（専1）	1	3	4
掛川市		2	18	20	2	0	2
袋井市		1	8	9	1	0	1
湖西市		0	7	7	0	0	0
御前崎市		0	2	2	0	0	0
菊川市		0	2	2	0	0	0
森町		0	1	1	0	0	0
計		6	54（専1）	60（専1）	4	3	7

※（専）は専門里親の数で内数

（令和7年度）

里親登録並びに委託状況（管内里親ベース） （令和7年9月30日現在）

市町	区分	里親数（世帯）			委託児童数（人）		
		委託	未委託	計	男	女	計
磐田市		3	16（専1）	19（専1）	1	3	4
掛川市		3	17	20	3	0	3
袋井市		1	8	9	1	0	1
湖西市		0	7	7	0	0	0
御前崎市		0	2	2	0	0	0
菊川市		1	1	2	0	1	1
森町		0	1	1	0	0	0
計		8	52（専1）	60（専1）	5	4	9

※（専）は専門里親の数で内数

（参考）里親委託率（管内里子ベース）

	里親、ファミリーホーム委託児童数（人）①	乳児院入所児童数（人）②	児童養護施設入所児童数（人）③	計④ ①+②+③	里親委託率（%）⑤ ①/④
西部児相	8	5	29	42	19.0
静岡県	210	45	307	562	37.4
全国	8,216	2,316	22,162	32,694	25.1

※西部児童相談所及び静岡県は令和7年3月31日現在。全国は令和6年3月31日現在

b 登録里親への一時保護委託（管内里親ベース）

実施期間	一時保護数 (人)	登録里親への一時保護委託							延日数
		人	男	女	乳幼児	小学生	中学生	中卒～	
令和6年度	74	25	14	11	12	7	2	4	172
令和7年度	68	28	15	13	12	10	1	5	444

※ 令和7年度は9月30日現在

ウ 評価（課題等）及び改善

令和6年度の里親委託率は19.0%となっている。今後、里親への細かな支援や保護者への里親制度の分かりやすい説明を行うとともに、里親希望者の拡充を目指し、里親委託率の更なる増加を図る必要がある。

虐待により心身にダメージを受けた処遇困難な児童を受け入れる専門里親は、管内では1世帯2名である。今後、増加を図っていく必要がある。

令和元年度から配置した里親専任の児童福祉司を中心に、今年度開設された児童家庭支援センターとよりと協働しながら委託可能な児童の把握、里親の意向調査等を行い、施設入所児と里親とが交流する機会をつくることなどを通じて里親委託の推進を図った。また、庁舎内や管内市立図書館を会場に里親制度を説明するパネル展を実施し、広く里親制度の普及啓発に努め、新規里親獲得を図った。

夜間・休日に、緊急で一時保護が必要になった児童を遠方の一時保護所へ移送することが困難な場合や、一時保護所での集団生活になじまない児童の保護の場合には、里親に一時保護委託をして、児童が安全で安心できる環境を提供することができた。特に、乳幼児については、遠方への移送による負担の軽減や、きめ細かな育児支援が欠かせないため、里親への一時保護委託の活用は不可欠である。

(4) 各種事業

ア 児童虐待防止に関する講演・研修

(ア) 目的

児童虐待防止を推進するため、児童の健全育成を支える地域の組織、団体等からの要請に基づいて、育児支援、児童虐待等に関する講演・研修を行い、児童虐待の実情や地域での対応に理解を求める。

(イ) 実績（成果）

区分	令和6年度	令和7年度 (令和7年9月30日現在)
回数(回)	5	3
対象者(人)	186	118

(ウ) 評価（課題等）及び改善

管内市町の教員、民生・児童委員などに学校・地域において対応可能なことについて、具体的に周知を図り、連携を深めることができた。

イ 障害児入所受給者証の交付

(ア) 目的

児童の保護者等からの申請に基づき施設入所の可否を決定し、入所が適当と判断した場合に障害児入所受給者証を交付する。

(イ) 実績（成果）

（単位：件）

支援の種類	令和6年度		令和7年度 (令和7年9月30日現在)	
	交付数	契約終了数	交付数	契約終了数
福祉型障害児入所施設	11	2	7	0
医療型障害児入所施設 (肢体不自由)	6	6	3	2
医療型障害児入所施設 (重症心身障害)	11	4	7	1
計	28	12	17	3

(ウ) 評価（課題等）及び改善

障害児入所受給者証を交付し、保護者と施設との間の利用契約を援助することにより、児童の療育の場が確保され、福祉の増進を図ることができた。

病院からの施設入所打診については、医学的な知識や綿密な打合せが必要になることも多いため、相談受理時に保健師や児童福祉司も必要に応じて加わり、入所調整が円滑に進み、保護者と児童に安定した環境をより早く提供できるよう対応している。

2 西部知的障害者更生相談所

(1) 目的

知的障害のある人の医学的・心理的及び機能的判定を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、知的障害のある人の福祉の増進を図る。

(2) 実績（成果）

ア 相談の状況

（単位：件）

区分 年度	相談内容						計
	施設 入所	職業	医療 保健	生活	療育 手帳	その他	
令和6年度	0	0	11	23	174	0	208
令和7年度 (令和7年9月30日現在)	0	0	5	17	87	2	111

イ 判定実施状況

(単位:件)

内容 方法	年度	判定内容					計
		医学的 判定	心理 判定	職能 判定	その他 の判定	重度加算 判定	
来所	令和6年度	0	174	0	0	0	174
	令和7年度 (令和7年9月30日現在)	0	87	0	0	0	87
巡回	令和6年度	11	2	0	0	0	13
	令和7年度 (令和7年9月30日現在)	5	0	0	0	0	5
計	令和6年度	11	176	0	0	0	187
	令和7年度 (令和7年9月30日現在)	5	87	0	0	0	92

ウ 療育手帳交付状況

(令和7年度)

知的障害者調 (令和7年9月30日現在) (単位:人)

区 分 市町別	知的障害者数 (療育手帳交付者)									管 内 人 口	比率 (%)
	18歳未満			18歳以上			計				
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
磐田市	104	377	481	407	876	1,283	511	1,253	1,764	161,728	10.9
掛川市	100	301	401	321	630	951	421	931	1,352	112,256	12.0
袋井市	58	260	318	225	552	777	283	812	1,095	87,249	12.6
湖西市	34	180	214	145	376	521	179	556	735	55,368	13.3
御前崎市	17	69	86	89	203	292	106	272	378	28,606	13.2
菊川市	50	114	164	118	238	356	168	352	520	46,285	11.2
森 町	11	39	50	42	180	222	53	219	272	16,162	16.8
計	371	1,340	1,714	1,347	3,055	4,402	1,721	4,395	6,116	507,654	12.0

※ 管内人口：静岡県の推計人口（令和7年9月1日現在）

(3) 評価（課題等）及び改善

療育手帳申請に伴う医学的、心理学的判定をすることによって、相談者に対し必要な指導・助言等を行うことができた。また、本人、家族の状況等で来所できない人に対し、掛川支所、市役所、自宅、障害者福祉施設等にて出張判定を実施した。

増加傾向にある療育手帳交付申請数には、判定を行う日を前年度より多く設けるなどして対応している。

西部児童相談所管内は外国人が多く、通訳を必要とする保護者・当事者が多いことから、必要に応じ通訳者を確保し対応している。

<衛生環境部>

衛生薬務課

関係法令に基づき食品衛生、生活衛生及び薬事関係施設の監視指導や製品等の検査を実施し県民生活の安全・安心に努めるとともに、献血推進、薬物乱用防止、動物愛護等衛生思想の普及・啓発に取り組み、県民の健康保持及び安全確保に努めている。

1 食品衛生業務

(1) 目的

食品衛生対策の充実強化及び食品営業者の自主的な衛生管理を推進することで、食中毒等食品による危害を防止し、県民に対し安全な食品の提供を図る。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 一斉監視や一斉取締りを含む食品衛生監視指導

「静岡県食品衛生監視指導計画」に基づき、地域の実情を踏まえた年間監視計画を策定し、重点業種や監視項目を定めて効果的な監視指導を実施した。

特に、学校給食施設、社会福祉施設及び大量調理施設等の大規模調理施設と食品製造業については、食品衛生監視専門班の応援を得て専門的な監視指導を行い、食品に起因する事故防止等食品衛生の向上に努めた。また、食中毒の発生しやすい時期（気温、湿度の高い夏期とノロウイルス食中毒の発生しやすい冬期）には一斉監視指導を実施し、営業者への注意喚起に努めた。さらに、食品の流通量が増加する年末には市場や大規模な食品関連施設の監視指導を実施し、食品や添加物の一斉取締りを行い違反食品の摘発や食品の取扱方法について注意を徹底した。

イ 食品表示法令を所管する他部局との食品表示合同一斉監視

食品表示に関しては、「食品表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「静岡県茶業振興条例」など複数の関係法令がある。このため、これらを所管する保健所や県民生活センター、農林事務所等関係部局と合同の一斉監視を行っている。令和6年度は中遠農林事務所が実施する「仕上茶工場巡回指導」「しいたけ品質表示指導」の対象施設を含め仕上げ茶製造施設、菓子製造業、そうざい製造業、漬物製造業及び食肉、魚介類販売業計19施設の監視を行った。

ウ 食品の安全性確認のための収去検査

年間計画に従い収去を行い、検査を実施している。令和6年度及び令和7年度（令和7年9月30日現在）の違反はない。

エ 食中毒防止のための広報、講習会等

例年食品営業者及び消費者等を対象とした衛生講習会を開催し、食中毒防止対策の普及に努めている。さらに、食品衛生法の一部改正により制度化されたHACCPに沿った衛生管理について啓発を図った。

また、食中毒防止月間(8月1日～8月31日)には、西部地区及び小笠地区食品衛生協会連合会や市町等の協力を得て、のぼり旗の設置、啓発資材の配布、広報車による巡回等の啓発活動を行い食品衛生の向上に努めた。

オ 食品営業者の自主衛生管理体制の確立

食品衛生協会において指導的役割を担う食品衛生推進員及び食品衛生指導員に対する衛生講習会や実地研修を開催するとともに、食品衛生協会の自主的な巡回指導等地域における衛生活動を支援し、営業者の自主的な衛生管理の推進を図った。

カ 営業許可関係事務処理

営業許可申請に係る書類審査や現地調査など、許可事務の適正処理に努めた。令和3年6月に食品衛生法が改正され、漬物製造業など新たに営業許可が必要になった業種に関する3年間の経過措置期間(令和6年5月末まで)が終了したことを受け、既存事業者の事業継続を支援するため、個別に施設基準適合に向けた助言を行った。

新たに許可を取得した営業者に対しては衛生講習会を、また更新許可の営業者に対しては食品衛生責任者の再教育を行っている。

(3) 評価(課題等)及び改善

令和6年度に食中毒事件の発生及び収去検査での違反はなかった。令和7年度は、アニサキスによる食中毒が1件発生した(9月30日現在)。今後も食品の衛生的な取り扱いや食品取扱者の体調管理について指導を継続するとともに、衛生教育に努め、食中毒の発生防止に取り組む。また、違反食品や不良食品の排除を徹底し県民の安全な食生活を確保する。食品衛生の確保は、行政による適切な監視指導と営業者の自主衛生管理及び一般消費者に対する食品衛生の啓発等により、地域全体で取り組んでいく必要があるため、関係団体の協力を得て今後とも適切な対応を図っていく。

2 生活衛生業務

(1) 動物愛護管理業務

ア 目的

令和3年3月策定の「静岡県動物愛護管理推進計画(2021)」に基づき、犬や猫などの身近な動物の適正飼養の指導、動物愛護の普及啓発及び動物由来感染症の予防に努め、人と動物とが共生する社会の実現を目指す。また、福祉関係部局との連携を強化し、高齢飼い主や多頭飼育者による不適正飼養の早期発見、地域猫活動の推進、ボランティアへの活動支援等を進めていく。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 犬、猫の適正飼養の徹底

狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射については、市町及び地元の獣医師会との連携、協力体制を維持し周知徹底を図っている。

飼い主不明又は放し飼いの犬に係る苦情等については、動物管理指導センターの動物保護指導班等の応援を得て適切に対処し、危害の発生防止に努めた。

飼い主のいない猫に関する苦情や犬猫の飼い方等に関する苦情については、動物保護指導班、市町と連携し、飼い主等へ適正管理指導を行った。

また、飼えなくなった犬及び猫の引取り相談に対しては、殺処分をできる限り減らす目的で、内容に応じて新しい飼い主探しや終生飼育を指導した。

(イ) 災害時ペット同行避難の体制づくり

令和6年度は御前崎市においてペット同行避難訓練を実施し、避難所のペット受入体制整備を推進した。

(ウ) 動物愛護管理

毎年度、県民、市町及び動物愛護ボランティアの意見交換の場として「動物愛護ボランティア意見交換会」を開催し、ボランティアの活動支援及び育成を図った。

(エ) 動物取扱業、特定動物飼育施設の立入検査等

令和元年度の動物愛護管理法の改正を踏まえ、動物取扱業の登録施設に対して定期的及び緊急的な立入検査により適正管理指導を行った。また、動物取扱責任者を対象とした研修会を開催し、業務に必要な知識及び能力の向上を図った。

特定動物の飼養保管施設に対しては定期的な立入検査により危害防止措置の確認を行った。

ウ 評価（課題等）及び改善

飼い主のいない猫に関する苦情が依然として多いことから、今後も引取り相談時や市町の広報等を活用し、終生飼育、室内飼い、不妊去勢手術等の実施による適正飼育の指導に努めるとともに、動物愛護推進員の委嘱等を行い、地域活動に積極的に取り組むボランティアを育成、支援していく。

また、令和元年6月に動物愛護管理法が改正公布され、幼齢の犬猫の販売等の制限、マイクロチップの装着義務、動物の管理方法の基準など動物取扱業者等の動物管理体制責任がより強化された。引き続き改正内容の周知とともに、より一層の適正管理及び動物愛護思想の普及啓発を推進していく。

(2) 生活衛生営業関係業務

ア 目的

旅館、公衆浴場、理容所、美容所等の生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上を図るとともに、温泉の保護、採取時の可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉利用の適正化を図る。また、住宅宿泊事業法(平成30年6月15日施行)により、事業者の届出相談等、生活環境の悪化を招かないよう適切な対応を図る。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 旅館、公衆浴場、理容所、美容所等の監視指導

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、興行場、クリーニング所の営業については、許認可事務の適正処理のほか、計画的な監視指導を行い、衛生の確保と向上に努めた。

(イ) 旅館、公衆浴場の入浴施設におけるレジオネラ検査

入浴施設におけるレジオネラ症が問題となっている中で、衛生水準の向上を目的とした監視指導や採水検査を計画的に実施するとともに、旅館や公衆浴場の浴槽水についての自主検査の実施や衛生管理の徹底等について指導に努めた。

(ウ) 源泉及び温泉利用施設の立入指導

温泉資源を保護し、その適正利用を図る目的で立入指導を実施した。温泉採取における揚湯、可燃性天然ガスによる災害防止対策、あるいは温泉利用施設での温泉成分の掲示等について点検を行い、適正管理の徹底を図った。

施設	施設数	令和6年度立入件数
源泉	20	25
温泉利用施設	24	29

(エ) 住宅宿泊事業法における届出状況等 (令和7年9月30日現在)

区分	届出件数	相談中件数
西部保健所管内	18	0

ウ 評価（課題等）及び改善

入浴施設のレジオネラ症対策を含め、生活衛生関係営業施設の衛生水準向上のため、今後も引き続き計画的な監視指導を実施するとともに、各営業施設における自主管理を推進する等により衛生確保の徹底を図っていく。

3 薬事関係業務

(1) 目的

医薬品等の品質保持・有効性及び安全性の確保、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止、薬物乱用防止のための啓発を行うとともに、医療に必要な血液と安全な血液製剤の安定供給のための献血の推進、献血思想の普及啓発を図る。

(2) 実績（成果）

ア 医薬品等一斉監視に基づく監視指導の実施

薬局、医薬品等販売業者、医療機関等を対象に、医薬品等の管理状況、不良品、不正表示品、無許可品、虚偽誇大広告等について監視指導を行った。

医薬品製造販売業者等に対しては、品質の確保を重点に構造設備及び品質管理について薬事監視機動班の立入検査に協力し、監視指導を行うとともに、収去検査を実施した。

また、医薬品医療機器等法の改正により薬剤師・薬局の機能の強化が図られ、令和3年8月からは特定の機能を有する薬局の認定制度が開始された（令和7年9月30日現在、地域連携薬局9件）。県民に対しては「薬と健康の週間」期間中の市町広報誌への掲載等により、かかりつけ薬剤師・薬局の普及啓発をはかった。さらに、かかりつけ薬剤師・薬局の普及推進に向けた地域薬剤師会との意見交換会を実施した。

イ 毒物劇物営業者・業務上取扱者への監視指導の実施

毒物劇物営業者及び業務上取扱者を対象に監視指導を行い、毒物劇物の適正販売、保管管理の徹底と事故防止を図った。

ウ 麻薬、向精神薬等取扱者への監視指導の実施

麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の取扱者に対し、病院立入検査時や、薬局及び医薬品製造所等の監視時に指導を行い、厳正な保管管理、適正使用及び不正流通防止の徹底を図った。

また、あへん等の麻薬原料となる「けし」について、毎年4月から5月にかけて管内で大量に発生しており、関係団体（市町、警察署、農協等）と連携して抜き取りや啓発活動を行い、撲滅を図った。

エ 「静岡県薬物乱用対策推進本部」を母体とした薬物乱用防止啓発活動

西部地区薬物乱用防止指導員協議会による地域における自主的な啓発活動を支援したほか、市役所・警察署等の協力のもと、街頭啓発活動を実施した。また、小中高校生を対象とした「薬学講座」、大学等の新入生を対象とした「薬物乱用防止講習会」により、薬物等の有害性の周知と乱用防止の啓発に努めた。また、令和2年度から開始した「薬物乱用防止協力事業所連携事業」により、地域・職域から協力事業所への参加を募り薬物乱用防止活動の充実を図っている（令和7年9月30日現在、西部保健所管内12事業所）。

また、令和7年度から、若年層が薬物問題をより身近なものとして捉え、薬物乱用の弊害を正しく認識できるよう、当所管内の高校生を「薬物乱用防止推進ボランティア」として委嘱し、10代の柔軟な発想や感性を取り入れた啓発活動を高校生ボランティアと協働して実施している。

オ 「静岡県献血推進計画」に基づく献血の推進及び献血思想の普及、啓発

献血推進については、赤十字血液センター及び管内市町と連携を図り啓発活動を行い県の採血計画に基づく目標の達成に努めている。

また、若い世代に献血への理解を深めていただくよう、高校生に献血推進ボランティア「アボちゃんサポーター」を委嘱し献血の普及啓発を図るなど、地域住民の献血思想の普及向上に努めた。

(3) 評価（課題等）及び改善

医薬品等関係施設では、適切な指導の結果、医薬品、毒物劇物、麻薬等について施設的、

人的両面において適正な管理が行われ、安全性の確保が図られている。

また、「薬と健康の週間」等の啓発活動により医薬品の適正使用や、薬物乱用防止の重要性等を訴え、県民の健康増進の一助としている。

献血についても血液センター及び管内市町と連携を取りながら、さらには高校生ボランティアの協力を得るなど各種献血啓発活動により、幅広い世代に対して献血への関心を高め、医療で必要となる血液の安定確保に貢献した。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (旧食品衛生法)

(令和6年度)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	2,081	1617.9	1,581	97.7						1			0
菓子(パンを含む。)製造業	293	433	409	94.5						1			0
乳処理業	2	4	8	200									0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0									0
乳製品製造業	6	12	21	175									0
集乳業	0	0	0	0									0
魚介類販売業	74	76	63	82.9									0
魚介類せり売り営業	2	4	4	100									0
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	0									0
食品の冷凍又は冷蔵業	2	4	6	150									0
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	1	2	2	100									0
喫茶店営業	37	7.4	6	81.1									0
あん類製造業	1	2	2	100									0
アイスクリーム類製造業	5	10	10	100									0
乳類販売業	0	0	0	0									0
食肉処理業	8	16	16	100									0
食肉販売業	60	120	121	100.8									0
食肉製品製造業	2	4	5	125									0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0									0
食用油脂製造業	4	8	9	112.5									0
マカロン又はショートニング製造業	0	0	0	0									0
みそ製造業	8	16	17	106.3									0
醤油製造業	0	0	0	0									0
ソース類製造業	4	8	9	112.5									0
酒類製造業	6	12	14	116.7									0
豆腐製造業	3	6	7	116.7									0
納豆製造業	0	0	0	0									0
めん類製造業	10	20	20	100									0
そうざい製造業	63	126	134	106.3									0
添加物(法第11条第1項の 規定により規格が定められた ものに限る。)製造業	12	24	25	104.2									0
清涼飲料水製造業	5	10	10	100									0
氷雪製造業	2	4	5	125									0
氷雪販売業	0	0	0	0									0
計	2,691	2546.3	2,504	98.3	0	0	0	0	0	2	0	0	0

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（令和6年度）

項目 区分		施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校									
	病院・診療所									
	事業所									
	その他									
食品製造業		3	6	0	0					
野菜・果物販売業										
そうざい販売業										
菓子（パンを含む。）販売業										
食品販売業（上記以外。）										
添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業										
添加物販売業										
氷雪採取業										
器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業										
計		3	6	0	0					

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。
3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (旧食品衛生法)

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	1,203	1,044.4	693	66.4										0
菓子(パンを含む。)製造業	143	281	116	41.3										0
乳処理業	1	1	1	100										0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0										0
乳製品製造業	5	8	7	87.5										0
集乳業	0	0	0	0										0
魚介類販売業	42	42	20	47.6										0
魚介類せり売り営業	2	4	4	100										0
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	0										0
食品の冷凍又は冷蔵業	2	4	1	25										0
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	1	1	0	0										0
喫茶店営業	20	10	2	20										0
あん類製造業	0	0	0	0										0
アイスクリーム類製造業	3	6	3	50										0
乳類販売業	0	0	0	0										0
食肉処理業	6	6	5	83.3										0
食肉販売業	38	38	30	78.9										0
食肉製品製造業	0	0	0	0										0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0										0
食用油脂製造業	2	2	1	50										0
マカロン又はショートニング製造業	0	0	0	0										0
みそ製造業	4	4	2	50										0
醤油製造業	0	0	0	0										0
ソース類製造業	2	3	3	100										0
酒類製造業	4	4	2	50										0
豆腐製造業	1	1	0	0										0
納豆製造業	0	0	0	0										0
めん類製造業	3	3	1	33.3										0
そうざい製造業	48	93	45	48.4										0
添加物(法第11条第1項の 規定により規格が定められ たものに限る。)製造業	11	14	6	42.9										0
清涼飲料水製造業	2	3	2	66.7										0
氷雪製造業	1	1	1	100										0
氷雪販売業	0	0	0	0										0
計	1,544	1,573.4	945	60.1										0

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（ 令和 7 年度）
（令和 7 年 9 月 30 日現在）

区 分 項 目		施 設 数	目 標 監 視 件 数 (A)	監 視 実 施 件 数 (B)	監 視 率 (B/A)	処 分 件 数				告 発 件 数
						営 業 禁 止	営 業 停 止	物 品 廃 棄	始 末 書 そ の 他	
給 食 施 設	学 校									
	病 院 ・ 診 療 所									
	事 業 所									
	そ の 他									
食 品 製 造 業										
野 菜 ・ 果 物 販 売 業										
そ う ざ い 販 売 業										
菓 子（パンを含む。）販 売 業										
食 品 販 売 業（上 記 以 外。）										
添 加 物（食品衛生法第 11 条第 1 項の規定により規格が定められたものを除く。）の 製 造 業										
添 加 物 販 売 業										
氷 雪 採 取 業										
器 具 ・ 容 器 包 装 又 は お も ち ゃ の 製 造 又 は 販 売 業										
計										

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和 12 年 5 月末）の翌年度の報告まで使用する。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和6年度）

項目 区分	施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	2,702	1,613.9	1,566	97.0										1,032
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	32	6.4	3	46.9										10
食肉販売業	71	142	144	101.4						1				24
魚介類販売業	119	124	116	93.5										26
魚介類競り売り営業	3	6	7	116.7										0
集乳業	0	0	0	0										0
乳処理業	3	6	6	100.0										1
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0										0
食肉処理業	8	16	17	106.3						1				3
食品の放射線照射業	0	0	0	0										0
菓子製造業	313	626	629	100.5										106
アイスクリーム類製造業	8	16	18	112.5										2
乳製品製造業	6	12	13	108.3										2
清涼飲料水製造業	3	6	6	100.0										3
食肉製品製造業	6	12	15	125.0										1
水産製品製造業	36	72	72	100.0										8
氷雪製造業	2	4	5	125.0										0
液卵製造業	1	2	2	100.0										0
食用油脂製造業	5	10	11	110.0										1
みそ又はしょうゆ製造業	10	20	22	110.0										4
酒類製造業	4	8	8	100.0										2
豆腐製造業	4	8	8	100.0										1
納豆製造業	0	0	0	0										0
麺類製造業	18	36	38	105.6										7
そうざい製造業	159	318	326	102.5										37
複合型そうざい製造業	0	0	0	0										0
冷凍食品製造業	1	2	3	150.0										1
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0										0
漬物製造業	28	56	56	100.0										40
密封包装食品製造業	9	18	18	100.0										12
食品の小分け業	5	10	11	110.0										3
添加物製造業	20	40	40	100.0										0
計	3,576	3190.3	3,160	99.1						2				1,326

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	147	147	139	94.6					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	269	269	241	89.6					
	乳類販売業	477	238.5	269	112.8					
	冰雪販売業	4	2	0	0.0					
販売業	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	843	168.6	101	59.9					
	弁当販売業	24	12	10	83.3					
	野菜果物販売業	138	69	65	94.2					
	米穀類販売業	64	32	10	31.3					
	通信販売・訪問販売による販売業	15	7.5	4	53.3					
	コンビニエンスストア	192	96	91	94.8					
	百貨店・総合スーパー	127	63.5	130	204.7					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	246	49.2	23	46.7					
その他の食料・飲料販売業	322	161	109	67.7				1		
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	7	14	14	100.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	8	16	16	100.0					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	31	15.5	16	103.2					
	農産保存食料品製造・加工業	219	109.5	116	105.9					
	調味料製造・加工業	16	8	18	225.0					
	糖類製造・加工業	5	2.5	3	120.0					
	精穀・製粉業	16	8	8	100.0					
	製茶業	139	69.5	76	109.4				1	
	海藻製造・加工業	2	1	1	100.0					
	卵選別包装業	4	8	8	100.0					
その他の食料品製造・加工業	95	47.5	79	166.3						
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商	9	4.5	2	44.4					
	集団給食施設	123	211	242	114.7					
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	35	17.5	18	102.9					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	13	6.5	1	15.4					
	その他	31	15.5	7	45.2					
計		3,621	1869.8	1,817	97.2				2	

(注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和7年度）

（令和7年9月30日現在）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	3,663	2,130.7	1,061	49.8							2		451
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	42	8.4	9	107.1									6
食肉販売業	91	91	62	68.1									10
魚介類販売業	139	139	94	67.6									8
魚介類競り売り営業	3	6	2	33.3									0
集乳業	0	0	0	0									0
乳処理業	4	7	4	57.1									1
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0									0
食肉処理業	10	10	10	100.0									1
食品の放射線照射業	0	0	0	0									0
菓子製造業	408	811	374	46.1									45
アイスクリーム類製造業	10	19	11	57.9									1
乳製品製造業	8	13	7	53.8									2
清涼飲料水製造業	6	10	6	60.0									0
食肉製品製造業	7	13	7	53.8									0
水産製品製造業	44	84	38	45.2									1
氷雪製造業	2	2	2	100.0									1
液卵製造業	1	2	1	50.0									0
食用油脂製造業	6	6	6	100.0									1
みそ又はしょうゆ製造業	14	14	13	92.9									1
酒類製造業	6	6	5	83.3									1
豆腐製造業	5	5	3	60.0									0
納豆製造業	0	0	0	0									0
麺類製造業	24	24	21	87.5									1
そうざい製造業	184	367	178	48.5									14
複合型そうざい製造業	0	0	0	0									1
冷凍食品製造業	2	4	2	50.0									0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0									0
漬物製造業	64	128	55	43.0									3
密封包装食品製造業	20	36	15	41.7									5
食品の小分け業	7	7	5	71.4									0
添加物製造業	20	29	8	27.6									1
計	4,790	3,972.1	1,999	50.3							2		555

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	128	128	58	45.3					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	225	225	94	41.8					
	乳類販売業	375	75	60	80.0					
	氷雪販売業	5	1	1	100.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	797	159.4	54	33.9					
販売業	弁当販売業	28	5.6	5	89.3					
	野菜果物販売業	147	29.4	27	91.8					
	米穀類販売業	68	13.6	10	73.5					
	通信販売・訪問販売による販売業	16	3.2	1	31.3					
	コンビニエンスストア	217	43.4	30	69.1					
	百貨店・総合スーパー	157	31.4	66	210.2					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	241	48.2	24	49.8					
その他の食料・飲料販売業	351	70.2	69	98.3						
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	7	12	1	8.3					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	10	16	7	43.8					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	40	8	1	12.5					
	農産保存食料品製造・加工業	279	55.8	19	34.1					
	調味料製造・加工業	20	4	4	100.0					
	糖類製造・加工業	5	1	0	0.0					
	精穀・製粉業	18	3.6	0	0.0					
	製茶業	144	28.8	3	10.4					
	海藻製造・加工業	2	0.4	0	0.0					
	卵選別包装業	4	8	5	62.5					
その他の食料品製造・加工業	115	23	20	87.0						
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商	15	3	0	0.0					
	集団給食施設	127	109	82	75.2					
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	37	7.4	0	0.0					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	17	3.4	0	0.0					
	その他	35	7	2	28.6					
計		3,630	1,123.8	643	57.2					

- (注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品等の収去検査状況調

(令和6年度)

区分	試験区分	食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去		
		試験した収去検体数	不良検体数	大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
生乳	乳													
牛乳及び加工乳	乳	10										10		
脱脂乳	乳													
山羊乳	乳													
魚介類	類	24												
無加熱採取冷凍食品		9												
凍結直前に加熱された		1												
凍結直前に加熱された		4												
凍結直前に加熱された		4												
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)		4										4		
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)		22										19		
乳製品	品	41										39		
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)														
アイスクリーム類、氷菓		12										6		
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)		9												
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)		33										9		
菓子類	類	31										31		
清涼飲料水		31										20		
酒精飲料														
氷	雪													
水	水													
缶詰、瓶詰食品		5										5		
その他の食品		75										11		
添加物	化学的合成品及びその製剤													
	その他の添加物													
器具	具													
容器包装														
おもちゃ														
台所用洗剤														
計		311										168		

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

食品等の収去検査状況調

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

区分	食品衛生法に基づく収去										試験した収去検体数	不良検体数	試験した収去検体数	不良検体数	
	試験区分	大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数					
生乳															
牛乳及び加工乳															
脱脂乳															
山羊乳															
魚介類															
無加熱摂取冷凍食品															
凍結直前に加熱された食品															
加熱後摂取冷凍食品															
凍結直前未加熱の食品															
加熱後摂取冷凍食品															
生食用冷凍鮮魚介類															
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)															
肉、卵類及びその加工品															
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)															
乳製品															
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)															
アイスクリーム類、氷菓															
穀類及びその加工品															
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)															
野菜類、果物及びその加工品															
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)															
菓子類															
清涼飲料水															
酒精飲料															
水															
雪															
水															
缶詰、瓶詰食品															
その他の食品															
添加物															
化学的合成品及びその製剤															
その他の添加物															
器具															
容器包装															
おもちゃ															
台所用洗剤															
計														94	

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

食中毒発生状況調

(令和6年度)

番 号	発 生 年 月 日	発 生 場 所	摂 食 者 数	患 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設 節 節 △ 所 在 市 町 村 ▽	摘 要
						発生無し			
計									

食中毒発生状況調

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

番 号	発 生 年 月 日	発 生 場 所	摂 食 者 数	患 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設 節 節 △ 所 在 市 町 村 ▽	摘 要
1	R7 6/21	磐田市	2	1	0	イワシ (推定)	アニサキス	不明	
計			2	1	0				

動物取扱施設立入検査状況調

(令和6年度)

項目 種別	施設数	登録件数	立入検査 目標件数	立入検査 件数	立入検査 率	処分等の件数				告発 件数	
						登録 取消	停止	改善 措置 勧告	命 令	始末 書 その他	無 登 録
			(A)	(B)	(B/A)						
販売	148	148	74	79	106.8	0	0	0	0	0	0
保管	134	137	68.5	69	100.7	0	0	0	0	0	0
貸出し	8	8	4	4	100.0	0	0	0	0	0	0
訓練	28	35	17.5	16	91.4	0	0	0	0	0	0
展示	17	17	8.5	9	105.9	0	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
譲受飼養	1	1	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	336	346	173	177	102.3	0	0	0	0	0	0

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

項目 種別	施設数	登録件数	立入検査 目標件数	立入検査 件数	立入検査 率	処分等の件数				告発 件数	
						登録 取消	停止	改善 措置 勧告	命 令	始末 書 その他	無 登 録
			(A)	(B)	(B/A)						
販売	145	145	72.5	27	37.2	0	0	0	0	0	0
保管	137	139	68.5	14	20.4	0	0	0	0	0	0
貸出し	8	8	4	1	25.0	0	0	0	0	0	0
訓練	28	35	14	3	21.4	0	0	0	0	0	0
展示	16	16	8	1	12.5	0	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
譲受飼養	1	1	0.5	0	0.0	0	0	0	0	0	0
合計	335	344	167.5	46	27.5	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「立入検査目標件数」欄は、「登録件数」に第一種動物取扱業者の有する飼養施設等への立入検査実施要領に基づき2分の1を乗じた件数を記載する。

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和6年度)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	1	0	0	2	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	7	0	1	7	0	0	0	0	0

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	1	0	0	1	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	7	0	0	0	0	0	0	0	0

犬・猫の愛護管理状況調

（令和6年度）

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
31	0	12	18	\	28	28	\

（令和7年度）

（令和7年9月30日現在）

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
7	0	4	2	\	19	15	\

動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和6年度)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	40	147
猫	22	138
その他の愛護動物	11	9

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	15	70
猫	46	62
その他の愛護動物	3	12

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和6年度)

項目 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
磐田市	6	1
袋井市	1	1
森町	0	1
掛川市	1	2
菊川市	3	1
御前崎市	1	2
湖西市	1	1
計	13	9

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

項目 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
磐田市	5	1
袋井市	1	1
森町	0	1
掛川市	1	2
菊川市	3	1
御前崎市	1	2
湖西市	0	1
計	11	9

咬傷犬事故発生状況調

区 分	件 数	被害者数	告発件数
令和5年度	13件	14人	0件
令和6年度	23件	24人	0件
令和7年度 (令和7年9月30日現在)	15件	15人	0件

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和6年度)

施設別 項目		施設数	監視目標件数 (A)	監視指導件数 (B)	監視率 (B/A)	処 分 件 数			
						営業許可 取 消	営業停止	措置 改善命令	使用制限 等その他
営業 関係 施設	旅館	173	87	94	108.0				
	興行場	20	4	7	175.0				
	公衆浴場	74	37	43	116.2				
	理容所	437	44	48	109.1				
	美容所	1,109	222	231	104.1				
	クリーニング所	67	14	14	100.0				
	クリーニング取次店	172	18	19	105.6				1
小 計	2,052	426	456	107.0				1	
その の施 他設	化製場								
	魚屑等処理場								
	小 計								
合 計		2,052	426	456	107.0				1

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

施設別 項目		施設数	監視目標件数 (A)	監視指導件数 (B)	監視率 (B/A)	処 分 件 数			
						営業許可 取 消	営業停止	措置 改善命令	使用制限 等その他
営業 関係 施設	旅館	171	86	35	40.7				
	興行場	20	4	5	125.0				
	公衆浴場	74	37	11	29.7				
	理容所	436	44	9	20.5				
	美容所	1,117	224	79	35.3				
	クリーニング所	66	14	1	7.1				
	クリーニング取次店	170	17	3	17.6				
小 計	2,054	426	143	33.6					
その の施 他設	化製場								
	魚屑等処理場								
	小 計								
合 計		2,054	426	143	33.6				

薬事関係立入検査状況調

(令和6年度)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発
					許可の取消等	構造設備改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等	
薬事	医薬品等製造販売業	24	16	35.2						
	医薬品等製造業	78	65							
	医療機器修理業	7	5							
	医薬品製造販売業(薬局)	6	2							
	医薬品製造業(薬局)	6	2							
	薬局	256	203					2		
	医薬品販売業	149	62						1	
	配置販売従事者	35	0							
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	347	219					1		
	管理医療機器販売業・貸与業	1,434	246						1	
	再生医療等製品販売業	5	6							
	医薬部外品化粧品販売業		466							
	一般医療機器販売業・貸与業		356							
	業務上取扱う施設		193							
	小計	2,347	1,841					3	2	
毒物・劇物	製造(輸入)業	42	46	54.4				1		
	販売業	224	102							
	業務上取扱者	届出有	12		5					
		届出無			8					
	特定毒物研究者	5	1							
小計	283	162				1				
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤(輸入)業	0	0						
		家庭麻薬製造業	0	0						
		元卸売業	0	0						
		卸売業	1	2						
		小売業	238	200						
	麻薬診療施設	病院	19	22						
		診療所	127	1						
		飼育動物診療施設	18	2						
	麻薬研究者	5	3							
	大麻取扱者	0	0							
	けし栽培者	0	0							
	向精神薬営業施設	輸入業	1	0						
製造製剤業		4	0							
卸売業		1	0							
免許みなし卸売販売業		31	16							

	免許みなし薬局	256	203						
	小売業	0	0						
向精神 薬診療 施設	病院	21	22						
	診療所	559	1						
	飼育動物診療施設	55	2						
	向精神薬試験研究施設	6	4						
	小 計	1,342	478	35.6					
覚 醒 剤 ・ 覚 醒 剤 原 料	覚醒剤施用機関	0	0						
	覚醒剤研究者	0	0						
	覚醒剤原料取扱者	5	6						
	覚醒剤原料研究者	5	4						
	薬局	256	203				1		
	病院	21	22						
	診療所	559	1						
	飼育動物診療施設	55	2						
	小 計	901	238	33.7			1		
	計	4,873	2,719	34.8			5	2	
違反施設率 $5 / 2,719 \times 100 = 0.18\%$									

薬事関係施設の監視率

区 分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
令和5年度	4,825	2,950	35.2
令和4年度	4,707	2,549	32.9
2年度単純平均	4,766	2,750	34.1
令和6年3月31日現在	4,873	2,719	34.8

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

- 2 監視率は、
$$\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対 象 施 設 数}} \times 100$$
で算出する。
- 3 違反施設率は、
$$\frac{\text{処分等の合計件数 (指導票等件数を除く)}}{\text{立 入 検 査 合 計 件 数}} \times 100$$
で算出する。

薬事関係立入検査状況調

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発
					許可の取消 懸等の停止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等	
薬事	医薬品等製造販売業	24	5	16.2						
	医薬品等製造業	78	22							
	医療機器修理業	7	2							
	医薬品製造販売業(薬局)	6	2							
	医薬品製造業(薬局)	6	2							
	薬局	258	97					1		
	医薬品販売業	151	20						1	
	配置販売従事者	37	0							
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	365	107							
	管理医療機器販売業・貸与業	1,462	130							
	再生医療等製品販売業	5	2							
	医薬部外品化粧品販売業		265							
	一般医療機器販売業・貸与業		180							
	業務上取扱う施設		113							
	小計	2,399	947					1	1	
毒物・劇物	製造(輸入)業	43	35	35.8						
	販売業	219	64							
	業務上取扱者	届出有	12		1					
		届出無			11					
	特定毒物研究者	5	0							
	小計	279	111							
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤(輸入)業	0	0						
		家庭麻薬製造業	0	0						
		元卸売業	0	0						
		卸売業	1	1						
		小売業	240	97						
	麻薬診療施設	病院	19	16						
		診療所	130	0						
		飼育動物診療施設	18	0						
	麻薬研究者	4	1							
	大麻取扱者	0	0							
	けし栽培者	0	0							
向精神薬営業施設	輸入業	1	0							
	製造製剤業	4	0							
	卸売業	1	0							

	免許みなし卸売販売業	32	3						
	免許みなし薬局	258	97						
	小売業	0	0						
向精神 薬診療 施設	病院	21	16						
	診療所	559	0						
	飼育動物診療施設	55	0						
	向精神薬試験研究施設	6	1						
	小 計	1,349	232	17.2					
覚 醒 剤 ・ 覚 醒 剤 原 料	覚醒剤施用機関	0	0						
	覚醒剤研究者	0	0						
	覚醒剤原料取扱者	5	3						
	覚醒剤原料研究者	5	1						
	薬局	258	97						
	病院	21	16						
	診療所	559	0						
	飼育動物診療施設	55	0						
		小 計	903	117	13.0				
	計	4,930	1,407	17.0			1	1	
違反施設率 $1/1,407 \times 100 = 0.07\%$									

薬事関係施設の監視率

区 分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
令和6年度	4,873	2,719	34.8
令和5年度	4,825	2,950	35.2
2年度単純平均	4,849	2,835	35.0
令和7年9月30日現在	4,930	1,407	17.0

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

- 2 監視率は、
$$\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対 象 施 設 数}} \times 100$$
で算出する。
- 3 違反施設率は、
$$\frac{\text{処分等の合計件数 (指導票等件数を除く)}}{\text{立 入 検 査 合 計 件 数}} \times 100$$
で算出する。

環境課

大気や公共水域への汚濁物質の排出抑制や、廃棄物の適正処理等により、生活環境を保全する。

このため、生活環境班では、工場、事業場における大気及び水質保全に係る立入指導、土壌汚染に係る調査指導、特定建築物や浄化槽の適正管理指導、水道施設や遊泳用プールの衛生管理指導等により、安全で安心な環境の確保に努めている。

また、廃棄物班では、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出抑制、リサイクル及び適正処理、並びに不法投棄等の未然防止、早期発見、早期対応を図り、資源循環型社会の形成に努めている。

1 大気環境

(1) 目的

事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物、水銀、特定粉じん等の排出を抑制し、大気環境を保全する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する立入基本計画に沿って年間立入計画を作成し、工場、事業場を監視指導するとともに、特定粉じん排出等作業（アスベストが使用されている建物等の解体、補修）について届出を受理し監視指導を実施した。

ア 工場、事業場のばい煙発生施設等の設置届出書の受理の際、施設の種類、規模、構造等に応じて定められる排出基準への適合性を審査し、適正な設置を指導した。

イ 基準超過が生じたり、排出ガス量が多い工場、事業場を重点的に立入検査し、施設の適正な維持管理及び排出基準の遵守徹底を図った。

ウ 特定粉じん排出等作業の現場を立入検査し、作業基準の遵守徹底を図った。また、他部局と連携して、解体工事現場などへ合同パトロールを行い、石綿に関する作業について監視指導・助言を実施した。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 変更届の未届出等不備のあった工場、事業場に対し、改善を指導した。

イ 排出基準の徹底を指導し、大気環境を保全した。

ウ アスベスト使用建築物の解体等における作業基準の遵守を指導し、作業者の健康管理や周辺環境の保全を確保した。

2 水質環境

(1) 目的

事業活動に伴う水質汚濁物質の排出を抑制し、河川、湖沼等の公共水域の水質保全を図るとともに、地下水汚染等を未然防止する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する立入基本計画に沿って年間立入計画を作成し、工場、事業場を監視指導した。

ア 工場、事業場の汚水処理施設等の特定施設設置届出書の受理の際、生活環境項目及び有害物質の種類に応じて定められる排水基準並びに有害物質使用特定施設にあつては、構造基準への適合性を審査し、適正な設置を指導した。

イ 有害物質を使用していたり、基準超過が生じた工場、事業場を重点的に立入検査し、施設の適正な維持管理と排水基準の遵守徹底を図った。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 不備のあった工場、事業場に対し、改善を指導した。

イ 排水基準の徹底を指導し、水環境を保全した。

3 土壌汚染対策

(1) 目的

土壌汚染の状況把握と健康被害防止措置により、県民の健康を保護する。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 有害物質を使用している施設に対し、水質汚濁防止法に基づく立入検査の際に、施設を廃止する場合に必要となる土壌汚染対策についてリーフレットを配布するなど制度を周知した。

イ 有害物質を使用していた施設の廃止の際に、土壌調査の実施を指導し土壌汚染の有無を確認した。また、土壌調査の猶予（一時的免除）申請について、その土地の土壌による健康被害のおそれの有無を確認した。

ウ 3,000平方メートル以上（有害物質使用事業所用地では900平方メートル以上）の土地の形質変更を行おうとする者から事前届出書の提出を求め、土地の使用履歴を調査し土壌汚染のおそれの有無を確認した。

エ 区域指定されている土地の形質変更について、汚染土壌の措置方法及び届出について指導し、措置が適切に実施されているかを実地に確認した。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 届出の審査や調査により土壌汚染の可能性を把握し、汚染拡散を未然に防止し、県民の健康を保護している。

イ 土壌汚染のおそれの有無を判断するため、市町等関係機関を通じて土地の使用履歴等を調査するなど、情報を収集し評価している。

4 ダイオキシン類対策

(1) 目的

ダイオキシン類の排出を規制し、県民の健康を保護する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する立入基本計画に沿って年間立入計画を作成し、工場、事業場を監視指導した。

ア 工場、事業場の特定施設設置等届出書や自主測定結果報告の受理の際に、施設の種類及

び規模に応じて定められる排出基準への適合性を審査し、施設の適正な設置や維持管理を指導した。

イ 自主測定結果に異常があったり、廃棄物焼却炉を設置している工場や事業場を重点的に立入検査し、施設の適正な維持管理及び排出基準の遵守徹底を図った。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 変更届の未届出等不備のあった工場、事業場に対し、改善を指導した。

イ 排出基準の徹底を指導し、ダイオキシン類の排出を抑制した。

5 浄化槽

(1) 目的

合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を指導し、生活排水による公共水域の水質汚染を防止する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する業務基本方針に基づき、関係機関、団体と連携し、浄化槽管理者及び保守点検業者の監視指導や浄化槽の適正管理に係る普及啓発を行った。

ア 浄化槽設置者を対象とする市町の浄化槽整備補助事業に対し、県費助成を行った。

イ 市町、浄化槽協会、法定検査機関等と連携し、浄化槽設置者に対する巡回指導等を実施し、適正な維持管理を推進した。

ウ 浄化槽保守点検業の登録申請を審査するとともに、業務記録、資格者の配置、機器の整備状況等について立入指導を実施し、保守点検業務の適正を確保した。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 浄化槽設置者に対する補助事業や啓発活動により、合併処理浄化槽の普及が進んでいる。

イ 浄化槽の適正な維持管理を指導し、生活排水による水質汚染を防止した。

6 水道

(1) 目的

水道施設の適正な維持管理を指導し、安全な水道水の安定供給を確保する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する立入検査計画に沿って立入計画を策定し、水道施設等の適正な維持管理を指導した。また、次代を担う小学生に対し、貴重な水への思いやり、大切さを啓発するため、「水の出前教室」を実施した。

ア 6月1日から7日までの水道週間を中心に、水道施設等の立入検査を実施し、適正な維持管理を指導した。

イ 水道事業者が行う水質検査の結果を確認した。

ウ 市町と連携し、民間の水道事業者に対する立入検査を実施し、計画的な水質検査の実施や衛生管理の徹底を指導した。

エ 小学4年生以上を対象に、生徒との対話や簡単な実験を通じ、身近な水に対する関心を

深める授業を行った。

オ 自然災害発生時には、各市町の水道施設の被害状況等を県へ報告している。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 水道施設の適正な維持管理の指導により、安全な水道水が安定して供給されている。

イ 「水の出前教室」を通じ、一人ひとりが水を大切にする意識の醸成を図った。

7 特定建築物

(1) 目的

多人数が集う大規模な建築物（3,000平方メートル以上、学校等では8,000平方メートル以上）の清掃、給排水、空調、ねずみ昆虫の駆除等の衛生管理を徹底させることにより、衛生的で快適な建物内環境を保持し、利用者の健康を確保する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する立入調査計画に沿って立入計画を策定し、特定建築物及び建築物衛生管理登録業者の監視指導を行った。

ア 特定建築物の立入検査を実施し、適正な維持管理を指導した。

イ 建築物清掃業等の衛生管理登録業の登録申請を審査するとともに、業務記録、資格者の配置、機器の整備状況等についての立入検査を行い、適正な環境衛生業務の徹底を指導した。

(3) 評価（課題等）及び改善

特定建築物の適正な維持管理を指導し、建築物の衛生的な環境及び利用者の健康を確保した。

8 遊泳用プール

(1) 目的

遊泳用プールの適正管理を指導し、利用者の衛生と安全を確保する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する調査計画に沿って立入計画を策定し、水質基準、施設基準及び維持管理基準の遵守による衛生管理、安全管理を指導した。

(3) 評価（課題等）及び改善

遊泳用プールの適正な衛生管理等を指導し、利用者の衛生と安全を確保した。

9 一般廃棄物

(1) 目的

市町が行う一般廃棄物処理事業に対して助言及び指導を行い、ごみの減量化、適正処理、リサイクルを推進する。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 一般廃棄物処理施設に対する立入検査

一般廃棄物処理施設に対する立入検査を行い、一般廃棄物処理計画に基づく適正処理、施設の運転と維持管理、計画的な施設整備等について助言及び指導した。

イ 一般廃棄物不適正処理事案に係る助言

一般廃棄物の不適正処理事案に係る調査、対応等について、市町に助言した。

ウ 災害廃棄物への対応

自然災害発生時には、各市町の被害状況、仮置場設置状況及び支援要請等を廃棄物リサイクル課へ報告している。令和6年8月に発生した台風10号及び令和7年9月に発生した台風15号においては、災害廃棄物や廃棄物処理施設の被害状況について情報収集を行った。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 立入検査により一般廃棄物の適正処理と処理施設の適正な維持管理を確保した。

イ 地震・津波だけでなく、台風等による風水害は近年頻発化・甚大化しており、災害廃棄物処理等の迅速な対応のため、被害状況等を的確に把握していく。

10 産業廃棄物

(1) 目的

産業廃棄物の排出抑制、適正処理、再資源化を促進するとともに、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理を図る。

また、不適正処理の未然防止、早期発見、撤去指導を行う。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 排出事業者、処理業者及び処理施設の監視指導

- ・ 産業廃棄物処理業の許可の申請について厳正な審査を行った。
- ・ 排出事業者、処理業者及び処理施設を立入検査し、産業廃棄物の排出抑制と適正処理を指導した。
- ・ 最終処分場の放流水等及び多量排出事業者が排出する産業廃棄物の収去検査を実施した。

イ 不適正処理防止のための啓発及びパトロールの実施

- ・ 不法投棄や野焼きなどの不適正処理について、市町や関係機関と連携して早期発見、早期対応に努めた。
- ・ 市町や産業廃棄物協会等と連携して、6月の環境月間及び12月の不法投棄撲滅月間を中心に、合同パトロールや不法投棄防止キャンペーンなどを実施した。また、令和6年度は、民間警備会社（委託）による休日パトロールを実施した。
- ・ 不適正な保管や投棄された産業廃棄物について、撤去を指導した。

ウ PCB含有電気機器等の適正処理指導

- ・ 高濃度PCBを含有するトランス、コンデンサー等は令和3年度末までに、低濃度PCB廃棄物については、令和8年度末までに処理しなければならないこととなっている。
- ・ 処理期限後に新たに発見された高濃度PCB廃棄物については、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株）の北海道PCB処理事業所における受入れ及び処理に関する情報

提供を行った。また、北海道PCB処理事業所での受け入れに間に合わなかった物については、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境保全上の支障が生じないように適切に保管するよう、事業者に対し指導を行った。

- ・ 低濃度PCB廃棄物を所有している疑いのある事業者について、処理期限までの適正処理を指導した。

エ リサイクル

- ・ 使用済自動車、建設工事について、各リサイクル法に従い立入検査を行い、適正処理を指導した。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 立入検査等により、排出事業者や処理業者における産業廃棄物の適正処理やリサイクルに対する意識が向上している。

イ 不法投棄については、山間部や人通りが少ない場所、土地の管理が不十分なところに発生する傾向があるため、市町の協力を得ながら、啓発活動や監視指導を実施し、未然防止や早期発見を図っていく。

ウ 不適正処理事案については、継続的に粘り強く指導することにより撤去・改善を進めていく。

エ PCB含有電気機器等のうち、新たに発見された高濃度PCB廃棄物については、引き続き適正保管を指導していく。また、低濃度PCB廃棄物については、期限内の処理を確実に実施するよう指導していく。

水道施設状況調

(令和6年度)

区分 市町別	管内人口 (人)	給水人口 (人)	施設数						飲料 料供 水給 施設	
			上 水道	簡易水道		専 用 水 道	計	普 及 率 (%)		県普 平及 均率 (%)
				公 営	そ の 他					
磐田市	163,489	163,283	1		9	7	17	99.9		
掛川市	112,807	112,243	2	5		2	9	99.5		3
袋井市	87,632	86,915	2			7	9	99.2		
湖西市	56,393	56,272	1			4	5	99.8		1
御前崎市	29,369	29,347	1			1	2	99.9		4
菊川市	46,860	46,853	4				4	99.9		
森町	16,581	15,457	1	3	1	1	6	93.2		58
計	513,131	510,370	12	8	10	22	52	99.5	99.1	66

(注) 管内人口、給水人口、普及率及び県平均普及率は、「令和5年度静岡県の水道の現況」による。

水 質 検 査 状 況 調

(令和6年度)

区 分	施 設 数	検 査 検 体 数	不 適 検 体 数	不 適 率 (%)
上 水 道	7 [4]	818	(0) 0	(0) 0
簡易水道 (公営)	8	96	(0) 0	(0) 0
〃 (その他)	10	168	(0) 0	(0) 0
専用水道	3	50	(1) 1	(2.0) 2.0
計	28 [4]	1,132	(1) 1	(0.09) 0.09

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

区 分	施 設 数	検 査 検 体 数	不 適 検 体 数	不 適 率 (%)
上 水 道	7 [4]	432	(0) 0	(0) 0
簡易水道 (公営)	8	48	(0) 0	(0) 0
〃 (その他)	10	84	(0) 0	(0) 0
専用水道	3	24	(0) 0	(0) 0
計	28 [4]	588	(0) 0	(0) 0

(注) 1 () 内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲する。

2 [] 内は、国所管施設数で内数。

3 専用水道は市所管施設を除く。

水道施設監視指導状況調

(令和6年度)

施 設 別		項 目	施 設 数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数		
						認 可 取 消	給 水 停 止 命 令	措 置 ・ 改 善 指 示 等
水道施設		上 水 道	3	1	33.3	0	0	0
		簡 易 水 道	18	13	72.2	0	0	0
		専 用 水 道	3	1	33.3	0	0	0
		簡易専用水道	23	3	13.0	0	0	0
		その他の水道	58	0	0	0	0	0
合 計			105	18		0	0	0
前年度	合 計		105	23		0	0	8

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

施 設 別		項 目	施 設 数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数		
						認 可 取 消	給 水 停 止 命 令	措 置 ・ 改 善 指 示 等
水道施設		上 水 道	3	1	33.3	0	0	0
		簡 易 水 道	18	13	72.2	0	0	0
		専 用 水 道	3	1	33.3	0	0	0
		簡易専用水道	23	0	0	0	0	0
		その他の水道	58	0	0	0	0	0
合 計			105	15		0	0	0
前年度	合 計		105	16		0	0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。
 2 監視率(%) = $B/A \times 100$
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

浄化槽監視指導状況調

(令和6年度)

区分		施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処分件数			
						登録取消事業停止命令	使用停止命令	措置改善命令	勧告
浄化槽		84,391	186	80	232.5	/	0	0	0
浄化槽保守点検業者		56	40	42	95.2	0	/	0	0
前年度	浄化槽	84,100	121	80	151.3	/	0	0	0
	浄化槽保守点検業者	57	10	10	100.0	0	/	0	0

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

区分		施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処分件数			
						登録取消事業停止命令	使用停止命令	措置改善命令	勧告
浄化槽		82,715	43	80	53.8	/	0	0	0
浄化槽保守点検業者		56	4	6	75.0	0	/	0	0
前年度	浄化槽	84,237	83	80	103.8	/	0	0	0
	浄化槽保守点検業者	56	11	41	26.8	0	/	0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。
 2 実施率(%) = $A/B \times 100$
 3 前年度の施設数・業者数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

建築物監視指導状況調

(令和6年度)

項目 施設別		施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処分件数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建築物 関係	特定建築物	154	53	34.4	/	0	0	0	4
	清掃等登録業者	18	9	50.0	0	/	/	/	0
合計		172	62	36.0	0	0	0	0	4
前年度	合計	167	58	34.7	0	0	0	0	6

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

項目 施設別		施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処分件数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建築物 関係	特定建築物	156	27	17.3	/	0	0	0	0
	清掃等登録業者	18	1	5.6	0	/	/	/	0
合計		172	28	16.3	0	0	0	0	0
前年度	合計	170	31	18.2	0	0	0	0	1

(注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。

2 監視率(%)=B/A×100

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

廃棄物監視指導状況調

(令和6年度)

施設別		項目	施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処分件数			
						営業許可 取消	営業停止	措置命令	改善命令
一般 廃棄物	し尿処理施設		7	2	28.6			0	0
	ごみ処理 施設	焼却	5	2	40.0			0	0
		その他	21	6	28.6			0	0
	最終処分場		12	6	50.0			0	0
	小計		45	16	35.6			0	0
産業 廃棄物	産業廃棄物排出事業所			147				0	0
	産業廃棄物処理業		2,892	104	3.6	5	0	0	0
	小計		2,892	251	8.7	5	0	0	0
合計			2,937	267		5	0	0	0
(計監視率 4.1%)									
前年度	合計		2,868	276		4	0	1	0
	(計監視率 4.4%)								

(注) 計監視率は、 $\frac{(B) - (\text{施設数斜線の立入検査件数})}{(A)} \times 100$ で算出する。

廃棄物監視指導状況調

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

施設別		項目	施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処分件数			
						営業許可 取消	営業停止	措置命令	改善命令
一般 廃棄物	し尿処理施設		7	2	28.6			0	0
	ごみ処理 施設	焼却	5	0	0.0			0	0
		その他	21	5	23.8			0	0
	最終処分場		12	2	16.7			0	0
	小計		45	9	20.0			0	0
産業 廃棄物	産業廃棄物排出事業所			67				0	0
	産業廃棄物処理業		2,973	52	1.7	2	0	0	0
	小計		2,973	119	4.0	2	0	0	0
合計			3,018	128		2	0	0	0
(計監視率 2.0%)									
前年度	合計		2,932	115		4	0	0	0
	(計監視率 1.6%)								

(注) 計監視率は、 $\frac{(B) - (\text{施設数斜線の立入検査件数})}{(A)} \times 100$ で算出する。

遊泳用プール立入調査状況調

(令和6年度)

項目 施設	施設数 (A)	立入 調査 件数 (B)	監視率 (%)	不適 施設数	不適率 (%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	33 (4)	12 (1)	36.4 (25.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前年度	36 (4)	12 (2)	33.3 (50.0)	1 (0)	2.8 (0)	1 (0)

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

項目 施設	施設数 (A)	立入 調査 件数 (B)	監視率 (%)	不適 施設数	不適率 (%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	33 (4)	5 (1)	15.2 (25.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前年度	34 (4)	12 (1)	35.3 (25.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。
 2 監視率(%)=B/A×100
 3 前年度の施設数、立入調査件数、不適施設数及び措置・改善指導数は前年度同期現在の数値を記載する。

産業廃棄物不法投棄状況調

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (令和7年9月30日 現在)
当該年度発生件数	1件	2件	0件
撤去済み	0	0	0
撤去指導中	1	2	0
前年度以前からの継続件数	6件	6件	7件
撤去済み	1	1	2
撤去指導中	5	5	5
合計	7件	8件	7件
撤去済み	1	1	2
撤去指導中	6	7	5

環境関係届出審査状況調

(令和6年度) (単位: 件)

届出区分		設置	使用 (追加指定)	変更	氏名 等の変 更	廃止	承継	自 測 結 の 告	主 定 果 報	作業実施 (完了報告)	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	30	0	10	36	20	3				99
	揮発性有機化合物排出施設	3	0	1	1	1	1				7
	一般粉じん発生施設	0	0	0	0	2	0				2
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0				0
	特定粉じん排出等作業									32 (31)	32 (31)
	水銀排出施設	0	0	0	0	0	0				0
水質汚濁防止法		43	0	41	64	55	11				214
ダイオキシン類対策特別措置法	大気	1	0	2	2	1	0	38			44
	水質	0	0	1	1	3	0	4			9
静岡県 生活環境の全に する例	ばい煙発生施設	11	0	4	4	12	0				31
	一般粉じん発生施設	3	0	0	6	2	4				15
	水質特定施設	7	0	5	7	3	2				24

環境関係届出審査状況調

(令和7年度)(単位:件)
(令和7年9月30日現在)

届出区分		設置	使用 (追加指定)	変更	氏名 等の変更	廃止	承継	自 主 測 定 結 果 報 告	作業実施 (完了報告)	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	7	0	5	17	13	2			44
	揮発性有機化合物排出施設	0	0	0	2	3	0			5
	一般粉じん発生施設	1	0	0	1	2	0			4
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0			0
	特定粉じん排出等作業								9 (11)	9 (11)
	水銀排出施設	0	0	0	0	0	0			0
水質汚濁防止法		26	1	18	47	16	5			113
ダイオキシン類対策特別措置法	大気	1	0	2	2	1	0	18		24
	水質	0	0	2	1	0	0	1		4
静岡県 生活環境の全に 関する例	ばい煙発生施設	2	0	0	3	2	0			7
	一般粉じん発生施設	3	0	2	4	0	0			9
	水質特定施設	0	0	2	3	0	0			5

環境関係立入検査状況調

(令和6年度)

項目 区分		対象事業場数	立入検査事業場数	実施率 (%)	処分等の件数		
					一時停止命令 改善命令	改善勧告	注意
大気汚染防止法	ばい煙発生施設 (注1)	378	41	10.8	0	0	1
	揮発性有機 化合物排出施設	18	3	16.7	0	0	0
	一般粉じん 発生施設 (注1)	514	0	0	0	0	0
	特定粉じん 発生施設	0	0	0	0	0	0
	特定粉じん 排出等作業	/	60	/	0	0	0
	水銀排出施設	16	3	18.8	0	0	0
水質汚濁防止法(注1)		301	113	37.5	0	0	5
ダイオキシン 類対策特別措 置法	大気	37	6	16.2	0	0	0
	水質	7	1	14.3	0	0	0
合 計		1,271	227	/	0	0	6
(計実施率 13.1%) (注2)							

(注) 1 静岡県生活環境の保全等に関する条例対象を含む。

2 計実施率 =
$$\frac{\text{立入検査事業場数 (特定粉じん排出等作業数を除く)}}{\text{対象事業場数}} \times 100$$

環境関係立入検査状況調

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

項目 区分		対象事業場数	立入検査事業場数	実施率 (%)	処分等の件数		
					一時停止命令 改善命令	改善勧告	注意
大気汚染防止法	ばい煙発生施設 (注1)	378	17	4.5	0	0	0
	揮発性有機化合物排出施設	18	4	22.2	0	0	0
	一般粉じん発生施設(注1)	513	0	0	0	0	0
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0
	特定粉じん排出等作業	/	5	/	0	0	0
	水銀排出施設	16	4	25.0	0	0	0
水質汚濁防止法(注1)		297	47	15.8	0	0	0
ダイオキシン類対策特別措置法	大気	37	6	16.2	0	0	0
	水質	7	1	14.3	0	0	0
合計		1,266	84	/	0	0	0
(計実施率 6.2 %) (注2)							

(注) 1 静岡県生活環境の保全等に関する条例対象を含む。

2 計実施率 = $\frac{\text{立入検査事業場数 (特定粉じん排出等作業数を除く)}}{\text{対象事業場数}} \times 100$

公害防止管理者等届出状況調

資格区分		令和6年度届出件数	令和7年度届出件数 (令和7年9月30日現在)
公害防止統括者		74	32
公害防止主任管理者		0	0
公害防止管理者	大気関係	40	15
	一般粉じん関係	0	0
	水質関係	35	14
	ダイオキシン類	3	1
	騒音関係	5	2
	振動関係	5	2
	計	88	34
合 計		162	66

(注) 各集計欄の数値は代理者の届出を含む。

掛川支所

1 目的

保健及び衛生に係る各種業務を円滑に遂行し、所管する掛川市・菊川市・御前崎市における公衆衛生の向上を図る。

2 実績

(1) 保健部門業務

- ・ 「指定難病」「小児慢性特定疾患」「肝炎治療」「不妊治療費（先進医療）助成」等の医療費助成申請の受付、相談、支援
- ・ 夜間休日緊急通報対応を含む精神障害者支援・訪問指導、精神保健福祉総合相談事業
- ・ 市の実施する要保護児童対策地域協議会等の母子保健に対する支援
- ・ 結核患者・接触者に対する服薬・健診等管理、訪問指導等の結核予防対策事業
- ・ その他感染症対策、相談、支援
- ・ 給食施設指導、食育や健康づくり運動の推進、生活習慣病予防対策、受動喫煙防止対策
- ・ 医療従事者、管理栄養士、栄養士の免許申請の受付・交付

(2) 衛生部門業務

- ・ 食品営業許可、食品衛生講習会、食中毒防止対策等の食品衛生法、食品表示法等関係業務
- ・ 動物取扱業者登録、動物に関する苦情相談、犬の咬傷事故対応等の動物愛護法、狂犬病予防法等関係業務
- ・ 営業六法(旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所及びクリーニング所)、住宅宿泊事業法(民泊法)及び温泉法関係許可業務
- ・ 医薬品等製造業、薬局等、毒物劇物、麻薬等薬事関係許可業務及び薬物乱用防止対策、献血推進

(3) 保健部門種別実績

(令和6年度)

	感染症	結核	エイズ	精神	成人老人	難病	小児慢性	不妊治療費	栄養健康増進	免許関係	その他	合計
訪問指導数	1	138	0	49	0	5	0	0	60	0	0	253
受付相談数	178	222	1	113	0	2,600	208	142	14	226	29	3,733
コーディネート	0	114	0	76	0	6	0	0	26	0	0	222
ダイケア	0	0	0	56	0	0	0	0		0	0	56
小計(件)	179	474	1	293	0	2,611	208	142	100	226	29	4,264
健康教育実施人数	0	0	0	0	0	0	0	0	165	0	0	165

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

	感染症	結核	エイズ	精神	成人老人	難病	小児慢性	不妊治療費	栄養健康増進	免許関係	その他	合計
訪問指導数	2	42	0	40	0	6	0	0	38	0	0	128
受付相談数	24	85	2	70	1	2,156	94	57	25	63	48	2,625
コーディネート	0	38	0	47	0	1	0	0	0	0	0	86
デイケア	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	39
小計(件)	26	165	2	196	1	2,163	94	57	63	63	48	2,878
健康教育実施人数	0	0	0	0	0	0	0	0	327	0	0	327

※受付相談件数：難病・小児慢性・不妊治療費の申請時面接を含む

※コーディネート：ケア会議等実施人数 ※デイケア：実施人数

(4) 衛生部門種別実績

(令和6年度)

	食品営業許可	調理師等免許	動物	営業六法	民泊法	温泉	医薬品製造業等	薬局等	毒物劇物	麻薬向精神薬	薬事関係免許	合計
申請等受付数	1,228	83	37	97	4	5	83	519	71	329	28	2,484
苦情相談数	32	0	146	93	4	4	55	544	63	180	19	1,140
小計(件)	1,260	83	183	190	8	9	138	1,063	134	509	47	3,624
衛生教育実施人数	1,810	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,810

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

	食品営業許可	調理師等免許	動物	営業六法	民泊法	温泉	医薬品製造業等	薬局等	毒物劇物	麻薬向精神薬	薬事関係免許	合計
申請等受付数	602	40	16	66	1	1	35	232	37	196	6	1,232
苦情相談数	26	0	91	65	1	1	20	237	30	108	6	585
小計(件)	628	40	107	131	2	2	55	469	67	304	12	1,817
衛生教育実施人数	1,536	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,536

3 評価(課題等)及び改善

本所及び東遠地域の関係機関と連携を取りながら、保健・衛生関係業務の円滑な執行に努め、公衆衛生の向上に貢献した。

また、本所まで直接足を運ぶことが難しい県民のために、指定難病医療費助成をはじめとする各種受付や相談に応じるなど、県民サービスの向上に努めている。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
<p><総務課></p> <p>災害救助法施行業務</p>	<p>災害救助法（第2条）災害救助法施行細則</p>
<p><福祉課></p> <p>災害弔慰金及び災害援護資金関係業務</p> <p>被災者自立生活再建支援制度</p> <p>市町地域福祉計画</p> <p>民生委員・児童委員・主任児童委員活動推進事業</p> <p>女性相談事業</p> <p>生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>静岡県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</p> <p>母子保健関係職員等支援事業</p> <p>母子保健分野における地域子ども虐待予防事業</p> <p>小児慢性特定疾病医療助成制度</p> <p>不妊手術人工妊娠中絶報告</p> <p>不妊治療費（先進医療）助成事業</p> <p>受胎調整実地指導員の指定</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付事業</p> <p>長寿社会保健福祉計画（老人福祉計画、介護保険事業支援計画）</p> <p>老人クラブ活動等事業</p> <p>老人の日記念事業</p> <p>地域支援事業</p> <p>地域リハビリテーション強化推進事業</p> <p>手話通訳者設置事業障害者週間推進事業</p> <p>障害者週間推進事業</p> <p>精神障害者医療保護事業</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律、同法施行令、災害弔慰金等補助金交付要綱、静岡県災害援護資金貸付要綱</p> <p>被災者自立生活再建支援補助金交付要綱</p> <p>社会福祉法（第107条、第108条）</p> <p>民生委員法（第3条、第26条）</p> <p>児童福祉法（第16条）</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（第11条）</p> <p>女性支援事業実施要領</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</p> <p>生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱</p> <p>児童福祉法（第19条の22）</p> <p>静岡県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱</p> <p>母子保健関係職員等支援事業実施要綱</p> <p>母子保健法（第5条2項）</p> <p>母子保健分野における地域子ども虐待予防事業実施要綱</p> <p>児童福祉法（第19条の3）、児童福祉法施行規則、静岡県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱</p> <p>母体保護法（第25条）、統計法（第19条（衛生行政報告例））</p> <p>静岡県不妊治療費（先進医療）助成事業実施要領</p> <p>静岡県不妊治療費（先進医療）補助金交付要綱</p> <p>母体保護法第15条</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法</p> <p>老人福祉法（第20条の9～11）</p> <p>介護保険法（第118条、119条）</p> <p>老人福祉法（第13条）</p> <p>老人福祉法（第5条）</p> <p>介護保険法（115条の45）</p> <p>静岡県地域リハビリテーション強化推進事業実施要綱</p> <p>手話通訳者設置要綱</p> <p>障害者基本法（第9条）</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第22条～第29条の2の2、第33条）</p> <p>精神保健指定医及び指定病院の輪番事業実施要綱</p>

事業名	根拠法令
措置入院者退院後支援事業	地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン
精神保健福祉総合相談事業	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第47条） 保健所における精神保健業務中の老人精神保健相談指導実施要領
高次脳機能障害医療等総合相談事業	保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 高次脳機能障害者地域基盤整備事業実施要綱 高次脳機能障害医療等総合相談事業実施要領
高次脳機能障害者支援事業	精神保健リハビリテーション実施要領
自殺対策関連事業	自殺対策基本法（第3条、第6～8条、第13条～21条） ふじのくにゲートキーパー養成事業実施要領
ひきこもり支援事業	ひきこもり支援センター運営要領
<地域医療課>	
医療関係事業（病院、診療所、施術所等の開設にかかる許認可事務。及びそれに伴う定期又は随時の立入検査。）	医療法 歯科技工士法 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 柔道整復師法 臨床検査技師等に関する法律 死体解剖保存法
中東遠地域医療協議会	中東遠地域医療協議会設置要綱
西部地域医療協議会	西部地域医療協議会設置要綱
中東遠地域医療構想調整会議	医療法（第30条の14）
西部地域医療構想調整会議	医療法（第30条の14）
中東遠地域メディカルコントロール協議会	中東遠地域メディカルコントロール協議会設置要綱
地域保健医療計画	医療法（第30条の4）
地域保健関係者教育事業	地域保健関係者教育事業（総括的研修）実施要領
感染症事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
新型コロナウイルス感染症対策事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
エイズ予防対策事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
予防接種事業	予防接種法
結核予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
難病対策事業	難病の患者に対する医療等に関する法律
特定疾患治療研究事業	静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱 難病特別対策推進事業実施要綱
原爆被爆者援護対策事業	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 静岡県介護保険等利用被爆者助成事業実施要綱
臓器移植対策事業	臓器の移植に関する法律
肝炎治療特別促進事業	静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱
免許申請及び従事者届等に関する事務	医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 歯科技工士法 理学療法士及び作業療法士法

事業名	根拠法令
医学生・保健師学生実習指導	診療放射線技師法 臨床検査技師等に関する法律 視能訓練士法 医師法 保健師助産師看護師法
<p><健康増進課></p> <p>第4次静岡県健康増進計画 地域別 (西部健康福祉センター)の推進 生活習慣病対策業務</p> <p>食育推進業務 健康づくり業務</p> <p>禁煙・受動喫煙防止対策業務 歯科保健対策業務</p> <p>給食施設指導業務 健康増進事業 地域保健従事者育成業務</p> <p>管理栄養士課程学生実習指導業務 栄養士・管理栄養士免許事務 国民健康・栄養調査 県民健康基礎調査</p>	<p>健康増進法(第3条～第42条)</p> <p>健康増進法(第3条～第9条、第18条、第19条) 高齢者の医療の確保に関する法律(第18条～第31条)</p> <p>食育基本法</p> <p>地域保健法(第6条、第8条)、健康増進法(第3条、第8条)</p> <p>健康増進法(第25条～第42条)、静岡県受動喫煙防止条例 地域保健法(第6条、第8条)、健康増進法(第3条、第18条)、静岡県民の歯や口の健康づくり条例、歯科口腔保健の推進に関する法律</p> <p>健康増進法(第18条～第24条)</p> <p>健康増進法(第19条の3)</p> <p>地域保健法(第3条)、地域保健対策の推進に関する基本指針、健康増進法(第3条、第18条)</p> <p>栄養士法、栄養士法施行規則</p> <p>栄養士法、栄養士法施行規則</p> <p>健康増進法(第10条～第15条)</p> <p>健康増進法(第3条、第8条、第16条)</p>
<p><相談部></p> <p>(相談判定課・育成課)</p> <p>児童相談所運営事業(相談・調査・指導)</p> <p>〃 (措置、(施設入所))</p> <p>障害児施設給付費の支給決定</p> <p>児童の一時保護事業</p> <p>障害児施設給付費、入所措置費の支弁徴収金の認定</p> <p>1歳6か月児、精神発達精密健康診査及び事後指導</p> <p>3歳児精神発達精密健康審査及び事後指導</p>	<p>児童福祉法(第12条)</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律(第9条)</p> <p>児童福祉法(第27条、第28条、第29条、第31条、第63条の2、第63条の3)</p> <p>児童福祉法(第24条の2、第24条の3、第24条の20)</p> <p>児童福祉法(第33条)</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律(第8条)</p> <p>児童福祉法(第50条)</p> <p>児童福祉法(第56条)</p> <p>母子保健法(第12条)</p> <p>「妊産婦及び幼児に対する健康診査の実施について(児童家庭局長通知)</p>

事業名	根拠法令
身体障害者更生相談所の運営事業 補装具費の支給及び自立支援医療（更生医療）の給付に係る医学的判定事業 知的障害者更生相談所の運営事業 療育手帳交付・管理事業	身体障害者福祉法（第11条） 障害者総合支援法 知的障害者福祉法（第11条、第12条） 障害者総合支援法 療育手帳交付要綱（厚生省事務次官通知）
<衛生薬務課> 温泉関係事業 生活衛生関係営業指導事業 食品衛生事業 狂犬病予防事業 動物愛護管理対策事業 化製場等に関する事業 薬事関係事業 毒物劇物関係事業 麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻対策事業 血液関係事業 家庭用品対策事業	温泉法 旅館業法、旅館業法施行条例、興行場法、興行場法施行条例、公衆浴場法、公衆浴場法施行条例、理容師法、理容師法施行条例、美容師法、美容師法施行条例、クリーニング業法、クリーニング業法第3条第3項第6号に規定する必要な措置を定める条例、静岡県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生措置等指導要綱、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、住宅宿泊事業法 食品衛生法、食品衛生法施行条例、食品表示法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、調理師法、製菓衛生師法、健康増進法、静岡県ふぐの取扱い等に関する条例、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例 化製場等に関する法律、化製場等に関する法律施行条例 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法 毒物及び劇物取締法 麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、あへん法、大麻草の栽培の規制に関する法律、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
<環境課> 廃棄物関係事業	循環型社会形成推進基本法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 特定家庭用機器再商品化法 使用済自動車の再資源化等に関する法律

事業名	根拠法令
浄化槽関係事業	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 浄化槽法 静岡県浄化槽取扱指導要綱 静岡県浄化槽保守点検業者登録条例 生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱
水道関係事業	水道法
特定建築物関係事業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
水浴場関係事業	静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱 海水浴場水質保全対策要綱
大気関係事業	環境基本法、大気汚染防止法 静岡県環境基本条例 静岡県生活環境の保全等に関する条例 静岡県大気汚染緊急時対策要綱 有害大気汚染物質モニタリング指針
水質関係事業	環境基本法、水質汚濁防止法 静岡県環境基本条例 静岡県生活環境の保全等に関する条例 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例
ダイオキシン関係事業	環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法
公害防止管理者事業	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
土壌関係事業	環境基本法、土壌汚染対策法

職員配置調

(令和7年9月30日現在)

区分	総務課	福祉部		医療健康部		相談部		衛生環境部		掛川支所	計
		福祉課	地域医療課	健康増進課	相談判定課	育成課	衛生薬務課	環境課			
所在地										掛川市 金城93	
担当区域										掛川市 御前崎市 菊川市	
配置職員	職員(事)	6	6	3		14	18(1)	1			48
	職員(技)	2(1)	6	5(1)	4(1)		1	8	11	6	43
	暫定再任用職員(事)	1		1		1	1				4
	暫定再任用職員(技)			2				1		1	4
	定年前再任用短時間勤務職員(事)										0
	定年前再任用短時間勤務職員(技)										0
	計	9	12	11	4	15	20	10	11	7	99
	会計年度任用職員		5	5		1	4	1	3	1	20
	臨時的任用職員										0
	計	0	5	5	0	1	4	1	3	1	20
合計	9	17	16	4	16	24	11	14	8	119	

- 1 所長、医監、副所長、技監(医師)は総務課に記載。
- 2 福祉部長は福祉課長を兼務。
- 3 医療健康部長は地域医療課に記載。
- 4 相談部長は相談判定課に記載。
- 5 衛生環境部長は衛生薬務課に記載。
- 6 浜名分庁舎職員4名は在籍課に記載。
- 7 先方在勤の兼務職員及び併任職員は () 内に外記とする。

全面余白

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
款 08使用料及び手数料	円 7,500	円 7,500	円 0
項 01使用料	7,500	7,500	0
目 05健康福祉使用料	7,500	7,500	0
05庁舎等使用料	7,500	7,500	0
款 14諸収入	25,654,254	7,104,989	1,657,225
項 01延滞金、加算金及び過料等	248,100	4,200	42,400
目 01延滞金	248,100	4,200	42,400
01延滞金	(105,700) 248,100	(4,200) 4,200	(5,200) 42,400
項 07雑入	25,406,154	7,100,789	1,614,825
目 01納付金	20,123,190	1,833,700	1,598,950
02児童措置費納付金	(5,290,220) 20,123,190	(1,833,700) 1,833,700	(968,190) 1,598,950
目 02雑入	5,282,964	5,267,089	15,875
87保険料負担金	5,120,743	5,120,743	0
非常勤職員	5,120,743	5,120,743	0
89過年度返納金	34,330	34,330	0
90雑収	112,891	112,016	875
雑収	107,611	106,736	875
公文書開示負担金	4,690	4,690	0
保有個人情報開示負担金	590	590	0
91未熟児養育費負担金	(0) 15,000	(0) 0	(0) 15,000
計	25,661,754	7,112,489	1,657,225

執 行 状 況 調

(令和 6年度)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
2,373,987	14,518,053	0	14,518,053	37.6	30.5
10,900	190,600	0	190,600	19.6	1.7
10,900	190,600	0	190,600	19.6	1.7
(0)	(96,300)	(0)	(96,300)	(8.8)	(3.9)
10,900	190,600	0	190,600	19.6	1.7
2,363,087	14,327,453	0	14,327,453	37.8	30.8
2,363,087	14,327,453	0	14,327,453	19.3	10.3
(0)	(2,488,330)	(0)	(2,488,330)	(52.9)	(34.6)
2,363,087	14,327,453	0	14,327,453	19.3	10.3
0	0	0	0	100.0	99.6
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	99.2
0	0	0	0	100.0	99.1
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	0	0	0	100.0	-
2,373,987	14,518,053	0	14,518,053	37.6	30.5

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A	収 入 濟 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 02 諸収入	165,991,936	95,780,029	12,942,336
項 02 貸付金元利収入	155,282,059	95,605,797	12,232,793
目 01 貸付金元利収入	155,282,059	95,605,797	12,232,793
01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金償還金	(106,525,029) 155,282,059	(95,605,797) 95,605,797	(5,218,083) 12,232,793
項 03 雑入	10,709,877	174,232	709,543
目 01 雑入	10,709,877	174,232	709,543
01 雑収	(1,060,987) 10,709,877	(174,232) 174,232	(113,221) 709,543
計	165,991,936	95,780,029	12,942,336

(令和 6年度)

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	57,269,571	0	57,269,571	65.4	57.7
0	47,443,469	0	47,443,469	69.4	61.5
0	47,443,469	0	47,443,469	69.4	61.5
(0)	(5,701,149)	(0)	(5,701,149)	(94.6)	(89.7)
0	47,443,469	0	47,443,469	69.4	61.5
0	9,826,102	0	9,826,102	8.2	1.6
0	9,826,102	0	9,826,102	8.2	1.6
(0)	(773,534)	(0)	(773,534)	(27.0)	(16.4)
0	9,826,102	0	9,826,102	8.2	1.6
0	57,269,571	0	57,269,571	65.4	57.7

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 08使用料及び手数料	9,000	9,000	0
項 01使用料	9,000	9,000	0
目 06健康福祉使用料	9,000	9,000	0
05庁舎等使用料	9,000	9,000	0
款 14諸収入	18,833,294	2,846,165	374,260
項 01延滞金、加算金及び過料等	222,000	0	7,100
目 01延滞金	222,000	0	7,100
01延滞金	(31,400)	(0)	(7,100)
	222,000	0	7,100
項 07雑入	18,611,294	2,846,165	367,160
目 01納付金	16,671,193	906,180	367,160
02児童措置費納付金	(2,343,740)	(906,180)	(263,060)
	16,671,193	906,180	367,160
目 02雑入	1,940,101	1,939,985	0
90保険料負担金	1,883,968	1,883,968	0
非常勤職員	1,883,968	1,883,968	0
92過年度返納金	870	870	0
93雑収	55,263	55,147	0
雑収	54,553	54,437	0
公文書開示負担金	710	710	0
計	18,842,294	2,855,165	374,260

執 行 状 況 調

(令和 7年度)
(令和 7年 9月30日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
1,047,180	14,565,573	116	14,565,689	18.1	16.0
6,500	208,400	0	208,400	3.2	-
6,500	208,400	0	208,400	3.2	-
(0)	(24,300)	(0)	(24,300)	(22.6)	(-)
6,500	208,400	0	208,400	3.2	-
1,040,680	14,357,173	116	14,357,289	18.2	16.1
1,040,680	14,357,173	0	14,357,173	8.1	5.7
(0)	(1,174,500)	(0)	(1,174,500)	(49.8)	(38.6)
1,040,680	14,357,173	0	14,357,173	8.1	5.7
0	0	116	116	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	116	116	100.0	100.0
0	0	116	116	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
1,047,180	14,565,573	116	14,565,689	18.1	16.0

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 02 諸収入	105,559,472	42,332,363	5,438,476
項 02 貸付金元利収入	95,101,108	42,211,179	4,696,050
目 01 貸付金元利収入	95,101,108	42,211,179	4,696,050
01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金償還金	(47,657,639) 95,101,108	(42,211,179) 42,211,179	(1,751,166) 4,696,050
項 03 雑入	10,458,364	121,184	742,426
目 01 雑入	10,458,364	121,184	742,426
01 雑収	(632,262) 10,458,364	(121,184) 121,184	(37,045) 742,426
計	105,559,472	42,332,363	5,438,476

(令和 7年度)
(令和 7年 9月30日現在)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	57,788,633	0	57,788,633	45.2	40.1
0	48,193,879	0	48,193,879	49.3	44.3
0	48,193,879	0	48,193,879	49.3	44.3
(0)	(3,695,294)	(0)	(3,695,294)	(92.2)	(88.5)
0	48,193,879	0	48,193,879	49.3	44.3
0	9,594,754	0	9,594,754	8.2	1.1
0	9,594,754	0	9,594,754	8.2	1.1
(0)	(474,033)	(0)	(474,033)	(25.0)	(19.1)
0	9,594,754	0	9,594,754	8.2	1.1
0	57,788,633	0	57,788,633	45.2	40.1

県証紙収入により徴収した使用料及び手数料調

区 分	令和6年度	令和7年9月30日現在
	件数	件数
受胎調節実地指導員指定証交付手数料	0	0
受胎調節実施指導員指定証訂正手数料	0	0
福祉課関係小計	0	0
診療所開設許可手数料	89	28
診療所検査手数料	0	0
病院検査手数料	2	3
病院検査手数料(自主検査)	1	1
准看護師免許手数料	7	0
准看護師免許証書換交付手数料	11	1
准看護師免許証再交付手数料	5	1
臨床細菌等検査料	1	2
文書料(HIV証明書作成手数料)	6	3
地域医療課関係小計	122	39
栄養士免許申請手数料	37	2
栄養士免許証書換え交付手数料	28	14
栄養士免許証再交付手数料	2	0
健康増進課関係小計	67	16
土地掘削許可申請(温泉)	1	0
土地増掘許可申請(温泉)	0	1
温泉採取許可申請手数料	1	0
温泉利用許可申請手数料	3	0
旅館業許可申請	5	1
旅館業地位の継承の承認申請	7	5
興行場許可申請	0	0
浴場業許可申請	5	0
理美容業検査	41	23
クリーニング検査	4	4
クリーニング試験	9	7
クリーニング免許	3	0
飲食店営業1(1=新規。以下同じ)	1,030	428
飲食店営業2(2=更新。以下同じ)	0	0
喫茶店営業1	0	0
喫茶店営業2	0	0
調理の機能を有する自動販売機1	11	5
菓子製造業1	106	36
菓子製造業2	0	0
アイスクリーム類製造業1	2	1
アイスクリーム類製造業2	0	0
乳製品製造業1	2	1
乳製品製造業2	0	0
乳類販売業1	0	0
食肉処理業1	3	1
食肉販売業1	24	8
食肉販売業2	0	0
食肉製品製造業1	1	0
水産製品製造業1	8	1
魚介類販売業1	27	6
魚介類販売業2	0	0
魚介類競り売り営業1	0	0
魚介類競り売り営業2	0	0
乳処理業1	1	0
魚肉練り製品製造業2	0	0
清涼飲料水製造業1	3	0
氷雪製造業1	0	1
液卵製造業1	0	0

区 分	令和6年度	令和7年9月30日現在
	件数	件数
食用油脂製造業1	1	1
みそ又はしょうゆ製造業1	4	1
みそ製造業2	0	0
酒類製造業1	2	1
豆腐製造業1	1	0
麺類製造業1	7	0
麺類製造業2	0	0
そうざい製造業1	37	13
そうざい製造業2	0	0
複合型そうざい製造業1	0	1
冷凍食品製造業1	1	0
漬物製造業1	40	3
密封包装食品製造業1	12	5
食品の小分け業1	3	0
添加物製造業1	0	1
添加物製造業2	0	0
調理師免許	60	2
調理師試験	58	59
調理師免許証書換え交付	20	5
調理師免許証再交付	18	15
製菓衛生師免許	3	5
製菓衛生師試験	7	4
製菓衛生師免許証書換え交付	4	5
製菓衛生師免許証再交付	4	1
ふぐ処理師免許	3	0
ふぐ処理師試験	4	2
ふぐ処理師免許書換え手数料	0	0
ふぐ処理師免許再交付手数料	2	0
ふぐ営業所登録	2	1
ふぐ営業所登録済証書換え	2	0
第一種動物取扱業登録申請手数料(基本額)	22	10
第一種動物取扱業登録申請手数料(種別加算)	26	12
第一種動物取扱業登録更新申請手数料(基本額)	24	10
第一種動物取扱業登録更新申請手数料(種別加算)	32	12
動物取扱業種別等変更届出手数料	0	1
特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	5	0
特定動物の飼養又は保管変更許可申請手数料	1	0
第一種動物取扱業登録証再交付手数料	3	1
犬又はねこの引取り手数料(生後90日を超える犬又はねこ)	0	0
犬又は猫の引取り手数料(生後90日以内の犬又は猫)	0	0
収容犬飼養管理手数料	0	0
収容犬返還手数料	0	0
薬局開設許可申請	16	3
薬局開設許可更新申請	41	10
地域連携薬局認定申請	1	0
地域連携薬局認定更新申請	8	2
医薬品販売業許可(配置を除く)申請	6	2
医薬品販売業許可更新(配置を除く)申請	27	6
医薬品販売業許可更新(配置のみ)申請	2	0
配置従事者身分証明書交付申請	20	3
配置従事者身分証明書書換交付	3	1
配置従事者身分証明書再交付	0	0
登録販売者試験手数料	0	0
登録販売者試験合格証明書交付申請書	0	0
販売従事登録手数料	107	6
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請	20	10
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請	20	13

区 分	令和6年度	令和7年9月30日現在
	件数	件数
薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業もしくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証書換交付(配薬除く)	3	2
薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業もしくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証再交付(配薬除く)	0	0
販売従事登録証書換交付	14	10
販売従事登録証再交付	1	1
薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請	0	0
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請	1	0
薬局製造販売医薬品製造業許可申請	0	0
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請	1	0
薬局製造販売医薬品製造販売承認申請	0	0
再生医療等製品販売業許可申請	0	0
再生医療等製品販売業許可更新申請	0	0
医薬部外品製造販売業許可更新申請	3	0
化粧品製造販売業許可申請	0	0
化粧品製造販売業許可更新申請	4	2
第1種医療機器製造販売業許可更新申請	1	0
第2種医療機器製造販売業許可申請	1	0
第2種医療機器製造販売業許可更新申請	0	0
体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請	1	0
医薬品製造業許可申請(一般)	0	0
医薬品製造業許可更新申請(一般)	6	1
医薬品製造業許可申請(包装等)	0	0
医薬品製造業許可更新申請(包装等)	0	1
医薬部外品製造業許可申請(一般)	0	0
医薬部外品製造業許可更新申請(一般)	4	0
医薬部外品製造業許可申請(包装等)	0	0
医薬部外品製造業許可更新申請(包装等)	0	0
化粧品製造業許可申請(一般)	0	0
化粧品製造業許可更新申請(一般)	4	1
化粧品製造業許可申請(包装等)	0	0
化粧品製造業許可更新申請(包装等)	2	0
医療機器製造業登録申請	1	1
医療機器製造業登録更新申請	3	1
医療機器修理業許可申請	0	0
医療機器修理業許可更新申請	3	1
体外診断用医薬品製造業登録更新申請	0	0
医薬品等の製造業許可証書換交付	0	0
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換交付	1	0
毒物劇物製造(輸入)業登録申請(知事)	0	1
毒物劇物製造(輸入)業登録更新申請(知事)	10	3
毒物劇物製造(輸入)業登録変更申請(知事)	8	1
毒物劇物製造(輸入)業登録票書換え交付申請	0	0
毒物劇物販売業登録申請	4	1
毒物劇物販売業登録更新	39	13
毒劇物販売業登録票書換交付	2	0
毒劇物販売業登録票再交付	1	0
毒物劇物取扱者試験受験料	155	131
毒物劇物取扱者試験合格者の合格証再交付	4	3
麻薬小売業者免許申請	45	4
麻薬施用者免許申請	148	70
麻薬管理者免許申請	18	6
麻薬研究者免許申請	1	0
麻薬卸売業者許可申請	0	0
麻薬施用者免許証再交付申請	1	1
麻薬管理者免許証再交付申請	1	0
向精神薬卸売業者免許申請	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録申請	1	0

区 分	令和6年度	令和7年9月30日現在
	件数	件数
覚醒剤原料取扱者指定申請	1	0
覚醒剤原料研究者指定申請	2	0
衛生業務課関係小計	2,471	1,011
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	159	78
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	391	216
産業廃棄物処分業許可申請手数料	2	0
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	13	11
産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	61	19
産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	1	0
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	17	7
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	24	12
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	0	0
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	7	2
引取業者登録申請手数料	5	3
引取業者登録更新申請手数料	7	1
フロン類回収業者登録申請手数料	2	0
フロン類回収業者登録更新申請手数料	3	1
解体業許可申請手数料	0	0
解体業許可更新申請手数料	7	1
破砕業許可更新申請手数料	0	0
建築物排水管清掃業者登録申請手数料	0	0
建築物飲料水貯水槽清掃業者登録申請手数料	2	0
建築物清掃業者登録申請手数料	4	0
建築物空気環境測定業者登録申請手数料	0	0
建築物空気調和用ダクト清掃業者登録申請手数料	0	0
建築物飲料水水質検査業者登録申請手数料	0	0
建築物ねずみ昆虫等防除業者登録申請手数料	1	0
建築物環境衛生総合管理業者登録申請手数料	0	0
浄化槽保守点検業登録申請手数料	0	1
浄化槽保守点検業更新登録申請手数料	41	3
環境課関係小計	747	355
西部健康福祉センター合計	3,407	1,421

過年度分収入未済額調

(令和7年9月30日現在)

年度	区分	延滞金		児童措置費納付金	
		件数	収入未済額	件数	収入未済額
令和元年度 以前(A)		0	円 0	79	円 1,051,280
令和2年度		4	25,500	262	2,357,390
令和3年度		8	13,800	258	2,930,040
令和4年度		3	27,400	244	2,660,633
令和5年度		4	21,100	285	2,773,880
令和6年度		25	96,300	295	2,450,130
計		44	184,100	1,423	14,223,353
摘要① (滞納処分の停止等の理由)		—	—	—	—
摘要② (不納欠損処分の件数、額)		1	6,500	111	1,040,680
摘要③ (A欄のうち、1件10万円以上の内訳)				A 30件 552,000円	

現金出納調

(令和6年度)

区 分	受入額			払出額	残高	出納員領収書 発行総額 及び枚数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越高	受高	計				
	円	円	円	円	円	円	円
雑入	0	5,280	5,280	5,280	0	5,280 31枚	5,280 24枚
計	0	5,280	5,280	5,280	0	5,280 31枚	5,280 24枚

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

区 分	受入額			払出額	残高	出納員領収書 発行総額 及び枚数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越高	受高	計				
	円	円	円	円	円	円	円
雑入	0	710	710	710	0	710 13枚	710 8枚
計	0	710	710	710	0	710 13枚	710 8枚

保管現金有高調

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

現金保管者	区分	金額 (円)
西部健康福祉センター 総務課長 渥美 圭司	使用料継続的資金前渡 (有料道路通行料・駐車場利用料)	17,534
西部健康福祉センター 総務課長 渥美 圭司	扶助費継続的資金前渡 (一時保護児童食事代、被服代等)	
西部健康福祉センター 総務課長 渥美 圭司	役務費継続的資金前渡 (一時保護児童移送料 (交通費))	
西部健康福祉センター 総務課長 渥美 圭司	需用費継続的資金前渡 (公用車燃料代)	
西部健康福祉センター 総務課長 渥美 圭司	需用費継続的資金前渡 (印紙代)	

預 金 調

(令和7年9月30日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘要
静岡銀行 磐田支店	無利息型 普通預金	750008	西部健康福祉センター 資金前渡者 内田 聡子	92,500	前渡資金 の支出
静岡銀行 磐田支店	無利息型 普通預金	752242	(自振口) 西部健康福祉センター 資金前渡者 内田 聡子	0	公共料金 の支払
残高合計				92,500	

郵券等受払調 (浜名分庁舎)

(令和7年9月30日現在)
(単位：枚、円)

区分	種類	令和6年度						令和7年度						差引現在高		摘要
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出		枚数	金額	
		枚数	金額	20	金額	20	金額	金額	枚数	金額	金額	枚数	金額			
郵券	120円券	26	3,120	20	2,400	24	2,880	22	2,640	0	0	20	2,400	2	240	文書送用
	110円券	0	0	31	3,410	3	330	28	3,080	0	0	17	1,870	11	1,210	〃
	85円券	0	0	1	85	1	85	0	0	60	5,100	37	3,145	23	1,955	〃
	84円券	36	3,024	0	0	36	3,024	0	0	0	0	0	0	0	0	〃
	63円券	37	2,331	30	1,890	49	3,087	18	1,134	0	0	18	1,134	0	0	〃
	20円券	38	760	30	600	48	960	20	400	60	1,200	44	880	36	720	〃
	10円券	39	390	0	0	5	50	34	340	0	0	5	50	29	290	〃
	5円券	30	150	30	150	31	155	29	145	0	0	0	0	29	145	〃
	2円券	43	86	0	0	3	6	40	80	0	0	17	34	23	46	〃
	1円券	29	29	30	30	36	36	23	23	0	0	2	2	21	21	〃
計			9,890		11,975		10,943		10,922		6,300		9,515		7,707	

歳出予算執行状況調

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 03 危機管理費	27,775	27,775	0	
項 01 危機管理費	27,775	27,775	0	
目 02 危機管理費	27,775	27,775	0	
07 報償費	27,775	27,775	0	
01 その他の報償費	27,775	27,775	0	
08 旅費	0	0	0	
01 その他の旅費	0	0	0	
款 04 経営管理費	25,922,298	25,922,298	0	
項 01 経営管理費	25,922,298	25,922,298	0	
目 01 一般総務費	25,559,521	25,559,521	0	
01 報酬	14,679,734	14,679,734	0	
03 非常勤職員報酬	14,679,734	14,679,734	0	
03 職員手当等	4,914,382	4,914,382	0	
01 その他の職員手当等	4,914,382	4,914,382	0	
04 共済費	5,654,056	5,654,056	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	1,026,093	1,026,093	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	4,627,963	4,627,963	0	
08 旅費	311,349	311,349	0	
01 その他の旅費	311,349	311,349	0	
目 03 行政経営費	213,633	213,633	0	
08 旅費	213,633	213,633	0	
02 普通旅費	213,633	213,633	0	
目 04 職員厚生費	149,144	149,144	0	
07 報償費	123,740	123,740	0	
01 その他の報償費	123,740	123,740	0	
08 旅費	17,404	17,404	0	
01 その他の旅費	5,884	5,884	0	
02 普通旅費	11,520	11,520	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
10 需用費	円 0	円 0	円 0	
01 その他の需用費	0	0	0	
11 役務費	8,000	8,000	0	
款 05 暮らし・環境費	11,686,650	11,686,650	0	
項 01 暮らし・環境費	1,069,418	1,069,418	0	
目 01 暮らし・環境総務費	1,069,418	1,069,418	0	
01 報酬	696,835	696,835	0	
03 非常勤職員報酬	696,835	696,835	0	
03 職員手当等	295,681	295,681	0	
01 その他の職員手当等	295,681	295,681	0	
04 共済費	76,902	76,902	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	21,669	21,669	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	55,233	55,233	0	
項 04 環境費	10,617,232	10,617,232	0	
目 01 環境政策費	10,617,232	10,617,232	0	
01 報酬	5,450,000	5,450,000	0	
03 非常勤職員報酬	5,450,000	5,450,000	0	
03 職員手当等	1,769,617	1,769,617	0	
01 その他の職員手当等	1,769,617	1,769,617	0	
04 共済費	1,863,715	1,863,715	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	406,171	406,171	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,457,544	1,457,544	0	
08 旅費	356,812	356,812	0	
01 その他の旅費	137,212	137,212	0	
02 普通旅費	219,600	219,600	0	
10 需用費	287,778	287,778	0	
01 その他の需用費	287,778	287,778	0	
11 役務費	172,000	172,000	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
12 委託料	円 717,310	円 717,310	円 0	
款 07 健康福祉費	783,427,381	783,427,381	0	
項 01 健康福祉費	28,938,468	28,938,468	0	
目 01 健康福祉総務費	3,559,964	3,559,964	0	
01 報酬	2,186,873	2,186,873	0	
03 非常勤職員報酬	2,186,873	2,186,873	0	
03 職員手当等	1,055,794	1,055,794	0	
01 その他の職員手当等	1,055,794	1,055,794	0	
04 共済費	317,297	317,297	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	97,380	97,380	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	219,917	219,917	0	
目 02 健康福祉企画費	25,378,504	25,378,504	0	
01 報酬	1,720,000	1,720,000	0	
03 非常勤職員報酬	1,720,000	1,720,000	0	
03 職員手当等	666,470	666,470	0	
01 その他の職員手当等	666,470	666,470	0	
04 共済費	652,301	652,301	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	144,000	144,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	508,301	508,301	0	
07 報償費	30,000	30,000	0	
01 その他の報償費	30,000	30,000	0	
08 旅費	919,770	919,770	0	
01 その他の旅費	91,350	91,350	0	
02 普通旅費	828,420	828,420	0	
10 需用費	6,893,894	6,893,894	0	
01 その他の需用費	6,893,894	6,893,894	0	
11 役務費	1,280,181	1,280,181	0	
12 委託料	4,530,355	4,530,355	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
13 使用料及び賃借料	633,695	633,695	0	
14 工事請負費	7,161,000	7,161,000	0	
17 備品購入費	602,800	602,800	0	
18 負担金、補助及び交付金	251,838	251,838	0	
26 公課費	36,200	36,200	0	
項 02 福祉長寿費	76,431,968	76,431,968	0	
目 01 地域福祉費	73,037,930	73,037,930	0	
08 旅費	1,090	1,090	0	
02 普通旅費	1,090	1,090	0	
10 需用費	49,500	49,500	0	
01 その他の需用費	49,500	49,500	0	
18 負担金、補助及び交付金	72,987,340	72,987,340	0	
目 03 長寿社会費	3,373,448	3,373,448	0	
07 報償費	310,800	310,800	0	
01 その他の報償費	310,800	310,800	0	
08 旅費	15,964	15,964	0	
01 その他の旅費	10,984	10,984	0	
02 普通旅費	4,980	4,980	0	
10 需用費	2,684	2,684	0	
01 その他の需用費	2,684	2,684	0	
11 役務費	0	0	0	
12 委託料	2,924,000	2,924,000	0	
13 使用料及び賃借料	120,000	120,000	0	
目 04 遺家族等援護費	20,590	20,590	0	
07 報償費	15,000	15,000	0	
01 その他の報償費	15,000	15,000	0	
08 旅費	5,590	5,590	0	
02 普通旅費	5,590	5,590	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
項 03 こども未来費	620,231,321	620,231,321	0	
目 01 こども未来費	620,231,321	620,231,321	0	
01 報酬	10,583,895	10,583,895	0	
03 非常勤職員報酬	10,583,895	10,583,895	0	
03 職員手当等	3,281,104	3,281,104	0	
01 その他の職員手当等	3,281,104	3,281,104	0	
04 共済費	3,308,534	3,308,534	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	719,500	719,500	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	2,589,034	2,589,034	0	
07 報償費	426,880	426,880	0	
01 その他の報償費	426,880	426,880	0	
08 旅費	1,670,074	1,670,074	0	
01 その他の旅費	459,524	459,524	0	
02 普通旅費	1,210,550	1,210,550	0	
10 需用費	451,260	451,260	0	
01 その他の需用費	450,000	450,000	0	
02 食糧費	1,260	1,260	0	
11 役務費	329,400	329,400	0	
12 委託料	667,500	667,500	0	
13 使用料及び賃借料	54,500	54,500	0	
17 備品購入費	113,300	113,300	0	
18 負担金、補助及び交付 金	92,778	92,778	0	
19 扶助費	599,252,096	599,252,096	0	
項 04 障害者支援費	11,005,649	11,005,649	0	
目 01 障害者支援費	11,005,649	11,005,649	0	
01 報酬	4,362,845	4,362,845	0	
03 非常勤職員報酬	4,362,845	4,362,845	0	
03 職員手当等	1,551,430	1,551,430	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の職員手当等	1,551,430	1,551,430	0	
04 共済費	1,471,631	1,471,631	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	299,322	299,322	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,172,309	1,172,309	0	
07 報償費	994,106	994,106	0	
01 その他の報償費	994,106	994,106	0	
08 旅費	631,020	631,020	0	
01 その他の旅費	334,544	334,544	0	
02 普通旅費	296,476	296,476	0	
10 需用費	261,617	261,617	0	
01 その他の需用費	260,267	260,267	0	
02 食糧費	1,350	1,350	0	
11 役務費	405,000	405,000	0	
12 委託料	1,143,000	1,143,000	0	
13 使用料及び賃借料	52,000	52,000	0	
17 備品購入費	132,000	132,000	0	
18 負担金、補助及び交付 金	1,000	1,000	0	
項 05 医療費	14,175,059	14,175,059	0	
目 01 医務福祉費	11,537,047	11,537,047	0	
01 報酬	4,795,552	4,795,552	0	
03 非常勤職員報酬	4,795,552	4,795,552	0	
03 職員手当等	1,332,940	1,332,940	0	
01 その他の職員手当等	1,332,940	1,332,940	0	
04 共済費	1,244,282	1,244,282	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	265,271	265,271	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	979,011	979,011	0	
07 報償費	686,935	686,935	0	
01 その他の報償費	686,935	686,935	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
08 旅費	670,221	670,221	0	
01 その他の旅費	557,381	557,381	0	
02 普通旅費	112,840	112,840	0	
10 需用費	178,325	178,325	0	
01 その他の需用費	178,325	178,325	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	219,000	219,000	0	
12 委託料	1,946,792	1,946,792	0	
13 使用料及び賃借料	463,000	463,000	0	
目 02 感染症対策費	2,638,012	2,638,012	0	
01 報酬	1,018,363	1,018,363	0	
03 非常勤職員報酬	1,018,363	1,018,363	0	
04 共済費	87	87	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	87	87	0	
07 報償費	31,500	31,500	0	
01 その他の報償費	31,500	31,500	0	
08 旅費	168,399	168,399	0	
01 その他の旅費	54,687	54,687	0	
02 普通旅費	113,712	113,712	0	
10 需用費	346,698	346,698	0	
01 その他の需用費	346,698	346,698	0	
11 役務費	872,965	872,965	0	
13 使用料及び賃借料	200,000	200,000	0	
項 06 健康費	31,211,850	31,211,850	0	
目 01 健康政策費	5,160	5,160	0	
08 旅費	5,160	5,160	0	
02 普通旅費	5,160	5,160	0	
目 02 健康増進費	31,206,690	31,206,690	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 報酬	56,196	56,196	0	
03 非常勤職員報酬	56,196	56,196	0	
04 共済費	134	134	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	134	134	0	
07 報償費	617,532	617,532	0	
01 その他の報償費	593,532	593,532	0	
02 買上金	24,000	24,000	0	
08 旅費	532,032	532,032	0	
01 その他の旅費	113,442	113,442	0	
02 普通旅費	418,590	418,590	0	
10 需用費	276,596	276,596	0	
01 その他の需用費	276,596	276,596	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	129,000	129,000	0	
13 使用料及び賃借料	154,200	154,200	0	
18 負担金、補助及び交付金	29,441,000	29,441,000	0	
項 07 生活衛生費	1,433,066	1,433,066	0	
目 01 食品衛生費	1,073,700	1,073,700	0	
08 旅費	169,700	169,700	0	
02 普通旅費	169,700	169,700	0	
10 需用費	674,000	674,000	0	
01 その他の需用費	674,000	674,000	0	
11 役務費	80,000	80,000	0	
13 使用料及び賃借料	150,000	150,000	0	
目 02 薬務費	359,366	359,366	0	
07 報償費	189,000	189,000	0	
01 その他の報償費	189,000	189,000	0	
08 旅費	113,366	113,366	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	31,466	31,466	0	
02 普通旅費	81,900	81,900	0	
10 需用費	0	0	0	
01 その他の需用費	0	0	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	42,000	42,000	0	
13 使用料及び賃借料	15,000	15,000	0	
款 09 交通基盤費	38,142,599	38,142,599	0	
項 04 道路費	2,350,599	2,350,599	0	
目 02 道路橋りょう新設改良費	2,350,599	2,350,599	0	
10 需用費	1,519,239	1,519,239	0	
01 その他の需用費	1,519,239	1,519,239	0	
11 役務費	36,890	36,890	0	
12 委託料	794,470	794,470	0	
項 07 都市費	35,792,000	35,792,000	0	
目 04 生活排水費	35,792,000	35,792,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	35,792,000	35,792,000	0	
款 12 災害対策費	6,140,958	6,140,958	0	
項 07 災害対策諸費	6,140,958	6,140,958	0	
目 02 災害救助費	6,140,958	6,140,958	0	
18 負担金、補助及び交付金	6,140,958	6,140,958	0	
計	865,347,661	865,347,661	0	

(令和 6年度)

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	37,506,500	37,506,500	0	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	37,506,500	37,506,500	0	
目 01 貸付金	37,506,500	37,506,500	0	
20 貸付金	37,506,500	37,506,500	0	
項 02 諸費	0	0	0	
目 01 諸費	0	0	0	
08 旅費	0	0	0	
02 普通旅費	0	0	0	
10 需用費	0	0	0	
01 その他の需用費	0	0	0	
計	37,506,500	37,506,500	0	

歳出予算執行状況調

一般会計

(令和 7年度)

(令和 7年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 03 総務費	15,961,789	6,672,483	9,289,306	
項 01 総務費	15,961,789	6,672,483	9,289,306	
目 01 一般総務費	15,562,506	6,433,722	9,128,784	
01 報酬	7,575,000	3,000,360	4,574,640	
03 非常勤職員報酬	7,575,000	3,000,360	4,574,640	
03 職員手当等	3,217,000	1,210,808	2,006,192	
01 その他の職員手当等	3,217,000	1,210,808	2,006,192	
04 共済費	4,716,506	2,202,044	2,514,462	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	600,000	251,367	348,633	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	4,116,506	1,950,677	2,165,829	
08 旅費	54,000	20,510	33,490	
01 その他の旅費	54,000	20,510	33,490	
目 05 人事管理費	208,750	208,750	0	
08 旅費	208,750	208,750	0	
02 普通旅費	208,750	208,750	0	
目 06 職員厚生費	190,533	30,011	160,522	
07 報償費	138,190	20,000	118,190	
01 その他の報償費	138,190	20,000	118,190	
08 旅費	23,240	1,008	22,232	
01 その他の旅費	17,500	1,008	16,492	
02 普通旅費	5,740	0	5,740	
10 需用費	15,000	0	15,000	
01 その他の需用費	15,000	0	15,000	
11 役務費	14,103	9,003	5,100	
款 05 危機管理費	118,000	0	118,000	
項 01 危機管理費	118,000	0	118,000	
目 02 危機管理費	118,000	0	118,000	
07 報償費	100,000	0	100,000	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の報償費	100,000	0	100,000	
08 旅費	18,000	0	18,000	
01 その他の旅費	18,000	0	18,000	
款 06 暮らし・環境費	12,398,000	4,957,661	7,440,339	
項 04 環境費	12,398,000	4,957,661	7,440,339	
目 01 環境政策費	12,398,000	4,957,661	7,440,339	
01 報酬	5,832,000	2,474,305	3,357,695	
03 非常勤職員報酬	5,832,000	2,474,305	3,357,695	
03 職員手当等	2,335,000	1,165,557	1,169,443	
01 その他の職員手当等	2,335,000	1,165,557	1,169,443	
04 共済費	2,205,000	1,017,772	1,187,228	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	476,000	225,480	250,520	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,729,000	792,292	936,708	
08 旅費	544,000	115,592	428,408	
01 その他の旅費	236,000	55,332	180,668	
02 普通旅費	308,000	60,260	247,740	
10 需用費	398,000	116,256	281,744	
01 その他の需用費	398,000	116,256	281,744	
11 役務費	179,000	68,179	110,821	
12 委託料	905,000	0	905,000	
款 08 健康福祉費	756,844,612	372,053,084	384,791,528	
項 01 健康福祉費	15,220,210	7,181,681	8,038,529	
目 02 健康福祉企画費	15,220,210	7,181,681	8,038,529	
01 報酬	1,941,000	844,680	1,096,320	
03 非常勤職員報酬	1,941,000	844,680	1,096,320	
03 職員手当等	778,000	388,398	389,602	
01 その他の職員手当等	778,000	388,398	389,602	
04 共済費	772,000	344,760	427,240	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	172,000	76,911	95,089	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	600,000	267,849	332,151	
07 報償費	30,000	0	30,000	
01 その他の報償費	30,000	0	30,000	
08 旅費	608,300	300,796	307,504	
01 その他の旅費	225,000	39,636	185,364	
02 普通旅費	383,300	261,160	122,140	
10 需用費	4,910,310	2,678,382	2,231,928	
01 その他の需用費	4,910,310	2,678,382	2,231,928	
11 役務費	1,521,700	844,273	677,427	
12 委託料	3,002,000	1,156,056	1,845,944	
13 使用料及び賃借料	904,000	558,346	345,654	
14 工事請負費	414,000	0	414,000	
18 負担金、補助及び交付 金	311,900	65,990	245,910	
26 公課費	27,000	0	27,000	
項 02 福祉長寿費	77,003,080	73,153,830	3,849,250	
目 01 地域福祉費	73,095,320	72,937,100	158,220	
08 旅費	4,000	0	4,000	
02 普通旅費	4,000	0	4,000	
10 需用費	16,500	16,500	0	
01 その他の需用費	16,500	16,500	0	
18 負担金、補助及び交付 金	73,074,820	72,920,600	154,220	
目 03 長寿社会費	3,880,760	196,770	3,683,990	
07 報償費	713,000	161,000	552,000	
01 その他の報償費	713,000	161,000	552,000	
08 旅費	52,960	11,081	41,879	
01 その他の旅費	29,760	7,641	22,119	
02 普通旅費	23,200	3,440	19,760	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	57,700	3,399	54,301	
01 その他の需用費	57,700	3,399	54,301	
11 役務費	15,100	0	15,100	
12 委託料	2,952,000	0	2,952,000	
13 使用料及び賃借料	90,000	21,290	68,710	
目 04 遺家族等援護費	27,000	19,960	7,040	
07 報償費	15,000	15,000	0	
01 その他の報償費	15,000	15,000	0	
08 旅費	12,000	4,960	7,040	
02 普通旅費	12,000	4,960	7,040	
項 03 こども若者費	628,798,147	277,122,322	351,675,825	
目 01 こども若者費	628,798,147	277,122,322	351,675,825	
01 報酬	9,419,000	3,955,494	5,463,506	
03 非常勤職員報酬	9,419,000	3,955,494	5,463,506	
03 職員手当等	3,272,000	1,633,278	1,638,722	
01 その他の職員手当等	3,272,000	1,633,278	1,638,722	
04 共済費	3,128,997	1,472,119	1,656,878	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	693,000	325,740	367,260	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	2,435,997	1,146,379	1,289,618	
07 報償費	578,000	65,000	513,000	
01 その他の報償費	578,000	65,000	513,000	
08 旅費	2,101,150	451,284	1,649,866	
01 その他の旅費	604,480	120,924	483,556	
02 普通旅費	1,496,670	330,360	1,166,310	
10 需用費	315,000	288,395	26,605	
01 その他の需用費	311,000	286,785	24,215	
02 食糧費	4,000	1,610	2,390	
11 役務費	572,000	168,328	403,672	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
12 委託料	415,000	0	415,000	
13 使用料及び賃借料	25,600	0	25,600	
18 負担金、補助及び交付金	495,000	266,880	228,120	
19 扶助費	608,476,400	268,821,544	339,654,856	
項 04 障害者支援費	13,248,715	4,640,427	8,608,288	
目 01 障害者支援費	13,248,715	4,640,427	8,608,288	
01 報酬	4,927,676	1,972,486	2,955,190	
03 非常勤職員報酬	4,927,676	1,972,486	2,955,190	
03 職員手当等	1,764,080	881,717	882,363	
01 その他の職員手当等	1,764,080	881,717	882,363	
04 共済費	1,716,305	774,292	942,013	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	377,904	162,521	215,383	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,338,401	611,771	726,630	
07 報償費	2,104,000	409,449	1,694,551	
01 その他の報償費	2,104,000	409,449	1,694,551	
08 旅費	865,654	281,982	583,672	
01 その他の旅費	527,204	132,211	394,993	
02 普通旅費	338,450	149,771	188,679	
10 需用費	279,000	81,340	197,660	
01 その他の需用費	276,250	81,340	194,910	
02 食糧費	2,750	0	2,750	
11 役務費	366,000	219,161	146,839	
12 委託料	1,168,000	0	1,168,000	
13 使用料及び賃借料	50,000	20,000	30,000	
18 負担金、補助及び交付金	8,000	0	8,000	
項 05 医療費	16,840,000	7,851,510	8,988,490	
目 01 医務福祉費	14,445,000	6,907,016	7,537,984	
01 報酬	5,505,000	2,301,214	3,203,786	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
03非常勤職員報酬	5,505,000	2,301,214	3,203,786	
03職員手当等	1,556,000	776,796	779,204	
01その他の職員手当等	1,556,000	776,796	779,204	
04共済費	1,475,000	670,752	804,248	
01地方公務員共済組合に 対する負担金	305,000	140,066	164,934	
02報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,170,000	530,686	639,314	
07報償費	1,131,000	466,200	664,800	
01その他の報償費	1,131,000	466,200	664,800	
08旅費	1,033,000	382,535	650,465	
01その他の旅費	659,000	264,275	394,725	
02普通旅費	374,000	118,260	255,740	
10需用費	419,000	39,908	379,092	
01その他の需用費	412,000	39,908	372,092	
02食糧費	7,000	0	7,000	
11役務費	138,000	50,000	88,000	
12委託料	2,500,000	1,809,948	690,052	
13使用料及び賃借料	388,000	179,763	208,237	
17備品購入費	300,000	229,900	70,100	
目 02感染症対策費	2,395,000	944,494	1,450,506	
01報酬	1,452,000	534,815	917,185	
03非常勤職員報酬	1,452,000	534,815	917,185	
04共済費	3,000	1,173	1,827	
02報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	3,000	1,173	1,827	
07報償費	63,000	0	63,000	
01その他の報償費	63,000	0	63,000	
08旅費	172,000	86,319	85,681	
01その他の旅費	63,000	27,689	35,311	
02普通旅費	109,000	58,630	50,370	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	113,000	68,641	44,359	
01 その他の需用費	113,000	68,641	44,359	
11 役務費	570,000	244,546	325,454	
13 使用料及び賃借料	22,000	9,000	13,000	
項 06 健康費	715,460	209,595	505,865	
目 02 健康増進費	715,460	209,595	505,865	
04 共済費	1,000	339	661	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,000	339	661	
07 報償費	241,500	29,127	212,373	
01 その他の報償費	241,500	29,127	212,373	
08 旅費	266,160	123,649	142,511	
01 その他の旅費	93,800	2,079	91,721	
02 普通旅費	172,360	121,570	50,790	
10 需用費	118,600	52,880	65,720	
01 その他の需用費	118,400	52,880	65,520	
02 食糧費	200	0	200	
11 役務費	41,500	3,600	37,900	
13 使用料及び賃借料	46,700	0	46,700	
項 07 生活衛生費	5,019,000	1,893,719	3,125,281	
目 01 食品衛生費	4,578,000	1,772,914	2,805,086	
01 報酬	1,966,000	841,353	1,124,647	
03 非常勤職員報酬	1,966,000	841,353	1,124,647	
03 職員手当等	779,000	116,628	662,372	
01 その他の職員手当等	779,000	116,628	662,372	
04 共済費	720,000	292,421	427,579	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	141,000	66,873	74,127	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	579,000	225,548	353,452	
08 旅費	341,000	152,252	188,748	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	120,000	57,552	62,448	
02 普通旅費	221,000	94,700	126,300	
10 需用費	599,000	323,019	275,981	
01 その他の需用費	599,000	323,019	275,981	
11 役務費	90,000	8,421	81,579	
13 使用料及び賃借料	83,000	38,820	44,180	
目 02 薬務費	441,000	120,805	320,195	
07 報償費	189,000	350	188,650	
01 その他の報償費	189,000	350	188,650	
08 旅費	144,000	92,981	51,019	
01 その他の旅費	45,000	42,791	2,209	
02 普通旅費	99,000	50,190	48,810	
10 需用費	51,000	23,474	27,526	
01 その他の需用費	47,000	23,474	23,526	
02 食糧費	4,000	0	4,000	
11 役務費	47,000	0	47,000	
13 使用料及び賃借料	10,000	4,000	6,000	
款 10 交通基盤費	43,503,000	1,107,760	42,395,240	
項 03 道路費	2,927,000	1,107,760	1,819,240	
目 02 道路橋りょう新設改良費	2,927,000	1,107,760	1,819,240	
10 需用費	1,943,000	817,372	1,125,628	
01 その他の需用費	1,943,000	817,372	1,125,628	
11 役務費	37,000	6,280	30,720	
12 委託料	947,000	284,108	662,892	
項 06 都市費	40,576,000	0	40,576,000	
目 04 生活排水費	40,576,000	0	40,576,000	
18 負担金、補助及び交付金	40,576,000	0	40,576,000	
計	828,825,401	384,790,988	444,034,413	

母子父子寡婦福祉資金特別会計

(令和 7年度)
(令和 7年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	55,065,000	11,382,200	43,682,800	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	55,000,000	11,382,000	43,618,000	
目 01 貸付金	55,000,000	11,382,000	43,618,000	
20 貸付金	55,000,000	11,382,000	43,618,000	
項 02 諸費	65,000	200	64,800	
目 01 諸費	65,000	200	64,800	
08 旅費	19,000	200	18,800	
02 普通旅費	19,000	200	18,800	
10 需用費	46,000	0	46,000	
01 その他の需用費	46,000	0	46,000	
計	55,065,000	11,382,200	43,682,800	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					前々年度	前年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	くらし・環境費	環境費	環境政策費		717,310	
			健康福祉費	健康福祉費		健康福祉企画費	
		福祉長寿費		長寿社会費		2,924,000	
		子ども未来費		子ども未来費		667,500	
		障害者支援費		障害者支援費		1,143,000	
		医療費		医務福祉費		1,946,792	
		交通基盤費	道路費	道路橋りょう新設改良費		794,470	
計					29,161,994	12,723,427	0
(14) 工事請負費	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉費		7,161,000	
計					2,019,600	7,161,000	0
(16) 公有財産購入費						0	
計					0	0	0
(17) 備品購入費	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉費		602,800	
			子ども未来費	子ども未来費		113,300	
			障害者支援費	障害者支援費		132,000	
計					0	848,100	0
(18) 負担金、補助及び交付金		健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		251,838	
			福祉長寿費	地域福祉費		72,987,340	
			子ども未来費	子ども未来費		92,778	
			障害者支援費	障害者支援費		1,000	
			健康費	健康増進費		29,441,000	
		交通基盤費	都市費	生活排水費		35,792,000	
		災害対策費	災害対策諸費	災害救助費		6,140,958	
計					150,420,066	144,706,914	0
(21) 補償、補填及び賠償金						0	
計					0	0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和7年9月30日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						うち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	1,156,056	0
			医療費	医務福祉費	1,809,948	0
		交通基盤費	道路費	道路橋りょう新設改良費	284,108	0
計					3,250,112	0
(14) 工事請負費					0	0
計					0	0
(16) 公有財産購入費					0	0
計					0	0
(17) 備品購入費	一般会計	健康福祉費	医療費	医務福祉費	229,900	0
計					229,900	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	65,990	0
			福祉長寿費	地域福祉費	72,920,600	0
			こども未来費	こども未来費	266,880	0
計					73,253,470	0
(21) 補償、補填及び賠償金					0	0
計					0	0

委託料に関する調

(令和6年度)

整理 番号	委託 業務名	受託者	当初 設計金額	契約金額			契約 締結 方法	契約期間	支 出 年月日	金額	委託業務の 内容	摘要
				当初額	変 更 増減額	計						
1	(事務関係) 自家用電気 工作物保安 業務	川鍋電気保 安管理事務 所 川鍋潔	224,840	207,680		207,680	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.31	32,230	自家用電気工 作物保守(掛 川支所庁舎)	随契1号 (少額)
									R6.6.10	14,300		
									R6.7.24	32,230		
									R6.9.30	32,230		
									R6.11.20	32,230		
									R7.1.20	32,230		
									R7.3.10	32,230		
									小計	207,680		
2	空調設備保 守点検業務	つばい工業 ㈱	627,000	627,000		627,000	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.6.28	313,500	冷暖房空調設 備保守点検 (掛川支所)	随契1号 (少額)
									R6.12.26	313,500		
									小計	627,000		
3	清掃業務	東海ビル管 理㈱	1,441,000	1,441,000		1,441,000	指名	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.31	88,000	庁舎清掃(掛 川支所庁舎)	
									R6.6.28	88,000		
									R6.7.31	280,500		
									R6.8.30	88,000		
									R6.9.30	88,000		
									R6.10.31	88,000		
									R6.11.29	88,000		
									R6.12.26	88,000		
									R7.1.31	280,500		
									R7.2.28	88,000		
									R7.3.31	88,000		
									R7.4.30	88,000		
									小計	1,441,000		
4	消防設備等 点検業務	セルコ㈱	294,580	256,300		256,300	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.10.10	118,250	消防設備保守 点検(掛川支 所庁舎)	随契1号 (少額)
									R7.4.30	138,050		
									小計	256,300		
5	浄化槽維持 管理業務	中遠環境保 全㈱	651,640	651,640		651,640	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.31	50,985	浄化槽維持管 理(掛川支所 庁舎)	随契1号 (少額)
									R6.6.28	50,985		
									R6.7.31	70,895		
									R6.8.30	50,985		
									R6.9.30	50,985		
									R6.10.31	50,985		
									R6.11.29	50,985		
									R6.12.26	50,985		
									R7.1.31	70,895		
									R7.2.28	50,985		
									R7.3.31	50,985		
R7.4.30	50,985											
小計	651,640											
6	一般廃棄物 処理業務	㈱リサイク ルクリーン	105,600	105,600		105,600	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.31	8,800	一般廃棄物処 理(掛川支所 庁舎)	随契1号 (少額)
									R6.6.28	8,800		
									R6.7.31	8,800		
									R6.8.30	8,800		
									R6.9.30	8,800		
									R6.10.31	8,800		
									R6.11.29	8,800		
									R6.12.26	8,800		
									R7.1.31	8,800		
									R7.2.28	8,800		
									R7.3.31	8,800		
									R7.4.30	8,800		
									小計	105,600		

委託料に関する調

(令和6年度)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
18	難病法に基づく医療費助成事務補助者派遣業務委託(本所)	㈱エフザタッチ	1,346,730	1,266,265		1,266,265	一般 R6.5.1～ R6.7.19	R6.6.28 R6.7.19 R6.8.7 小計	368,368 671,366 202,273 1,242,007	臨床調査個人票等のデータパンチ入力		
19	難病法に基づく医療費助成事務補助者派遣業務委託(支所)	㈱三幸コーポレーション	428,505	390,775		390,775	随契 R6.5.8～ R6.6.28	R6.6.28 R6.7.31 小計	145,145 223,300 368,445	臨床調査個人票等のデータパンチ入力	随契1号(少額)	
20	静岡県西部病院見学ツアー業務委託	東武トップツアーズ浜松支店	307,840	307,840	△133,300	174,540	随契 R6.6.14～ R6.7.31	R6.8.30 小計	174,540 174,540	医学生等の病院見学ツアーの企画、行程管理、バス及び食事等手配	随契1号(少額)	
21	静岡県西部病院見学ツアー業務委託	遠州鉄道株式会社中遠旅行営業所	161,800	161,800		161,800	随契 R7.2.20～ R7.3.28	R7.3.25 小計	161,800 161,800	医学生等の病院見学ツアーの企画、行程管理、バス及び食事等手配	随契1号(少額)	
22	旧浜名分行舎インキュベーター収集運搬業務委託	日本産業廃棄物処理㈱	248,600	248,600		248,600	随契 R6.9.18～ R6.12.27	R6.12.26 小計	248,600 248,600	産業廃棄物(インキュベーター)の収集運搬	随契1号(少額)	
23	旧浜名分行舎インキュベーター処分業務委託	㈱キャラバン	136,400	136,400		136,400	随契 R6.9.18～ R6.12.27	R6.12.26 小計	136,400 136,400	産業廃棄物(インキュベーター)の処分	随契1号(少額)	
24	旧浜名分行舎混合廃棄物及び蛍光灯処理業務委託	㈱リサイクルクリーン	59,950	59,950	△6,050	53,900	随契 R6.9.25～ R7.1.17	R7.1.24 小計	53,900 53,900	混合廃棄物及び蛍光灯の収集運搬及び処分	随契1号(少額)	
25	旧浜名分行舎アスベスト試薬収集運搬業務委託	日本産業廃棄物処理㈱	60,500	60,500		60,500	随契 R6.10.4～ R7.1.31	R7.1.24 小計	60,500 60,500	産業廃棄物(アスベスト試薬)の収集運搬	随契1号(少額)	
26	旧浜名分行舎アスベスト試薬処分業務委託	㈱関ロフレーム	11,000	11,000		11,000	随契 R6.10.4～ R7.1.31	R7.3.14 小計	11,000 11,000	産業廃棄物(アスベスト試薬)の処分	随契1号(少額)	
27	旧浜名分行舎アスベスト含有廃棄物収集運搬業務委託	日本産業廃棄物処理㈱	82,500	82,500		82,500	随契 R6.10.18～ R7.1.31	R7.1.24 小計	82,500 82,500	アスベストを含む産業廃棄物の収集運搬	随契1号(少額)	
28	旧浜名分行舎アスベスト含有廃棄物処分業務委託	㈱ミダック	49,500	49,500		49,500	随契 R6.10.18～ R7.1.31	R7.1.24 小計	49,500 49,500	アスベストを含む産業廃棄物の処分	随契1号(少額)	
29	廃工アール缶廃棄物収集運搬・処分業務委託	中遠環境保全㈱	31,955	31,955		31,955	随契 R6.11.27～ R7.3.31	R7.1.29 小計	31,955 31,955	廃エアゾール缶廃棄物の収集運搬及び処分	随契1号(少額)	
30	旧浜名分行舎農薬等処分業務委託	㈱大洋サービス	70,840	70,840		70,840	随契 R6.11.29～ R7.3.31	R7.1.31 小計	70,840 70,840	産業廃棄物(農薬等)の処分	随契1号(少額)	
31	フックロール産業廃棄物収集運搬・処分業務委託	㈱リサイクルクリーン	99,000	99,000		99,000	随契 R6.12.25～ R7.3.31	R7.2.28 小計	99,000 99,000	産業廃棄物のフックロールによる袖手運搬及び処分	随契1号(少額)	
32	水銀使用製品産業廃棄物収集運搬業務委託	静和エンバイロメント㈱	187,000	187,000		187,000	随契 R7.1.7～ R7.3.31	R7.4.9 小計	187,000 187,000	産業廃棄物(水銀使用製品)の収集運搬	随契1号(少額)	
33	水銀使用製品産業廃棄物処分業務委託	野村興産㈱	713,000	713,000	△10,100	702,900	随契 R7.1.7～ R7.3.31	R7.4.9 小計	702,900 702,900	産業廃棄物(水銀使用製品)の処分	随契1号(少額)	
	事務関係計								12,723,427			

委 託 料 に 関 す る 調

(令和6年度)

整理 番号	委 託 業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額			契約 締結 方法	契約期間	支 出 年月日	金 額	委託業務の 内容	摘要
				当初額	変 更 増減額	計						
	(工事関係)	該当なし								0		
	工事関係 計									0		
	合 計	33件								12,723,427		

委託料に関する調

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) 自家用電気工作物保安業務	宮崎電気保安管理事務所 雅裕	228,558	228,558		228,558	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.30 R7.7.31 小計	35,453 35,453 70,906	自家用電気工作物保守(掛川支所)	随契1号(少額)
2	空調設備保守点検業務	掛川空調サービス	440,000	440,000		440,000	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.7.31 小計	220,000 220,000	冷暖房空調設備保守点検(掛川支所)	随契1号(少額)
3	清掃業務	東海ビル管理(株)	1,571,900	1,441,000		1,441,000	指名	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.30 R7.6.30 R7.7.31 R7.8.29 R7.9.30 小計	88,000 88,000 88,000 280,500 88,000 632,500	庁舎清掃(掛川支所庁舎)	
4	消防設備等点検業務	セルコ(株)	294,580	256,300		256,300	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	小計	0	消防設備保守点検(掛川支所庁舎)	随契1号(少額)
5	浄化槽維持管理業務	中遠環境保全(株)	658,240	658,240		658,240	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.30 R7.6.30 R7.7.31 R7.8.29 R7.9.30 小計	50,952 50,952 74,360 50,952 50,952 278,168	浄化槽維持管理(掛川支所庁舎)	随契1号(少額)
6	一般廃棄物処理業務	㈱リサイクルルクリーン	105,600	105,600		105,600	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.30 R7.6.30 R7.7.31 R7.8.29 R7.9.30 小計	8,800 8,800 8,800 8,800 8,800 44,000	一般廃棄物処理(掛川支所庁舎)	随契1号(少額)
7	一般廃棄物処理業務	環境保全(株)	76,560	76,560		76,560	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.30 R7.6.30 R7.7.31 R7.8.29 R7.9.30 小計	6,380 6,380 6,380 6,380 6,380 31,900	一般廃棄物処理業務(浜名分庁舎)	随契1号(少額)
8	機械警備業務	セコム(株)	1,106,490	全体額 1,106,490 単年度 205,920		全体額 1,106,490 単年度 205,920	随契	R4.4.1 ～ R9.3.31	R7.5.30 R7.6.30 R7.7.31 R7.8.29 R7.9.30 小計	(617,760) 17,160 17,160 17,160 17,160 17,160 85,800	庁舎機械警備(掛川支所庁舎) 長期継続契約	随契2号(不適) R4長期
9	感染性廃棄物処理業務	日本産業廃棄物処理(株)	① 3,300 ② 1,870	① 3,300 ② 1,870		① 3,300 ② 1,870	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.7.31 小計	8,470 8,470	感染性産業廃棄物収集・運搬	単価契約 随契1号(少額)
10	感染性廃棄物処理業務	角松商事(有)	① 770 ② 880	① 770 ② 880		① 770 ② 880	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.7.31 小計	2,420 2,420	感染性産業廃棄物処分	単価契約 随契1号(少額)
11	工場・事業場排水分析業務	ユーロフィン日本総研(株)	772,750	736,890		736,890	随契	R7.5.23～ R8.2.27	小計	0	工場・事業場排水分析業務	随契1号(少額)
12	地域リハビリテーション強化推進事業	磐田市立総合病院	924,990	924,990		924,990	随契	R7.5.1 ～ R8.3.16	小計	0	地域リハビリ広域支援センター業務	随契2号(不適)
13	地域リハビリテーション強化推進事業	社会福祉法人聖隷福祉事業団	2,026,970	2,026,970		2,026,970	随契	R7.5.1 ～ R8.3.16	小計	0	地域リハビリ広域支援センター業務	随契2号(不適)

委託料に関する調

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

整理 番号	委 託 業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額			契約 締結 方法	契約期間	支 出 年月日	金 額	委託業務の 内容	摘 要
				当初額	変 更 増減額	計						
14	静岡県里親施設実習等事業委託	(社福) デンマーク牧場福祉会	1日2,500 半日1,250	1日2,500 半日1,250		1日2,500 半日1,250	随契	R7.6.19 ～ R7.2.28	小計	0	里親施設実習等事業委託	単価契約随契1号(少額)
15	精神保健指定医及び指定病院の輪番事業	服部病院外9医療機関	1,138,000	1,138,000		1,138,000	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	小計	0	輪番による精神保健指定医の派遣及び措置入院の受入	随契1号(少額)
16	静岡県西部病院見学ツアー業務委託	吉田観光株式会社	191,270	191,270	△21,170	170,100	随契	R7.7.15～ R7.7.31	R7.8.27 小計	170,100	医学生等の病院見学ツアーの企画、行程管理、バス及び食事等手配	随契1号(少額)
17	難病法に基づく医療費助成事務補助者派遣業務委託(本所)	株式会社キャリエール浜松支店	1,400,630	1,178,177		1,178,177	一般	R7.5.7 ～ R7.7.9	R7.6.30 R7.7.31 R7.8.29 小計	385,385 671,671 99,099 1,156,155	臨床調査個人票等のデータパンチ入力	
18	難病法に基づく医療費助成事務補助者派遣業務委託(支所)	株グループジョイ	589,050	497,920		497,920	随契	R7.5.14 ～ R7.6.30	R7.6.30 R7.7.31 小計	132,778 350,915 483,693	臨床調査個人票等のデータパンチ入力	随契1号(少額)
19	建築基準法第12条に基づく定期点検業務	株新貝一級建築設計事務所	66,000	66,000		66,000	随契	R7.7.1 ～ R7.9.16	R7.9.5 小計	66,000 66,000	掛川支所車庫定期点検	随契1号(少額)
	事務関係計									3,250,112		
	(工事関係)	該当なし								0		
	工事関係計									0		
	合 計	19件								3,250,112		

全面余白

補 助 金

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費	補助金額
1	健康増進事業費助成	磐田市 外6市町	健康増進事業費補助金交付要綱	県民の健康増進を図るため、健康増進事業を実施する市町に対して助成した。	円 48,491,079	円 29,844,000
2	生活排水改善対策推進事業	磐田市 外6市町	生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置支援事業を実施する市町に対して助成した。	606,362,000	35,792,000
3	里親への委託前養育支援事業	□□□□	里親への委託前養育支援事業費補助金交付要綱	里親の経済的負担を軽減するため、里親委託のための調整期間に子どもとの交流や関係調整を行う里親に対して助成した。	70,708	54,178
計		2件	/	/	654,923,787	65,690,178

令和7年度 令和7年9月30日現在 該当なし

支 出 調

(令和6年度)

補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
	年月日	金額	年月日	金額	年月日	確認年月日	
県1/3 国1/3 又は 国10/10		円		円			
	R7. 3. 17	26,516,000					
	R7. 3. 19	4,119,000					
	R7. 3. 27	△ 345,000	R7. 3. 31	26,516,000	R7. 3. 31	R7. 4. 8	
	R7. 5. 15	△ 851,000	R7. 5. 30	2,923,000			
小計	29,439,000	小計	29,439,000				
要綱による	R7. 4. 22	35,792,000	R7. 5. 22	35,792,000	R7. 3. 31	R7. 4. 16	
	小計	35,792,000					
要綱による	R7. 1. 24	54,178	R7. 2. 14	54,178	R7. 1. 10	R7. 1. 16	
	小計	54,178					
		65,285,178		65,285,178			

負担金支出調

(令和6年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額(円)	支出年月日
1	RIFCR(リフカー)研修受講料	特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン	受講案内	被虐待児童への面接技法を学ぶ	17,600	R6.6.28 R6.7.25
2	第1回全国保健所管理栄養士会スキルアップ講座参加費	全国保健所管理栄養士会	参加依頼通知	民間団体と行政が連携した災害時の栄養・食生活支援を考える	2,000	R6.7.8
3	「家族理解ワークショップin浜松」参加費	浜松で対人援助を学ぶ会	開催案内	対人援助における「家族」への対応を学ぶ	7,000	R6.7.26
4	民生委員法第26条に基づく県負担金	磐田市 外6市町	民生委員法第26条	民生委員・民生委員推薦会及び民生委員協議会活動に要する経費の負担	72,987,340	R6.7.31
5	全国児童相談所長会会費	全国児童相談所長会	全国児童相談所長会会則	児童相談所業務の円滑な推進のための研究、協議	14,000	R6.7.31
6	会計年度任用職員人間ドック事業参加者負担金	地方職員共済組合静岡県支部長 保健経理	令和6年度人間ドック県費負担実施要領	組合員等の健康に資するため特定健康診査及び配偶者ミニドックを行う	98,000	R7.1.31
7	第9回静岡県聴覚障害者防災フォーラム」参加費	聴覚障害者災害救援静岡県本部	開催案内	災害時における聴覚障害者への支援について学ぶ。	1,000	R7.2.14
8	災害救助費負担金	磐田市	災害救助費負担金交付要綱	令和5年台風第2号号及び令和6年台風第10号による災害に係る災害救助費繰替支弁金を交付	6,140,958	R7.4.30
9	浜名分庁舎電気料金負担金	湖西市	静岡県西部健康福祉センター浜名分庁舎の移転に関する覚書	湖西市健康福祉センターにおける浜名分庁舎の電気代を面積割合により負担する	153,838	
計		9件	/	/	79,421,736	/

負 担 金 支 出 調

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額(円)	支出年月日
1	甲種防火管理新規講習受講料	特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン	受講案内	防火管理者資格取得のための講習の受講	8,000	R7.4.16
2	アンガーマネジメント入門講座受講費	一般社団法人日本アンガーマネジメント協会	開催案内	アンガーマネジメントの方法を学ぶ	2,200	R7.6.23
3	こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講料	株式会社さくら	開催案内	こども家庭福祉に係る支援の専門性の向上を図る。	140,000	R7.6.23
4	民生委員法第26条に基づく県負担金	磐田市 外6市町	民生委員法第26条	民生委員・民生委員推薦会及び民生委員協議会活動に要する経費の負担	72,920,600	R6.7.31
5	RIFCR(リフカー)研修受講料	特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン	受講案内	被虐待児童への面接技法を学ぶ	9,900	R7.8.7
6	ABAペアレントトレーナー養成講座受講料	Together 合同会社	開催案内	ペアレントトレーナーとしての技術の習得を図る。	54,780	R7.8.25
7	子どものPTSDの「アセスメント」受講料	学校法人 日本福祉大学	開催案内	子どものトラウマケアのためのPTSDアセスメントの方法を学ぶ。	16,000	R7.8.28
8	精研式PTファシリテーター養成研修受講料の支出について	特定非営利活動法人 子育て応援隊むぎみ	開催案内	ペアレントトレーニングのファシリテーターとしての技術と姿勢を学ぶ。	44,000	R7.8.29
9	浜名分庁舎電気料金負担金	湖西市	静岡県西部健康福祉センター浜名分庁舎の移転に関する覚書	湖西市健康福祉センターにおける浜名分庁舎の電気代を面積割合により負担する	57,990	
計		9件	/	/	73,253,470	/

建 築

整理番号	予算科目	工事名	工事箇所	当初設計金額	契約金	
					当初額	変更増減額
1	健康福祉企画費	食肉衛生検査所電話設備更新工事	掛川市金城93	836,000 円	836,000 円	円
2	健康福祉企画費	掛川支所庁舎検査室及び会議室空調設備更新工事	掛川市金城93	6,600,000	6,325,000	
		合 計	2件	7,436,000	7,161,000	
参考 1	健康福祉企画費	掛川支所庁舎外壁修繕他工事	掛川市金城93	70,092,000	67,100,000	△6,061,000
		合 計	1件	70,092,000	67,100,000	△6,061,000

工 事 調

(令和6年度)

額	契約締結方法	受注者	着手完成(予定)年月日	支出済額	工事概要	公有財産台帳	摘要
計							
836,000	随契	NEC静岡ビジネス株式会社	着手R6.11.20 完成R7.1.15	836,000	電話設備の更新	—	令達日 R6.10.7 最終支払日 R7.3.10 随契1号(少額)
6,325,000	指名	株式会社掛川水道設備	着手R6.11.19 完成R7.3.10	6,325,000	空調設備の更新	済	令達日 R6.9.6 最終支払日 R7.4.10
7,161,000				7,161,000			
61,039,000	指名	株式会社金田組	着手R6.3.20 完成R6.10.7	61,039,000	庁舎外壁タイル浮き、クラック等及び庁舎屋上防水塗膜等修繕	—	R5 ゼロ債 令達日 R6.4.1 最終支払日 R6.11.1 袋井土木事務所
61,039,000				61,039,000			

建 築

整理 番号	予算科目	工 事 名	工 事 箇 所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当初額	変更増減額
参考 1	健康福祉企 画費	西部健康福祉センター 掛川支所受変電設備修 繕工事	掛川市金城93	円 10,549,000	円 10,285,000	円
		合 計	1件	10,549,000	10,285,000	

工 事 調

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

額	契約締結方法	受注者	着手完成(予定) 年 月 日	支出済額	工事概要	公有財産台帳	摘要
計							
10,285,000 ^円	不随	株式会社中遠電気	着手R7.6.17 完成R8.2.9	4,110,000 ^円	受変電設備更新 ・高圧受電盤 ・低圧電灯盤 ほか	—	令達日 R7.4.18 最終支払日 未 財務部設備課
10,285,000				4,110,000			

公 有 財 産 調

(令和6年度)

区分	令和6年3月31日現在		増		減		令和7年3月31日現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
		千円		千円		千円		千円	
行政財産		440,421						427,335	
土地	m ² 6,476.56	316,406	350.62				m ² 6,827.18	316,406	
建物	m ² 2010.06 3478.36	115,644				18,268	m ² 2010.06 3478.36	97,376	
工作物	個 60	8,371	2	6,325		1143	個 62	13,553	
樹木	本 38						本 38		
公有財産に準ずるもの		663.968						663.968	
電話加入権	本 20	663.968					本 20	663.968	

令和7年度 令和7年9月30日現在 増減なし

債権（貸付金等）の管理状況調

(令和6年度)

区 分	令和5年度末 現在額		期 間 中				令和6年度末 現在額	
	件数	金額 円	増		減		件数	金額 円
			件数	金額 円	件数	金額 円		
母子福祉資金 貸付金	1246	628,706,012	39	36,306,500	141	103,923,525	1144	561,088,987
父子福祉資金 貸付金	12	9,682,256	0	192,000	0	1,171,176	12	8,703,080
寡婦福祉資金 貸付金	16	18,448,577	0	1,008,000	1	1,430,328	15	18,026,249
計	1274	656,836,845	39	37,506,500	142	106,525,029	1171	587,818,316

債権（貸付金等）の管理状況調

(令和7年度)

(令和7年9月30日現在)

区 分	令和6年度末 現在額		期 間 中				令和7年度 現在額 (令和7年9月30日現在)	
	件数	金額 円	増		減		件数	金額 円
			件数	金額 円	件数	金額 円		
母子福祉資金 貸付金	1144	561,088,987	8	11,382,000	107	40,306,835	1045	532,164,152
父子福祉資金 貸付金	12	8,703,080	0	0	0	650,388	12	8,052,692
寡婦福祉資金 貸付金	15	18,026,249	0	0	3	700,416	12	17,325,833
計	1171	587,818,316	8	11,382,000	110	41,657,639	1,069	557,542,677

借地借家等調

(令和7年9月30日現在)

整理 番号	区 分	種 別	所在地	地 目		数量又 は面積	借 料		契 約 期 間	所有者又 は契約者 氏名あ	用 途
				台 帳	現 況		単 価	年 額			
1	土 地	港湾施 設敷地	湖西市新 居町新居 字向島 3 4 4 7	公衆用 道路	公衆用 道路	m 72.50	円 無償	円 無償	R6.4.1 ～ R9.3.31	静岡県 知事	排水管 埋設
2	建 物	事務所 建	湖西市 古見 1 0 4 4			m2 98.62	円 無償	円 無償	R7.4.1 ～ R8.3.31	湖西 市長	西部健康 福祉セン ター (浜名分 庁舎)
3	建 物	倉庫建	湖西市 古見 3 2 6 8			m2 1.17	円 無償	円 無償	R7.5.1 ～ R8.3.31	湖西 市長	犬猫一時 預かり場 所 (浜名分 庁舎)

工作物 令和7年9月30日現在 該当なし

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和7年度)
(令和7年9月30日現在)

区分	事業名 又は契約名	内容	契約額	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
				円	円	円	円	円	円	円	円	円
長期 継 続 契 約	電子複写機 賃貸借契約	電子複写機の借上げ (契約日 令和6年4月1日)	2,664,200					541,640	530,640	530,640	530,640	530,640
	電子複写機 賃貸借契約	電子複写機の借上げ (契約日 令和3年4月1日)	4,782,150		1,080,430	915,430	1,015,430	955,430	815,430			
	自動体外式除 細動器 (A E D) 賃貸借契約	自動体外式除細動器の借上げ (契約日 令和3年2月19日)	264,000	4,400	52,800	52,800	52,800	52,800	48,400			
	機械警備業務 委託契約	掛川支所の機械警備業務 (契約日 令和4年4月1日)	1,106,490			205,920	205,920	205,920	205,920	282,810		

行政財産貸付・使用許可調

(令和7年9月30日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	貸付料又は使用料		貸付又は使用許可期間	貸付又は使用許可を受けた者の氏名	貸付・使用許可目的
				台帳	現況		単価	年額			
1	建物	事務所建	掛川市金城93	庁舎	庁舎	3.3 m ²		無償	R6.4.1～ R9.3.31	小笠地区 食品衛生協会 連合会長	事務室
2	建物	事務所建	掛川市金城93	庁舎	庁舎	6.6		無償	R6.4.1～ R9.3.31	(公財) 静岡県 結核予防会 理事長	事務室
3	建物	倉庫建	掛川市金城93	車庫	車庫	31.6		無償	R6.4.1～ R9.3.31	(公財) 静岡県 結核予防会 理事長	レントゲン車庫
4	建物	事務所建	掛川市金城93	庁舎	庁舎	0.01		無償	R7.4.1～ R8.3.31	掛川市長	公共測量 基準点
5	建物	事務所建	掛川市金城93	庁舎	庁舎	0.80		無償	R4.4.1～ R9.3.31	掛川市長	地域防災 無線局
6	土地	掛川支所敷地	掛川市金城93	宅地	宅地	電柱 3本	1,500	4,500	R3.4.1～ R8.3.31	中部電力パワー グリッド㈱ 掛川営業所長	電力供給
7	土地	浜名分庁舎敷地	湖西市新居町新居3447	雑種地	宅地	電柱 1本	1,500	1,500	R3.4.1～ R8.3.31	中部電力パワー グリッド㈱ 浜松営業所長	電力供給
8	土地	浜名分庁舎敷地	湖西市新居町新居3447	雑種地	宅地	支線 1条	1,500	1,500	R4.4.1～ R9.3.31	西日本 電信電話㈱ 静岡支店長	電気通信
9	土地	浜名分庁舎敷地	湖西市新居町新居3447	雑種地	宅地	電柱 1本	1,500	1,500	R7.4.1～ R12.3.31	中部電力パワー グリッド㈱ 浜松支社長	電力供給
合計								9,000			

普通財産・借受財産等貸付調

令和7年度 令和7年9月30日現在 該当なし

備品・図書調

(令和 6年度)

所属 0000104127 健康福祉部 西部健康福祉センター

区分	令和 6年 3月31日 現在	増		減		令和 7年 3月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-01 机類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-02 台類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
01-03 いす類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-04 収納保管庫類	22	(0) 0	0	(0) 1	0	21
01-05 印刷機器類	5	(0) 0	0	(0) 3	0	2
01-07 書類整理器具類	3	(0) 0	0	(0) 2	0	1
01-10 印判類	12	(0) 0	0	(0) 0	0	12
01-13 厨房器具類	4	(0) 0	0	(0) 1	0	3
01-14 冷暖房器具類	2	(0) 1	0	(0) 0	0	3
01-19 掲示板・黒板	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	65	(1) 3	245,300	(0) 0	0	68
02-02 情報伝達機器類	4	(0) 0	0	(0) 2	0	2
02-03 再生機器類	1	(0) 0	0	(0) 1	0	0
03-01 撮影機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
03-03 視覚用再生等機器類	5	(0) 0	0	(0) 2	0	3
04-01 診療・診断用機器類	8	(0) 0	0	(0) 3	0	5
04-02 衛生検査用機器類	26	(0) 0	0	(0) 8	0	18
04-03 看護用機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3

ZMB0040
ZMR0040

備品・図書調

(令和 6年度)

所属 0000104127 健康福祉部 西部健康福祉センター

区 分	令和 6年 3月31日 現在	増		減		令和 7年 3月31日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
04-07 防疫機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
04-99 その他の医療衛生機器類	12	(0) 1	0	(0) 1	0	12
05-04 分析化学機器類	6	(0) 0	0	(0) 1	0	5
05-05 生物化学機器類	2	(0) 0	0	(0) 1	0	1
05-06 環境化学機器類	1	(0) 0	0	(0) 1	0	0
05-10 身体測定用機器類	4	(0) 0	0	(0) 2	0	2
06-04 電気電子機器類	0	(0) 1	0	(0) 0	0	1
06-99 その他の諸機器類	1	(0) 0	0	(0) 1	0	0
08-01 車両類	7	(1) 1	0	(1) 1	0	7
10-12 体育保健用器具類	2	(0) 0	0	(0) 2	0	0
10-99 その他の教育用器具類	9	(0) 4	602,800	(0) 1	0	12
50-01 図書	20	(0) 0	0	(0) 0	0	20
計	244	(2) 11	848,100	(1) 34	0	221

ZMB0040
ZMRB0040

備品・図書調

(令和 7年度)

所属 0000104127 健康福祉部 西部健康福祉センター

区 分	令和 7年 3月31日 現在	増		減		令和 7年 9月30日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-01 机類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-02 台類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
01-03 いす類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-04 収納保管庫類	21	(0) 0	0	(0) 0	0	21
01-05 印刷機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	12	(0) 0	0	(0) 0	0	12
01-13 厨房器具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-14 冷暖房器具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-19 掲示板・黒板	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	68	(0) 1	229,900	(0) 0	0	69
02-02 情報伝達機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
03-01 撮影機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
03-03 視覚用再生等機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
04-01 診療・診断用機器類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
04-02 衛生検査用機器類	18	(0) 0	0	(0) 0	0	18
04-03 看護用機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
04-07 防疫機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3

主 要 備 品 調

(令和7年9月30日現在)

整理 番号	区分		品名・規格	利用状況	購入 年月	購入金額 (円)
	大・中	小				
1	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	SARS等発生時の応急診察 非常用のための保管	H15.12	3,790,500
2	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	SARS等発生時の応急診察 非常用のための保管	H15.12	3,790,500
3	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	SARS等発生時の応急診察 非常用のため貸付中	H15.12	3,790,500
4	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	SARS等発生時の応急診察 非常用のための保管	H15.12	3,790,500
5	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	SARS等発生時の応急診察 非常用のための保管	H15.12	3,790,500
6	04-99	その他の医療 衛生機器	静脈確保穿刺トレーニングシ ステム	管内病院研修医の技術研 修の貸出しのため保管	H24.12	2,394,000
7	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	SARS等発生時の応急診察 非常用のため貸付中	H15.12	2,311,000
8	05-10	身体測定用機 器	身体測定用機器 デジタル全自動身長体重計	故障中	S63.6	1,070,000
9	01-04	書類収納庫	書棚	児童相談所のファイル 庫・物品庫で常時使用	H22.3	1,050,000
10	04-99	その他の医療 衛生機器	マスクフィッティングテス ター	職員に対して使用	R3.1	919,600
11	01-04	移動書庫	書架	書類保管のため常時使用	H17.7	902,475
12	01-05	印刷機	印刷機 リソグラフGR273T	書類作成のため常時使用	H9.8	787,500
13	01-04	たな	たな 900-480-2166	書類保管のため常時使用	S54.9	768,000
14	04-99	その他の医療 衛生機器	I V トレーナー胴体①	管内病院研修医の技術研 修の貸出しのため保管	H24.11	619,500
15	04-99	その他の医療 衛生機器	I V トレーナー胴体②	管内病院研修医の技術研 修の貸出しのため保管	H24.11	619,500
16	05-04	遠心分離装置	多本架遠心機	故障中	H8.2	616,970
17	01-04	たな	たな 900-480-2166	書類保管のため常時使用	S54.9	596,000
18	05-04	加熱(冷却)蒸 発装置	薬用保冷庫 MPR-504(H)	検体保管のため常時使用	H18.2	504,000
19	05-04	培養機器	低温インキュベータ 159L	検査時に使用	H11.10	493,500
20	01-04	移動書庫	移動書庫 3600×730×2100	書類保管のため常時使用	S54.9	485,000

公務中の事故等に関する調

1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故

該当なし

2 公務災害（通勤災害を含む。）

該当なし

3 公務中における交通事故

(1) 発生状況

区 分	件 数	事故の内訳		
		加害事故 (過失割合 50%超)	被害事故 (過失割合 50%以下)	その他 (過失割合が不 明なもの等)
令和4年度	2	2	0	0
令和5年度	4	4	0	0
令和6年度	2	1	1	0
令和7年度	1	0	1	0

(2) 監査対象期間中の事故

令和6年度

事故1

事故発生日時	令和6年6月20日（木）午後3時30分頃
事故発生場所	磐田市加茂 個人宅敷地内
事故当事者	甲：当所女性職員（60才） 乙：個人宅の庭石
事故概要及び措置状況 (過失割合)	甲は同乗者と2名で業務のため個人宅を訪問し、中遠総合庁舎へ帰庁するため訪問先の庭に駐車していた公用車を車道に出そうとし、方向転換のために切り返しをしていたところ、公用車の前方バンパー左側が庭石（高さ50～60cm程度）と接触した。 人的被害 甲：なし 乙：－ 物的被害 甲：車体前部バンパー破損 乙：なし (甲：100% 乙：0%) 公用車修繕料：なし
職員に対する処分等の状況	当該事故は職員の不注意に起因するものであるが、甲の故意又は重大な過失によるものではないため、職員に対する求償権は行使しない。
所属における事後対応の状況	幹部職員会議において交通安全の徹底を指示すると共に、運転時には十分に周囲の安全確認を行い、事故防止に万全を期すよう指示した。

事故2

事故発生日時	令和7年3月13日（木）午前11時30分頃
事故発生場所	東名高速道路上（掛川IC菊川IC間）
事故当事者	甲：当所男性職員（45才） 乙：なし
事故概要及び措置状況 （過失割合）	<p>甲は同乗者と2名で富士市内の施設に向うため高速道路を走行中、飛び石と思われる飛来物によりフロントガラスの左側下部にひび（2カ所計2cm程）が入った。このため、最寄りの牧之原サービスエリアで車両の安全確認を実施し、走行に支障がなかったため、公務を継続した。</p> <p>人的被害 甲：なし 乙：－ 物的被害 甲：フロントガラス破損 乙：－ （過失割合：－） 公用車修繕料：92,730円</p>
職員に対する処分等の状況	今回の車両損傷は、不可抗力により発生したものであり、甲に故意又は飲酒運転等の重大な過失があったとは認められないため、職員に対する求償権は行使しない。
所属における事後対応の状況	幹部職員会議において交通安全の徹底を指示すると共に、運転時には十分に周囲の安全確認を行い、事故防止に万全を期すよう指示した。

令和7年度

事故1

事故発生日時	令和7年6月12日（木）12時9分頃
事故発生場所	藤枝市高洲67-7地先
事故当事者	甲：当所男性職員（41才） 乙：個人
事故概要及び措置状況 （過失割合）	<p>甲は同乗者と3名で藤枝市内の施設に向う途上、赤信号で停車していたところ、後方から追突された。走行に支障がなかったため、同乗者を藤枝市内で下ろし、帰庁した。</p> <p>これにより、 人的被害 甲：頸椎捻挫 乙：なし 物的被害 甲：後部バンパー破損 トランク変形 等 乙：前方バンパー破損 ボンネット変形 （甲：0% 乙：100%） 公用車修繕料：458,084円</p>
職員に対する処分等の状況	今回の車両損傷は、甲に過失がないため、職員に対する求償権は行使しない。
所属における事後対応の状況	幹部職員会議において交通安全の徹底を指示すると共に、運転時には十分に周囲の安全確認を行い、事故防止に万全を期すよう指示した。

4 その他

・旧浜名分庁舎への侵入被害

旧浜名分庁舎概要	所在地：湖西市新居町新居向島3447番地 事務所：鉄筋コンクリート造2階建 建築面積：616.57㎡ 延べ面積1147.21㎡ 建設年月：昭和51年3月
平常時の管理状況	令和3年10月から分庁舎機能移転のため常時無人となっていることから、西部健康福祉センター職員が月2回状況を点検・管理している
発生日時	令和6年8月14日～9月2日の間
被害概要	窃盗犯の侵入による設備の滅失、ドア等の損傷 ・滅失（盗難） 機械室分電盤付近の銅線9本 ・損傷 ドア3カ所、ガラス窓1カ所
損害額	・盗まれた銅線の推計額 約35,000円 ・ドア、ガラス窓の修繕費用 (ガラス窓修繕料：53,130円 令和6年12月3日修繕完了)
被害届	・令和6年9月2日 湖西警察署に盗難被害を届出
今後の対応	・応急措置として、ドアは破損しているものの施錠可能のため施錠し、立入禁止の表示を貼り部外者の侵入防止を図っている ・引き続き毎月2回、建物の外見、施設内を巡視する ・本庁と侵入防止策を協議

工事中の事故に関する調

1 工事中の事故発生状況

(令和7年9月30日現在)

区分	第三者事故					工事等の関係者事故				もらい事故 (負傷者あり)	
	件数	死亡	重傷	軽傷	損害のみ	件数	死亡	重症	重症以外	件数	死傷
令和5年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人
令和6年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人
令和7年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人

前回の監査結果等改善状況調

1 定期監査

前回監査 令和7年1月21日

前回監査対象期間 令和5年10月1日～令和6年8月31日

区 分	改 善 状 況
1 指 摘 該当なし	
2 注 意 該当なし	
3 意 見 該当なし	
4 指 導 該当なし	

職 員 調

(令和7年9月30日現在)

整理番号	職 名	氏 名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
1	所長	内田 聡子	所の総括	□□□	□□□□	□□□□
2	医監兼保健所長	馬淵 昭彦	保健所の総括	□□□	□□□□	□□□□
3	副所長	佐野 弘幸	所の総括補佐	□□□	□□□□	□□□□
4	技監	木村 雅芳	保健所の総括補佐	□□□	□□□□	□□□□
	主査	東 貴美子				□□□□
	【総務課】					
5	課長	渥美 圭司	課総括	□□□	□□□□	□□□□
	(総務班)					
6	班長	井手 光司	班総括・給与等	□□□	□□□□	□□□□
7	主任	金子 和広	会計・庁舎管理	□□□	□□□□	□□□□
8	主任	山崎 真実	会計・予算	□□□	□□□□	□□□□
9	主任	名倉 裕亮	物品・庶務	□□□	□□□□	□□□□
	福祉部					
10	部長	長門 英樹	部・課総括	□□□	□□□□	□□□□
	【福祉課】					
	課長	長門 英樹				□□□□
	(福祉子ども班)					
11	班長	二岡 晴子	班総括・高齢者福祉等	□□□	□□□□	□□□□
12	主任	寺田 ゆかり		□□□	□□□□	□□□□
13	主任	渡辺 歩美	妊産婦及び母子支援等	□□□	□□□□	□□□□
14	主事	西田 忠幸	民生委員・児童委員活動推進等	□□□	□□□□	□□□□
15	主事	川島 万佑花	母子福祉寡婦福祉、DV防止等	□□□	□□□□	□□□□
16	技師	山本 裕季子	小児慢性、母子保健関係等	□□□	□□□□	□□□□
	(精神保健福祉班)					
17	班長	宮地 俊行	班総括・精神保健福祉等	□□□	□□□□	□□□□
18	主査	石川 美絵	精神保健福祉	□□□	□□□□	□□□□
19	主査	白石 直也	精神保健福祉	□□□	□□□□	□□□□
20	主事	山下 裕貴	精神保健福祉	□□□	□□□□	□□□□
	(浜名班)					
21	班長	福田 容史子	精神保健福祉等	□□□	□□□□	□□□□

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
	医療健康部					
22	部長兼健康危機統括官	高木 陽子	部総括	□□□	□□□□	□□□□
	【地域医療課】					
23	課長	伊藤 祐史	課総括	□□□	□□□□	□□□□
	(医療班)					
24	班長	渥美 直久	班総括・医務等	□□□	□□□□	□□□□
25	主任	金原 義男	医務・医療監視等	□□□	□□□□	□□□□
26	主事	中田 衿萌	特定医療費（指定難病）・保健統計	□□□	□□□□	□□□□
	専門主査	高崎 哲也				□□□□
	(疾病対策班)					
27	班長	大石 園巳	班総括・感染症拡大防止等	□□□	□□□□	□□□□
28	主任	土井 倫子	感染症対策等	□□□	□□□□	□□□□
29	主任	楯 日佳理	難病支援、原爆被爆者支援等	□□□	□□□□	□□□□
30	主任	川本 芽依	結核予防、感染症審査会	□□□	□□□□	□□□□
31	技師	福地 紫苑	骨髄移植推進、エイズ予防等	□□□	□□□□	□□□□
	(浜名班)					

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
32	主任	高野 まゆみ	分庁舎駐在（結核予防、難病等）	□□□	□□□□	□□□□
	【健康増進課】					
33	課長	今川 めぐみ	課総括	□□□	□□□□	□□□□
	（健康増進班）					
34	班長	辻井 博美	班総括・生活習慣病対策・健康増進計画推進	□□□	□□□□	□□□□
35	専門主査	大石 景子	食育推進事業・給食施設指導等	□□□	□□□□	□□□□
36	主任	秋鹿 明美	災害時健康支援・たばこ対策等	□□□	□□□□	□□□□
	技師	楠 雄登				□□□□
	相談部					
37	部長兼児童相談所長	原中 博之	部総括	□□□	□□□□	□□□□
	【相談判定課】					
38	課長	松永 千花子	課総括	□□□	□□□□	□□□□
	（相談班）					
39	班長	初瀬 千晴	班総括・相談受理等	□□□	□□□□	□□□□
40	主査	永井 佐知子	療育手帳判定・市町との調整	□□□	□□□□	□□□□
41	主査	宮本 桐	相談受理・統計事務	□□□	□□□□	□□□□
42	主査	西尾 真弓	療育手帳事務	□□□	□□□□	□□□□
43	主任	橋本 壽徳	障害児・者相談・事務	□□□	□□□□	□□□□
	（判定班）					
44	班長	市原 恵子	班総括・心理判定等	□□□	□□□□	□□□□
45	主査	鈴木 美徳	心理判定・心理治療・里親支援	□□□	□□□□	□□□□
46	主査	岡本 絵梨子	心理判定・心理治療	□□□	□□□□	□□□□
47	主査	妹尾 佳美	心理判定・心理治療	□□□	□□□□	□□□□
48	主査	石崎 萌	心理判定・心理治療	□□□	□□□□	□□□□
49	主任	水野 志穂	心理判定・心理治療	□□□	□□□□	□□□□
50	主事	池田 侑美	心理判定・心理治療	□□□	□□□□	□□□□
51	主事	若月 優太	心理判定・心理治療	□□□	□□□□	□□□□

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
	【育成課】					
52	課長	三津山 弘樹	課総括	□□□	□□□□	□□□□
	(育成第1班)					
53	班長	小室 光広	班総括	□□□	□□□□	□□□□
54	主査	吉岡 美保	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
55	主査	岡村 直哉	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
56	主査	堤 歩未	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
57	主事	長瀬 有希	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
58	主事	望月 星奈	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
	(育成第2班)					
59	班長	山梨 弘晶	班総括	□□□	□□□□	□□□□
	主査	五味 義弘	児童福祉			□□□□
60	主査	杉本 幸大	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
61	主任	高橋 敦子	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
62	主任	渥美 諒子	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
63	主任	白山 滯	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
64	主任	鈴木 良実	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
65	主事	曾根 剣一郎	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
	(育成第3班)					
66	班長	鈴木 宏弥	班総括	□□□	□□□□	□□□□
67	主査	伊藤 慎吾	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
68	主査	下野 達也	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
69	主任	鈴木 直人	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
70	主事	鈴木 悠理	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
71	主事	戸川 理香子	児童福祉	□□□	□□□□	□□□□
	衛生環境部					
72	部長	堀池 あずさ	部総括	□□□	□□□□	□□□□
73	技監	岩佐 裕子	部の総括補佐、課総括	□□□	□□□□	□□□□
	【衛生業務課】					
	課長	岩佐 裕子				□□□□
	(衛生業務班)					
74	班長	中嶋 洋平	班総括	□□□	□□□□	□□□□
75	専門主査	小守 奈緒	食品衛生	□□□	□□□□	□□□□
76	専門主査	西田 恵	薬事衛生	□□□	□□□□	□□□□
77	専門主査	岩崎 泰憲	薬事衛生・生活衛生	□□□	□□□□	□□□□
78	主任	筆谷 麻未	動物愛護・管理	□□□	□□□□	□□□□
79	技師	小川 永理佳	生活衛生・温泉	□□□	□□□□	□□□□
80	技能員	細田 直裕	薬事衛生事務補助	□□□	□□□□	□□□□
	(浜名班)					
81	専門主査	山崎 喜与子	分庁舎駐在(薬務・生活衛生)	□□□	□□□□	□□□□
82	主任	犬塚 博之	分庁舎駐在(食品衛生・動物愛護)	□□□	□□□□	□□□□

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
	【環境課】					
	課長	堀池 あずさ				□□□□
	(生活環境班)					
83	班長	田村 隆志	班総括・土壌汚染対策等	□□□	□□□□	□□□□
84	専門主査	隅 春菜	水道法関係等	□□□	□□□□	□□□□
85	主査	中村 佐知子		□□□	□□□□	□□□□
86	主査	山田 多栄子	大気汚染等	□□□	□□□□	□□□□
87	主査	渡邊 崇之	浄化槽・生活排水	□□□	□□□□	□□□□
88	主任	石井 雄太	水質汚濁等	□□□	□□□□	□□□□
	(廃棄物班)					
89	班長	鈴木 真紀	班総括・廃棄物・PCB等	□□□	□□□□	□□□□
90	主査	川村 拓	廃棄物、県外搬入協議等	□□□	□□□□	□□□□
91	主査	白岩 誉裕希	不法投棄防止、自動車リサイクル法等	□□□	□□□□	□□□□
92	技師	太田 和希	廃棄物、建設リサイクル法等	□□□	□□□□	□□□□
	【掛川支所】					
93	支所長	望月 康生	支所総括	□□□	□□□□	□□□□
	(掛川班)					
	班長	望月 康生				□□□□
94	専門主査	小林 悦子	不妊治療・結核予防	□□□	□□□□	□□□□
95	専門主査	森 大典	食品衛生・動物愛護	□□□	□□□□	□□□□
96	主査	刑部 瞳	難病支援・エイズ予防	□□□	□□□□	□□□□
97	主査	美澤 克俊	業務・生活衛生	□□□	□□□□	□□□□
98	主任	小嶋 由美	小児慢性・結核予防	□□□	□□□□	□□□□
99	技師	辻 華乃	精神保健福祉・母子保健	□□□	□□□□	□□□□
平均年数					3年10月	

職員の年齢調

(令和7年9月30日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	0人	
20歳以上30歳未満	13人	
30歳以上40歳未満	22人	
40歳以上50歳未満	28人	
50歳以上56歳未満	12人	
56歳以上61歳未満	15人	
61歳以上	9人	暫定再任用職員8人
計	99人	平均年齢 44.3歳

健康管理

1 令和6年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 91人 職員数 93人
受 診 率	100.0%
県平均受診率	100.0%

(1) 未受診の理由

育休者 1名
休職者 1名

2 令和7年度在籍者の健康診断結果

健康管理区分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		人
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療	人
B 2		要経過観察	人
C 1	勤務をほぼ平常に行ってよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療	4(4)人
C 2		要経過観察	人
D 1	平常の勤務でよい。	要治療	31(26)人
D 2		要経過観察	27(22)人
D 3		医療不要	31(15)人
区分者計			93(67)人
未区分者数			6人
合 計			99(67)人

(1) 管理区分A～C2該当者に対する措置状況

A 1：休職者

C 1、2：過労や感染を避けるために、主として内部業務に従事させ、担当業務の種類や業務量の配分に配慮

(2) 未区分の理由

ア 産休・育休 3人

イ 新規採用 1人

ウ 自己都合による未受診 人

エ その他
(休職者) 1人

(派遣元区分なし) 1人